第２期 関市国土強靱化地域計画

（令和７年度～令和１１年度）

～強くて、しなやかな関市へ～

令和７年３月

関　市

目次

はじめに 1
1　計画策定の趣旨 1
2　計画の性格 1
3　計画期間 1
4　SDGs（持続可能な開発目標） 1
第１章　強靭化の基本的な考え方 2
1　強靭化の理念 2
2　基本目標 3
3　強靭化を推進する上での基本的な方針 3
4　計画策定の進め方 4
第２章 関市の地域特性 4
1　地理的・地形的特性 4
2　気候的特性 5
3　社会経済的特性 6
第３章 計画策定に際して想定するリスク 8
第４章 脆弱性評価 13
1　脆弱性評価の考え方 13
2「起きてはならない最悪の事態」の設定 14
事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 14
3「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価 15
第５章 強靭化の推進方針 16
1　推進方針の整理 16
2　施策分野ごとの強靭化の推進方針 16
(1) 行政機能 16
(2) 都市・住宅・土地利用 20
(3) 保健医療・福祉 22
(4) 産業 23
(5) 国土保全・交通 24
(6) 環境 26
(7) 横断的分野 1 リスクコミュニケーション／防災教育／人材育成 26
(8) 横断的分野 2 官民連携 28
(9) 横断的分野 3 老朽化対策 29
3　事業主体が市以外の団体であるなど、市のみでは対応が困難な課題 29
第６章 計画の推進 31
1　施策の重点化 31
(1)プログラムの重点化 31
(2)個別施策の重点化 31
2　毎年度のアクションプランの策定 32
3　計画の見直し 32

（別紙 1）リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 33
（別紙 2）施策分野ごとの脆弱性評価結果 56
（別紙 3）リスクシナリオごとの推進方針 70

はじめに

１ 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法第13 条には「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、この規定に基づきいかなる自然災害が起こっても機能不全に陥らず、活気ある行政の継続を可能とする強靭な関市を作り上げるため、令和2年3月に「関市国土強靭化地域計画」を策定・公表した。令和7年3月に計画期間である5年が経過するため、国や岐阜県の見直し状況を踏まえて、関市国土強靭化地域計画（令和7年度から令和11年度）を策定する。

２ 計画の性格

本計画は、強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

より詳細な事業、施策は、本計画の推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

３ 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までの5年間とする。

４ ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月に全193の国連加盟国の合意によって決められた2030年を達成の期限とする国際目標である。持続可能な世界を実現するため2030年にあるべき姿を17種類の目標（ゴール）として表し、169の具体的な目標（ターゲット）を示し、地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っている。

国土強靭化地域計画も、ＳＤＧｓとの結びつきを念頭に置き策定し計画を推進する。

以下にＳＤＧｓ１７の目標記号と世界のマークを記載

第１章　強靭化の基本的な考え方

１　強靭化の理念

本市域はＶ字型の形状をしており、中部から北部にかけて山地が広がり、南部には段丘及び低地が広がっている。西側は板取川・武儀川、東側は津保川が流れ、これらはいずれも長良川に合流し、南流している。これらの自然から本市の豊かな暮らしや文化を育んできた。その一方で、本市は様々な災害に見舞われてきたが、先人たちがたゆまぬ治山・治水の努力を重ね、その記録・記憶を後世に伝え、「自然に恵まれた伝統ある刃物のまち」関市を築き上げてきた。

私たちは、この経験を通じて、自然災害の脅威を再認識するとともに、将来に向け記憶を風化させることなく、教訓を活かしていく必要がある。

そして、今日、人口減少社会が到来し、地域コミュニティの崩壊が懸念されている中、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度大規模自然災害の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えをしていかなければならない。

大規模自然災害に備えた取組の強化

平成 23 年に発生した東日本大震災から、国の不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかになった。本市では、平成 30 年に発生した 7 月豪雨災害や台風 21 号などの災害の教訓を踏まえ、防災意識の高揚を図るワークショップの開催、災害に関する情報発信の強化、道路や河川の防災工事などソフト・ハードの両面から防災・減災対策を行ってきている。

少子高齢化の進行による人口の減少、社会資本の老朽化など地域を取り巻く課題がある中で、これまでの災害の経験を生かしつつ、今後想定される頻発する豪雨災害、巨大化する台風等による河川氾濫、土砂災害、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震など大規模自然災害が発生しても、経済社会システムが機能不全に陥らず、市民の生命や財産を守れるように、国、県、市町村、企業、関係団体、市民が一体となり、事前の防災や減災及び迅速な復旧復興に向けた取組の強化を図っていく必要がある。

農山村・中山間地域の保全

市総面積の約 81％を森林が占め、農地等を合わせると約 87％が自然的土地利用である本市は、総合的かつ高度な多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要である。豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域に活気があることは、地域コミュニティの活力、言い換えると、災害対応力を高める上でも重要であり、農山村、中山間地域における営みが重要な役割を担っている。そこで本市は、森林施業の集約化、境界の明確化、人材の育成、地場産木材の普及促進、市民協働による森林での活動等を推進し健全な森林資源を維持増進していく。また、農用地の無秩序な改廃と耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用していくことにも努めていく。

東西・南北交通の要衝として、国・県全体の強靭化に貢献

本市は、市街地をほぼ南北に走る東海北陸自動車道及び東西に走る東海環状自動車道が整備されており、南は岐阜・名古屋方面、北は飛騨・北陸方面、東は東濃地方・豊田市方面へと接続している。

日本の真ん中、東西・南北交通の要衝にある本市は、沿岸部の幹線が被災した際の代替ネットワークを確保すること、企業や首都機能のバックアップ拠点や誘致といったリスク分散の適地としての役割を担うことなどから、強靭化に貢献することが期待されている。

自助、共助、公助による災害対応力の強化

過去の大規模災害で、住民同士の助け合いによって、多くの命が救われている。「自分の命は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、学校、企業、ボランティア等との連携を深め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

本計画では、市民の生命や財産を守ることはもちろんのこと、市内外から人・モノ・情報などを引き付けるような環境の整備も視点に盛り込み、従来の狭い意味での「防災」という枠組みを超えた、安全・安心を提供する強靭化の取組により、関市の魅力を高めるまちづくりにつなげて

いく。

2 基本目標

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、関市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の4項目を基本目標として強靱化を推進することとする。

○ 市民の生命の保護が最大限図られること
○ 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
○ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
○ 迅速な復旧復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化に対しての取組姿勢

・人口減少、過疎化の進行、激甚化する土砂災害・風水害、発生が懸念されている大規模地震など、本市を取り巻く様々な問題を踏まえた取組を進める。
・南海トラフや揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯による地震の被害想定や各種計画の見直しを踏まえた防災対策を進める。
・過去の災害から得られた教訓を最大限活用する。なお、線状降水帯などによる豪雨災害の激甚化、頻発化など想定外の事態が常態化してきていることも念頭に置き取組を進める。
・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、市民の協働によるつながり、支えあう地域コミュニティを構築する視点を持って取組を進める。
・災害に強いまちづくりを進めることにより、地域を活性化し、関係機関との連携が可能な体制の構築と地域間ネットワークの強化の視点を持ち、持続可能な発展につなげていく。
・本市の経済社会システムが有する潜在力・抵抗力・回復力・適応力・防護力を強化する。

(2) 効率的・効果的な施策の推進

・災害リスクや地域の状況などに応じて、防災訓練、防災教育などのソフト対策と防災施設の整備、民間建築物の耐震化などのハード対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、体制を早急に整備する。
・自助、共助、公助を適切に組み合わせ、国、県、市、企業、関係団体、市民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
・非常時に防災減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。
・気候変動による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図る。
・限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用や民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
・女性、高齢者、子供、障がい者、外国人、観光客等の来訪者に十分配慮して施策を講じる。

・本市の地域の特性（自然・産業等）に応じて、環境との調和、景観の維持及び自然との共生を図る。

4 計画策定の進め方

国土強靭化地域計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成にあたっても、同ガイドラインに記載の手順を踏襲する。

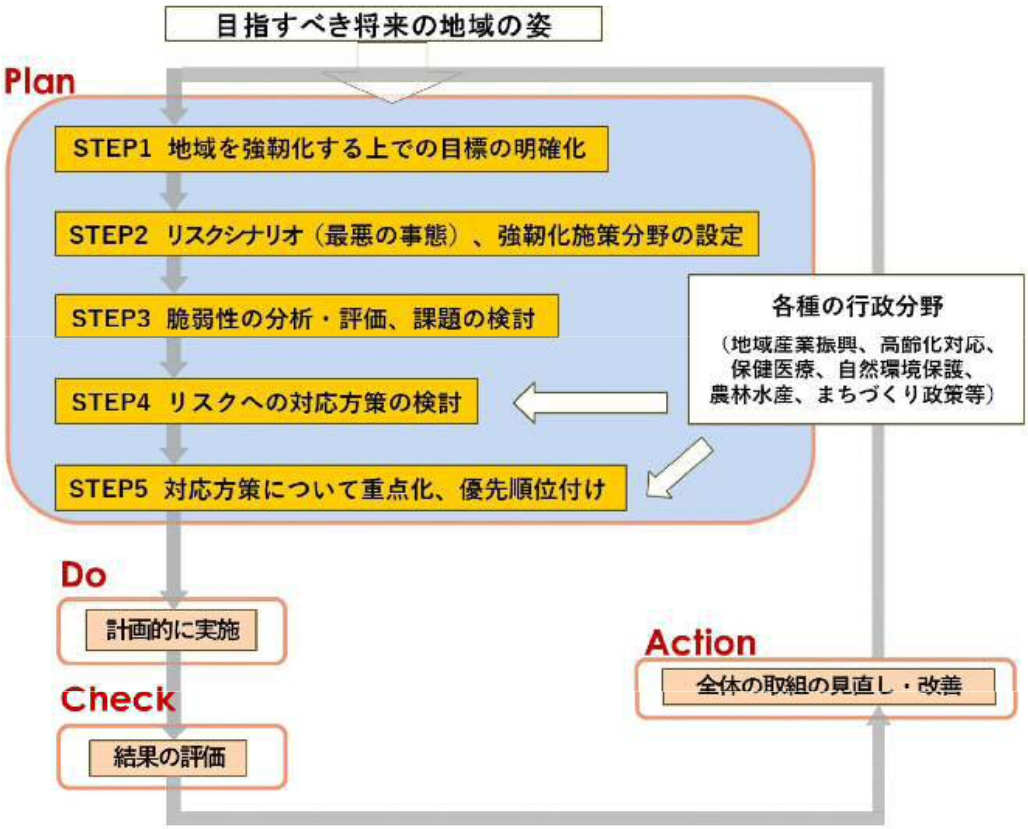

（出典：国土強靭化地域計画策定ガイドライン第４版）

図１　国土強靭化地域計画策定手順

第２章　関市の地域特性

1 地理的・地形的特性

本市は岐阜県のほぼ中央に位置し、市域はＶ字の形状となっており、西は山県市、本巣市、南は岐阜市、各務原市、東は美濃加茂市、加茂郡（富加町、坂祝町、七宗町）、北は美濃市、郡上市、下呂市、福井県（大野市）に接している。東西に約39km、南北に約43kmあり、面積は472.33㎢で県土の4.5%を占めている。標高は最高地点で1,450m、最低地点で30mである。

本市は、総面積の約8割を森林が占めるとともに、洞戸・板取地域を板取川、武芸川地域には武儀川、関・武儀・上之保地域には津保川が流れ、いずれも長良川に合流し、南流している。

地形は、中部から北部にかけては山地が広がり、南部は段丘及び長良川沿いの低地が広い範囲を占め、全般に北部が高く、南に向かって次第に高度が低い地勢となっている。

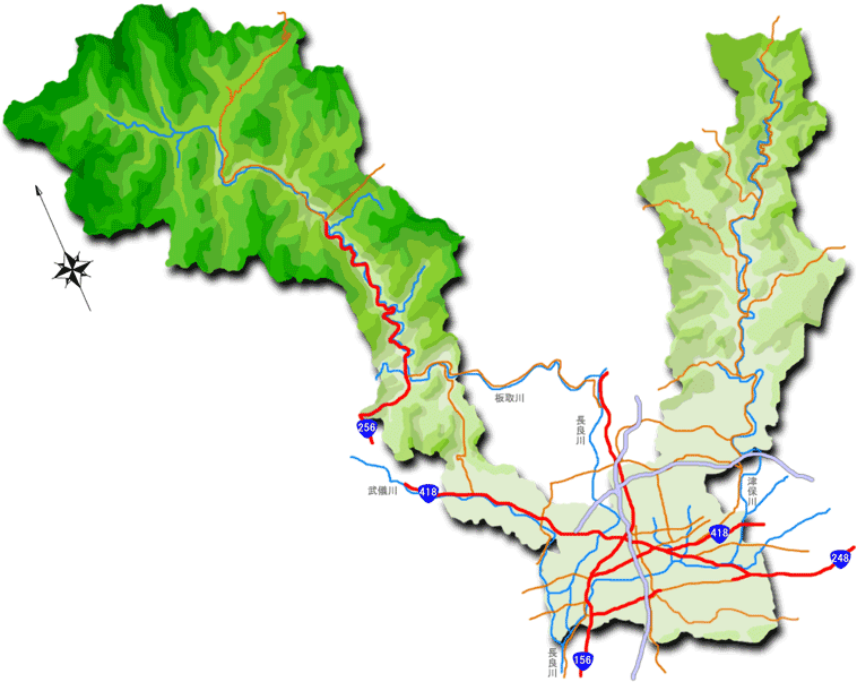

図２　関市の河川

2　気候的特性

本市の気候は、南部から東部にかけては太平洋側の気候を示し、温暖多湿である一方で、北西部の洞戸、板取地域は、内陸性の気候区にまたがる山間地域であり、降水量が年間2,500㎜を超える多雨地域となっている。

平均気温は15℃前後あり、比較的温和であるが、北西部はその他の地域に比べ、気温の日較差・年較差が大きく、降水量や積雪量が比較的多い地域であることから、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）に指定されている。

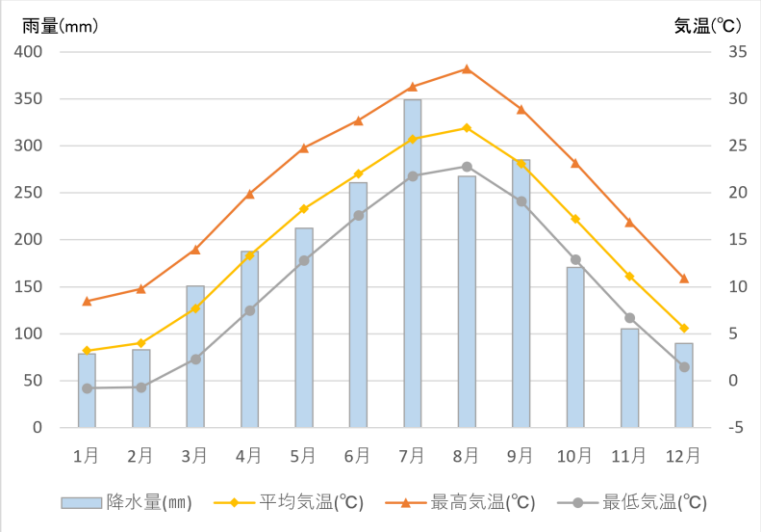

図3　関市における降水量及び気温の平均値

（参考：気象庁HP「各種データ・資料」年・月ごとの平均値（美濃）※1991年～2020年）

3　社会経済的特性

(1) 人口

本市の人口は2005年をピークに減少に転じており、以降は減少傾向が続いている。

2025年1月1日現在の人口は83,930人、世帯数は36,539世帯で、そのうち外国人の人口は2,887人、2,289世帯である。

年齢階層別人口の将来推計では、15歳未満及び15～64歳の人口は減り続ける一方で、65歳以上の老年人口の比率は、2015年では27.3%（24,347人）だが、2050年には43.6%（25,898人）となり少子高齢化がさらに進んでいくことが見込まれる。

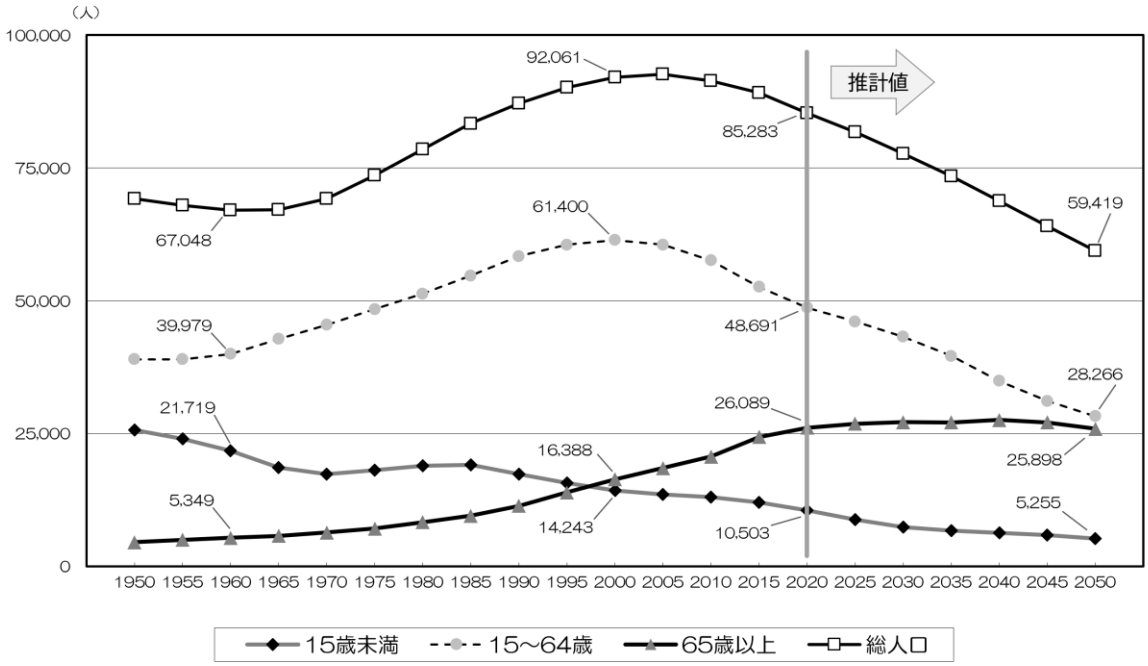

図４　関市の年齢３ 区分別人口（男女計）

（参考：総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所HP「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」）

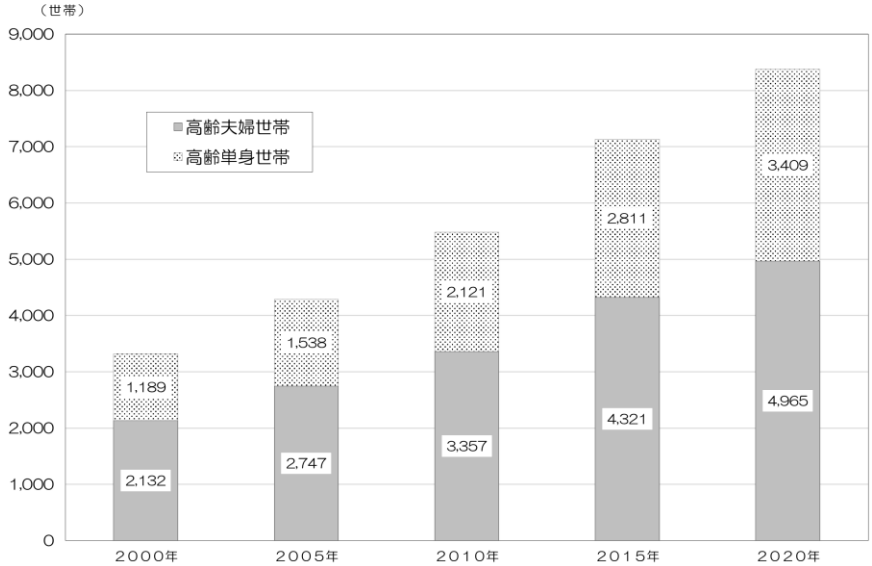

図５　関市の高齢夫婦・高齢単身世帯数の推移

（参考：総務省「国勢調査」）

(2) 経済活動

第2次産業が約48%、第3次産業が約50%を占める産業構造である。第2次産業における産業別付加価値構成比では、主要産業である金属製品製造業が最も高く、全国平均と比較しても高い割合にある。しかし、中小規模の事業所が多いことなどにより、第2次産業全体の労働生産性は全国の水準より低くなっている。

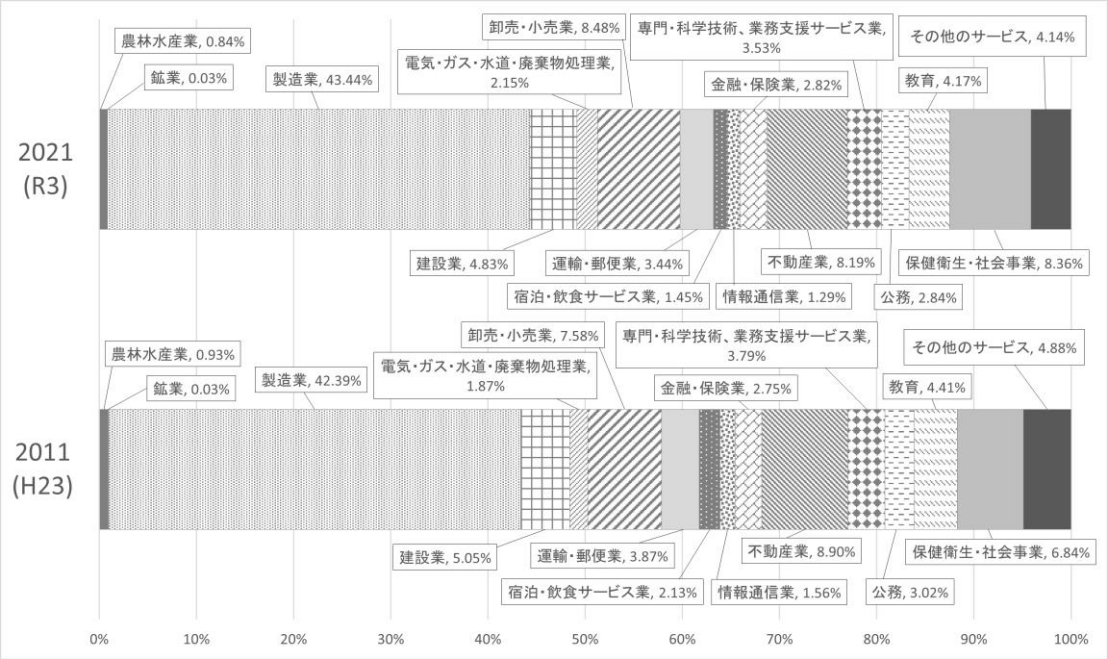

図 6　関市の経済活動産業分類別構成比

(参考：岐阜県HP「市町村民経済計算結果」令和3年度市町村民経済計算結果)

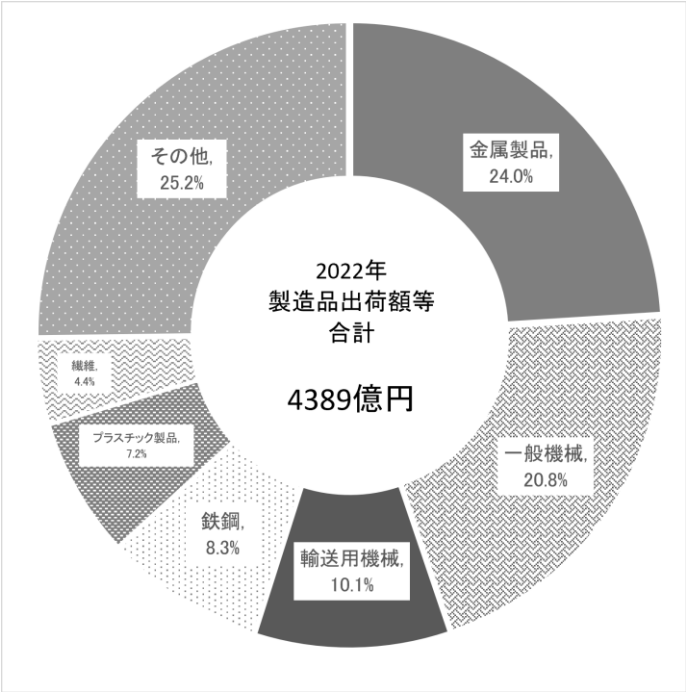

図 7　関市の製造品出荷額の業種構成

(参考：岐阜県HP「岐阜県・市町村の現状」統計からみた関市の現状)

第3章　計画策定に際して想定するリスク

本計画にあたり想定するリスクは、発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な地震、本市において過去にも多くの被害を受けた風水害など、「大規模自然災害」全般を対象とする。

１【風水害（風害、洪水、土砂災害）】

【風水害（風害、洪水）】

本市は、木曽川水系長良川流域に属し、この支川が関市地域付近で合流している。このため、ひとたび水害が発生すると大きな被害を受けやすい地形となっており、長良川本川のほか、津保川、武儀川、板取川などで氾濫による被害が多く発生している。近年、ゲリラ豪雨などの想定できない自然災害への対策が注目されている。災害から身を守るためには日頃から備えをしておくことが重要であり、市民の防災に対する意識向上が必要不可欠である。

浸水想定区域

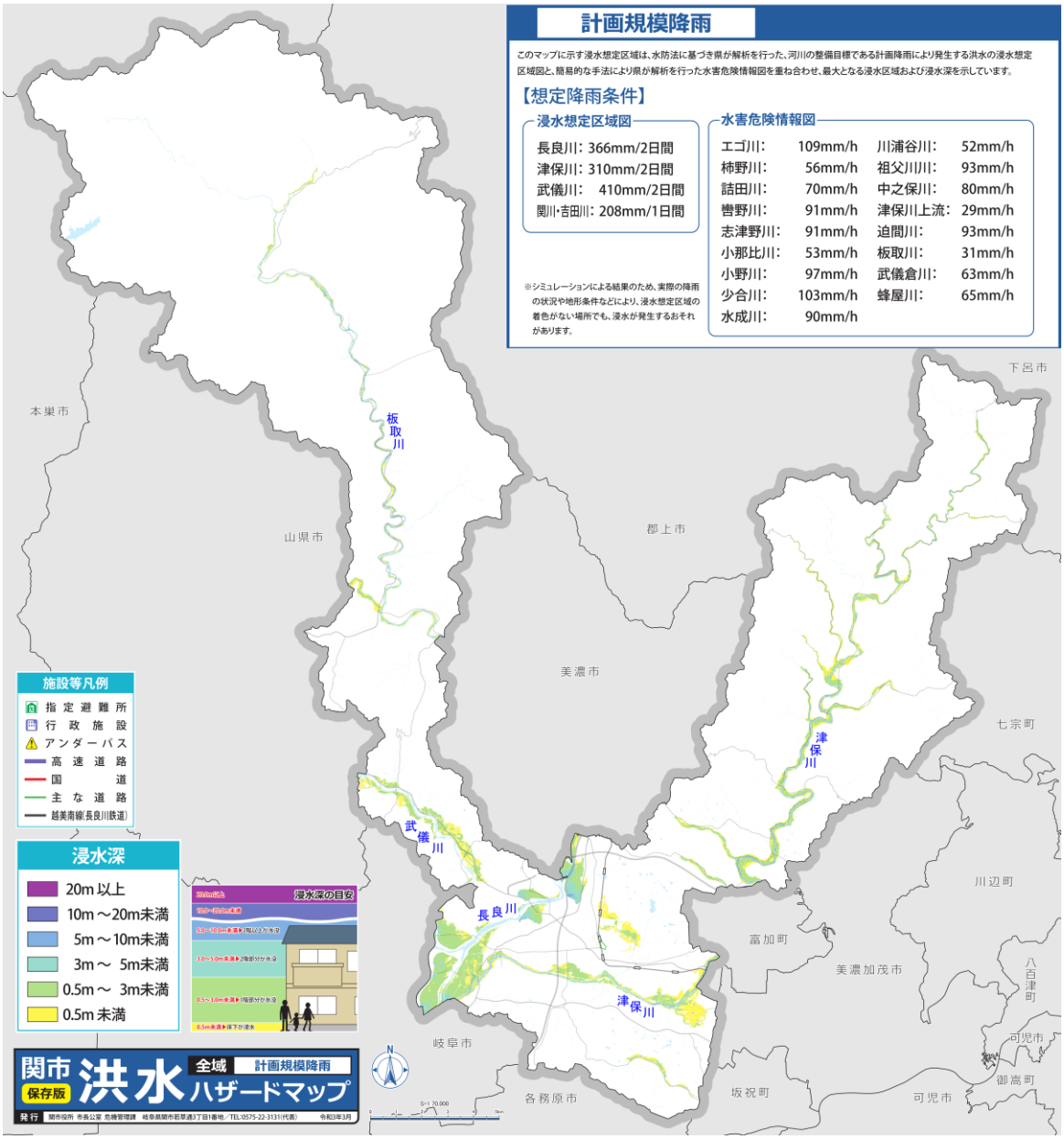

資料：関市洪水ハザードマップ（令和３年３月作成）

【土砂災害】

本市の中部以北の山地は全般に急斜面が多く、起伏の大きな壮年期山地となっている。このため、急斜面部では、斜面崩壊が発生しやすい状況にある。過去にも、台風や集中豪雨などの雨による地盤のゆるみなどにより、山地斜面が崩壊するなどの土砂災害が発生している。

土砂災害危険個所

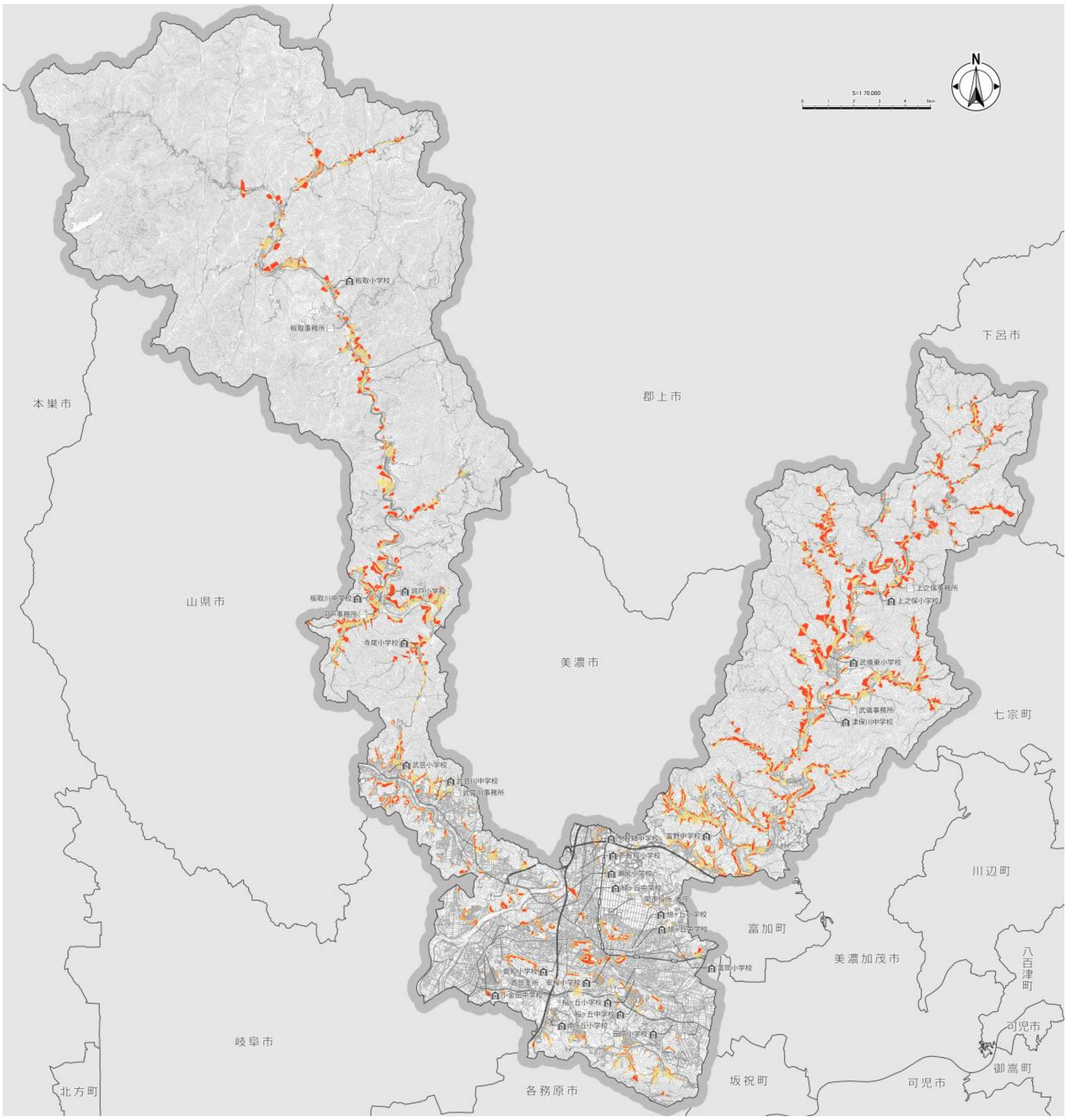

資料：岐阜県オープンデータカタログの公表データから作成

2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）

【地震災害】

岐阜県は全国的に見ても活断層の分布が非常に多く、関市周辺にも根尾谷断層、阿寺断層といった有名な活断層が存在している。これらの活断層の活動による内陸直下型地震のほか、東海地震、南海トラフ地震といった海溝型地震も近いうちに発生する可能性が高いといわれている。

■南海トラフ巨大地震等における関市の被害想定

○南海トラフ地震

今後 30 年の間に、東海地方に重大な被害を及ぼす恐れのある南海トラフ地震が発生する確率は 70～80%と言われている。この地震により本市は震度 6 弱以上の揺れを引き起こし、6 千棟以上の建物が全半壊することが想定されている。

（岐阜県平成 25 年 2 月公表）

最大震度	震度 6 弱	
建物被害	揺れによる全壊	334 棟
	液状化による全壊	1,169 棟
	揺れによる半壊	2,838 棟
	液状化による半壊	1,775 棟
出火件数	炎上出火件数	3 件
	残火件数	2 件
	焼失棟数	9 棟
人的被害（冬季の午前 5 時発生の場合）	死者	12 人
	負傷者	382 人
	重症者	29 人
	要救出者	41 人
避難者（建物被害及び焼失）		5,643 人
帰宅困難者		567 人

■内陸直下型地震（揖斐川～武儀川断層帯濃尾断層帯）地震における関市の被害想定

（岐阜県平成31年2月公表）

最大震度	震度 7	
建物被害	揺れによる全壊	10,665 棟
	液状化による全壊	1,087 棟
	揺れによる半壊	11,159 棟
	液状化による半壊	1,651 棟
	急傾斜地	38
出火件数	炎上出火件数	43 件
	残火件数	42 件
	焼失棟数	210 棟
人的被害（冬季の午前 5 時発生の場合）	死者	384 人
	負傷者	3,177 人
	重症者	755 人
	要救出者	1,254 人
避難者（建物被害及び焼失）		26,682 人

岐阜県活断層

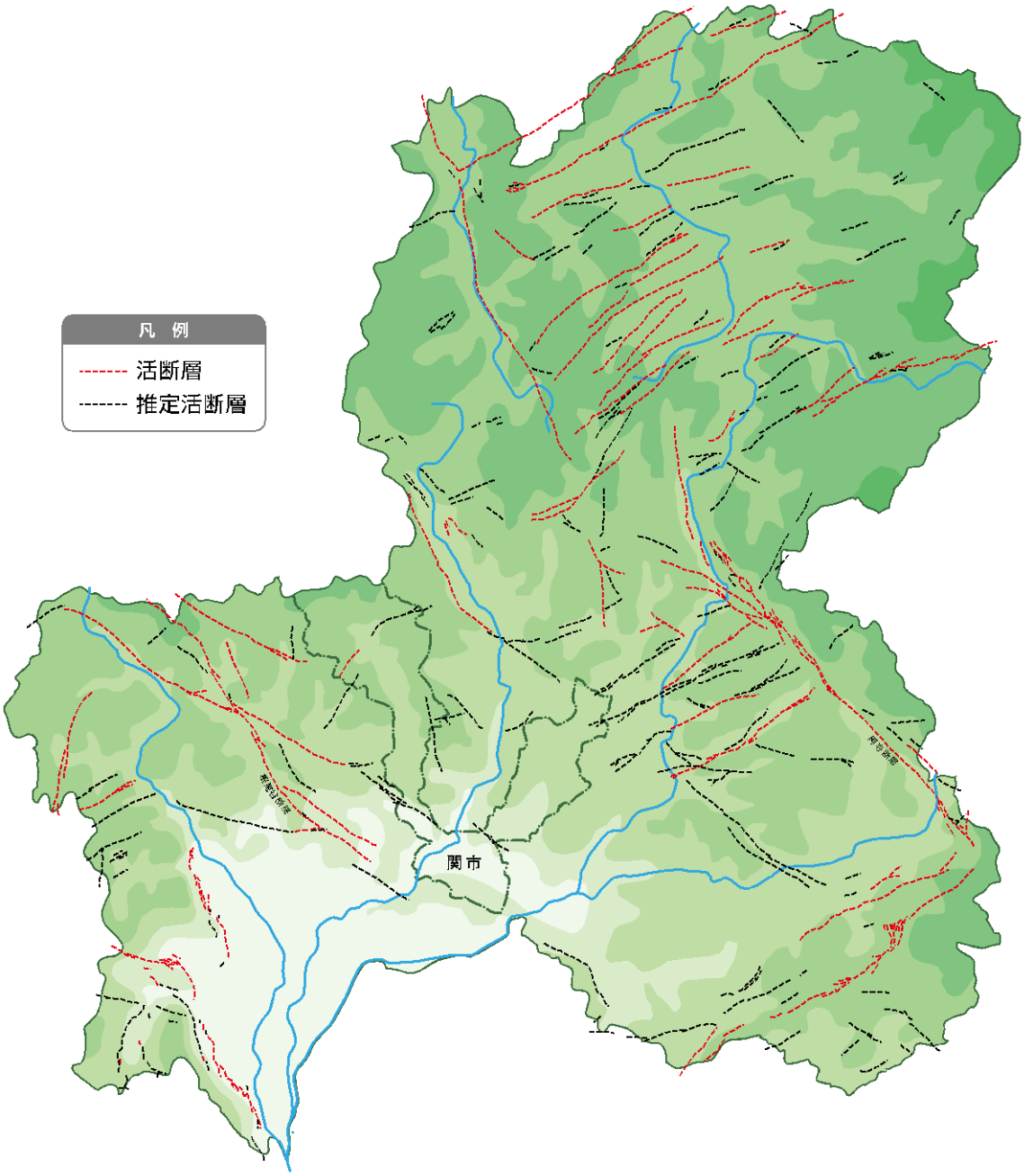

（「1:25,000 岐阜県活断層図」縮小版をもとに作成）

最大想定震度

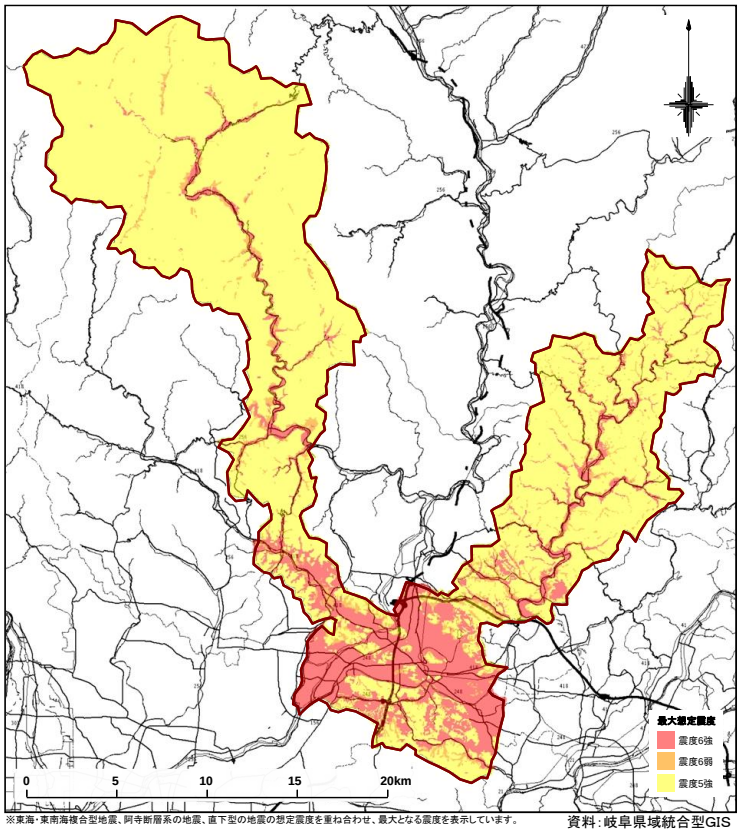

※東海・東南海複合型地震、阿寺断層系の地震、直下型の地震の想定震度を重ね合わせ、最大となる震度を表示しています。

資料：岐阜県域統合型GIS

液状化指数

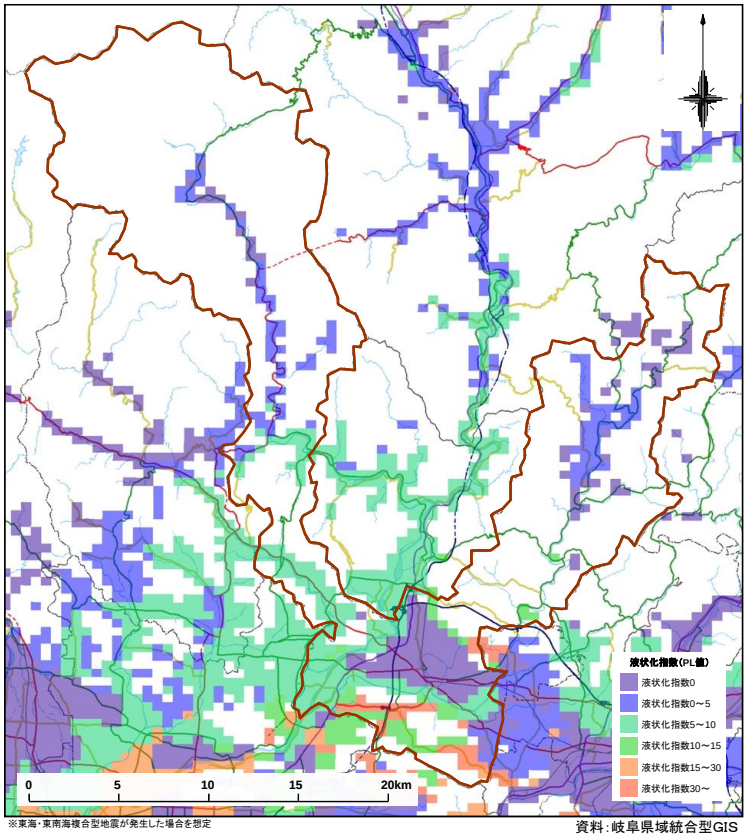

※東海・東南海複合型地震が発生した場合を想定

資料：岐阜県域統合型GIS

3 その他災害

【雪害】

関市洞戸地域の一部及び板取地域は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯として指定されていることから、しばしば豪雪災害による被害が発生している。

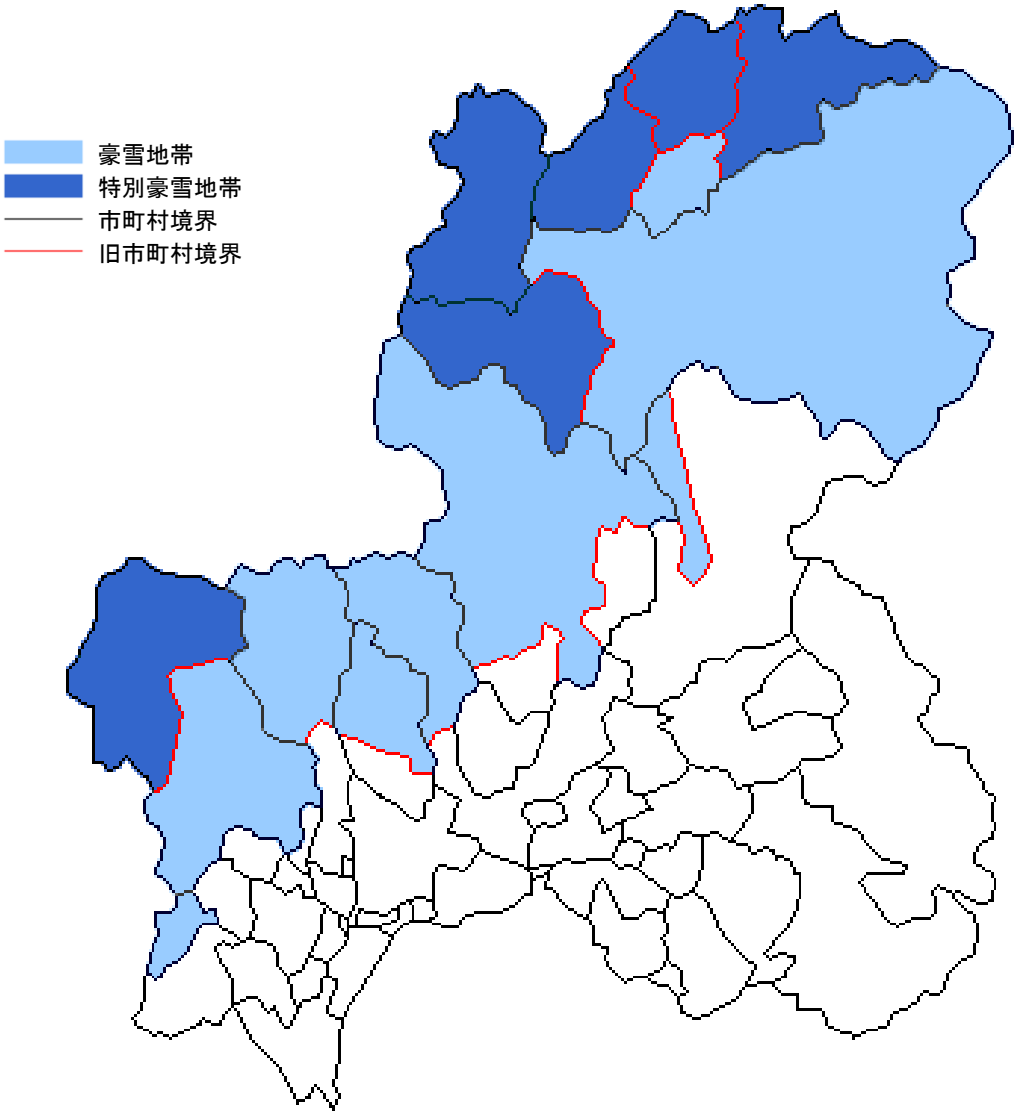

豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定図（平成22年4月1日発表）

第４章　脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靭」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靭化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の基本計画では、「強靭性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、強靭化に関連する市の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靭性」の反対語である「脆弱性」について、「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行った。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第 17 条第 3 項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

具体的には 7 つの「事前に備えるべき目標」と 25 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これらを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、それぞれ追加、統合・削除を行い、7 つの「事前に備えるべき目標」と 25 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標 （7 項目）	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（25 項目）	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
	1-2	集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-3	大規模な土砂災害による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生
	1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助･救急活動の遅れ及び重大な不足
	2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-4	想定を超える大量かつ長期の避難者や帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	4-2	有害物質の大規模拡散・流出
	4-3	食料や生活物資の安定供給の停滞
	4-4	異常渇水等による用水の供給の途絶
	4-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5 情報通信サービス、電力、燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	5-2	幹線道路が分断される等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	人材等の不足による復旧･復興の大幅な遅れ
	6-3	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊や広域的地盤沈下等により復旧･復興が大幅に遅れる事態

	6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-6	復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等より、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える	7-1	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

3　「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

25 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ)」ごとに、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況を整理の上、課題、重要業績指標（KPI）などから、脆弱性評価を行った。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

また、複数の施策分野に関係するリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、市の組織（部局）も鑑み、6 つの個別施策分野、3 つの横断的分野を設定した。

＜脆弱性の評価結果＞

（別紙 1）リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

（別紙 2）施策分野ごとの脆弱性評価結果

【個別施策分野】

施策分野	主に関係する部局
①行政機能	市長公室・財務部・協働推進部・市民環境部・教育委員会
②都市・住宅・土地利用	協働推進部・基盤整備部・財務部
③保健医療・福祉	健康福祉部
④産業	産業経済部
⑤国土保全・交通	基盤整備部
⑥環境	市民環境部

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション／防災教育／人材育成
②官民連携
③老朽化対策

第５章　強靭化の推進方針

１　推進方針の整理

本計画を推進するにあたっては、施策分野ごとに取り組んでいる他の計画との間で整合性を保つ必要がある。このため、脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の項目 9 の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

（別紙 3）リスクシナリオごとの推進方針

２　施策分野ごとの強靭化の推進方針

１つの推進方針が、複数の最悪の事態の回避に資する場合が多いことから、重複を避けるとともに、対策を効率的に実行するため、個別施策分野（6 分野）及び横断的分野（3 分野）の合計 9 分野の施策ごとに、推進方針を再整理する。

これらの推進方針は、9 つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

施策分野ごとの推進方針を次頁以降に示す。

【個別施策分野】

①行政機能　②都市・住宅・土地利用　③保健医療・福祉　④産業　⑤国土保全・交通　⑥環境

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション／防災教育／人材育成　②官民連携　③老朽化対策

施策目標とする指標の設定

9 の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績指標(KPI)を設定する。重要業績指標の目標値の設定にあたっては、本市が取り組む政策の方向性を取りまとめた「関市地域防災計画」と整合を図ることとした。なお、重要業績指標(KPI)は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

(1) 行政機能

【市有建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番１＞

・市有建築物の耐震化はほぼ完了している。未実施の2施設は、建て替えや廃止を進める。天井材や外壁などの非構造部材の耐震化を順次実施中であり、早期に完了させる。

【市有建築物の長寿命化】＜関市アクションプラン　通番２＞

・令和２年度に策定した関市学校施設長寿命化計画に基づき施工し、長期的に施設の安全確保を図る。

【避難施設の確保】＜関市アクションプラン　通番３＞

・災害に備え、指定緊急避難場所 323 施設を指定している。民間施設との協定を推進しながら、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、関市防災ガイドブックの配布及び市ホームページによる判りやすい広報、災害避難カード作成事業等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化】＜関市アクションプラン通番４＞

・緊急地震速報訓練を防災行政無線・関市あんしんメールを用いて市民に周知し、年１回実施している。引き続き、適切な維持管理に努める。
・緊急地震速報及び南海トラフ地震臨時情報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報等を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう啓発を行う。また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が高まっていると評価された場合には、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表され、さらに、南海トラフ地震では、離れた場所でも揺れ続ける長周期地震動の発生も予測されている。このため各種情報か発表された場合に身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【消防力の強化】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める。
・消防団活性化計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める。
・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う。

【初期消火対策】＜関市アクションプラン　通番６＞

・初期消火対策では、火災が発生した際に地域住民が初期消火できるよう、各自主防災会が整備する防災資機材の購入に係る経費に対し補助を実施する。
・大規火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し排水ポンプ車またはミキサー車からの消火活動が展開できるよう、給水訓練及び放水訓練を実施する必要がある。

【出火防止対策】＜関市アクションプラン　通番７（重点施策）＞

・地震発生時には、火災の初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や防炎品などの普及を推進する。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を行う。

【防災行政無線】＜関市アクションプラン　通番８＞

・防災行政無線屋外子局を令和６年度で 305 基を整備している。災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める。また、難聴地域については、戸別受信機の購入補助事業により解消を図る。
・移動式無線（車載型、携帯型、半固定型)について､市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約 300 機を配備している｡適切な維持管理を行うとともに､配備先の使用者が操作方法を把握しておく。

【情報伝達ツールの多重化】＜関市アクションプラン　通番９（重点施策）＞

・災害時の避難指示等の避難情報は、防災無線のほか、関市あんしんメール、緊急速報メールや SNS 等の手段で市民に伝達することとしており、各伝達手段に関し、維持管理、体制確認を的確に行うともに、複数の伝達ツールに一括に配信できるシステムを導入するなど、情報配信の効率化にも努める。
・防災行政無線は、気象条件や地形、住宅の遮音性、救助ヘリコプターの飛行音など聞き取りにくい場合があるため、新技術・デジタル技術を用いた代替手段による効率的な情報伝達について研究する。

【気象河川情報収集システムの維持・更新】＜関市アクションプラン　通番１０＞

・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、必要に応じ気象河川情報収集システム改修をするとともに、HP の表示等をわかりやすく変更する。

【公的備蓄の充実】＜関市アクションプラン　通番１２（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震の想定避難者数は 5,643 人、帰宅困難者数が 567 人。揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の想定避難者数は 26,682 人である。（南海トラフの巨大地震等被害想定調査について：平成 25 年岐阜県発表）

・このため、被害が最も甚大である揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の被害を想定し、孤立予想集落地域の人口、非孤立予想集落地域の人口に応じて非常食約 76,000 食の食料を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。
・市内 69 の標準型防災備蓄倉庫に発動発電機を各 1 台備蓄しているほか、30 の避難所型防災備蓄倉庫にも発動発電機を各 1 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する。

【受援体制の整備】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和 5 年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む。
・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める。

【消防人材・消防団員の確保・育成】＜関市アクションプラン　通番１４＞

・大規模災害時には、市内の広範囲において倒木や家屋倒壊が発生するため、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴のある消防団が地域防災の中心となり、対応する必要性が出てくると予想される。
・消防活動では、幅広い知識、技術を習得し、安全かつ的確に実施するため、定期的な救助資機材の取り扱い訓練や救助訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する
・消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見等を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりと並行して各種インセンティブ制度など、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充を行う。

【帰宅困難者対策】＜関市アクションプラン　通番１５＞

・南海トラフ巨大地震などの広範囲で大規模な災害が発生した場合、通勤、通学者などにおいて帰宅困難となる人は、相当数発生すると見込まれる。帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルを定期的に見直し実効性を高める。
・災害発生後の混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、幹線道路の結束点では渋滞が発生し応急救助活動の妨げになると考えられるため、「むやみに移動を開始しない」よう周知する。
・岐阜県は、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、災害時には「徒歩帰宅支援ステーション」として「水道水の提供、トイレの使用」などが受けられる取組を行っている。市は県と協力してこの制度の取組を周知する。

【災害用トイレ対策】＜関市アクションプラン　通番１７＞

・災害時にトイレが不足する事態に備え、標準型備蓄倉庫に組立式トイレ・組立式簡易トイレ、避難所型備蓄倉庫に組立式簡易トイレ、一部避難所にマンホールトイレやダンボールトイレ等の災害用トイレの備蓄を行っている。必要に応じ、備蓄数の見直しを検討する。
・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、出前講座での啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても推進する。

【業務継続体制の強化（職員参集等）】＜関市アクションプラン　通番１８（重点施策）＞

・関市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、非常参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。
・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、職員の防災意識、自

助実践率を高めるとともに、防災体制及び避難所の運営体制を確立する。
・職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の確保は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める。
・令和３年度にＩＣＴ部門の情報行政事業継続計画を策定し災害に備えている。必要に応じ更新する。
・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の災害対応マニュアルを更新する。

【避難所機能・環境整備の充実】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞

・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する。
・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく。
・避難者が安心して避難生活を送ることができるようにするため、スフィア基準の考え方に加え、これまでの大規模災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルを適宜改定する。
・避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源の整備など防災機能の強化を推進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な避難者に配慮した環境改善に取り組む。
・避難所機能を向上させるため、小中学校体育館に計画的にエアコンを設置する。

【特設公衆電話の配備】＜関市アクションプラン　通番２０＞

・大規模災害時に被災地の通信手段を確保できるように、特設公衆電話の設置や利用を、関係機関と協力して円滑に行えるように努めるとともに、特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法の普及に努める。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的に実施する。

【協定締結の促進】＜関市アクションプラン　通番２１＞

・民間企業等と生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時に確実に活動できるよう、平常時から協定締結先と支援に係る一連の手順について確認に努める。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞

・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する。

【災害時における燃料の確保（新規）】＜関市アクションプラン　通番２３＞

・災害時に燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実行性を高めるよう平時から連携を図る。

【道路等の復旧に係る協定締結】＜関市アクションプラン　通番２４＞

・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、締結先の拡大に努めるほか、平時から相手方との連絡を密にし、連携の強化に努める。

【ボランティア対策】＜関市アクションプラン　通番２６＞

・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、関市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、関市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。
・「関市災害ボランティア連絡調整協議会」を設置し、行政・社協・NPO等と、それぞれを支える中間支援組織といった関係団体と連携し、災害発生時に速やかに被災者支援に係る災害ボランティアの総合調整、情報発信などの支援訓練及び運営訓練を継続的に実施する。
・必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。
・被災者が必要としている困りごとを支援するため、関市社会福祉協議会と連携しボランティア

活動に参加できる団体や個人の事前登録者を増やす。
・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の「災害対応マニュアルを更新する。

【地域コミュニティの強化】＜関市アクションプラン　通番２７（重点施策）＞

・災害からの早期の立ち直りを阻む要因の一つとして、地域コミュニティの崩壊があげられる。それを防ぐために、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。地域が特色を活かした活動をすることは、地域間の絆を強めることにつながる。早期復旧に対する不安要因を取り除き、災害からの早期の立ち直りのため、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。

【越境避難体制の充実】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・本市は西ウイングに板取川・武儀川、東ウイングに津保川、市街地に津保川・長良川が流れており、浸水想定区域図では河川沿いの大半が浸水する。市内で避難を完結させようとすると、増水した河川の対岸へ避難するケースも想定されることから、周辺市町村と円滑な越境避難について協議しておく。

【被災者生活再建支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２８＞

・被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめた情報を作成しホームページなどにより幅広く周知する。
・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられ、被災者が抱える様々な課題に応えられるよう「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、関係者との間で支援の在り方について議論し災害時に機能する体制を構築していく。

【被災住宅への支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２９＞

・被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。

【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給（新規）】＜関市アクションプラン　通番３０＞

・建設型応急住宅については、必要個数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る。

【復興事前準備（新規）】＜関市アクションプラン　通番３１＞

・被災後には早期の復興まちづくりが求められるため、被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組を進めておく。大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討しておく。

【再生可能エネルギーの導入拡大（新規）】＜関市アクションプラン　通番３２＞

・災害時には再生可能エネルギーを最大限活用するため、避難所等を含む公共施設や住宅、事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入する。
・本市は、国の「2050年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえ、令和４年２月に【関市「ゼロカーボンシティ」宣言】を行い、令和５年３月に、2050年までに脱炭素化を見据えた再生可能エネルギー導入目標と目標達成に向けた施策を検討するため「関市地域再生可能エネルギー導入構想」を策定した。
今後、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電設備の導入や、森林や河川を活用した小水力発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの可能性について検討する。また、こうした再生可能エネルギーを災害時の公共施設で非常電源として活用することや、孤立予想地域での電源の確保にも有効活用できるよう整備する。

(2) 都市・住宅・土地利用

【民間建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番３３（重点施策）＞

・平成30年度の住宅の耐震化率（推計）は81%、多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は95%となっており、公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。出前講座や防災冊子の配布などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震改修及び除却に対する補助、部分的な耐震補強（耐震シェルター）補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進する。

・老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等による支援を行う。

・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【盛土対策】＜関市アクションプラン　通番３４＞

・令和４年５月に盛土規制法が公布され、令和3年に県による盛土総点検が実施された。その結果、市内において直ちに崩落等の危険のある箇所はない。その他、崩落等の危険のある箇所のパトロールを実施した結果、不適正事案はない。

・市内の大規模盛土造成地の調査を進めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には、庁内の関係機関が連携し適切な対応を行い被害の軽減を図る。

【空き家対策】＜関市アクションプラン　通番３５（重点施策）＞

・令和 2 年度の空家等実態調査の結果 1,475 件の空き家を確認し、そのうち 272 件が不良物件である。大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、平成 30 年 3 月に策定した空家等対策計画に基づき、空き家の利活用や、除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備、空き家対策総合支援事業を活用するなど、各種施策を実施していく。

【ブロック塀等の除却推進】＜関市アクションプラン　通番３６＞

・ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を取り壊す方を対象に関市ブロック塀等撤去費補助金交付制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、通学路、避難路、緊急輸送路に面するブロック塀等を中心に除却推進に努める。

【土地区画整理事業の促進】＜関市アクションプラン　通番３７＞

・災害発生時における避難路や一時避難地を確保するため、土地区画整理事業を促進し良好な市街地形成を図る。

【立地適正化計画の推進】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、平成２９年度に策定し、令和５年度に「防災指針」の追加を含め改定した関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る必要がある。居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、防災指針に基づき、災害リスクの低い地域への居住誘導や災害の危険性が高い箇所への新たな開発抑制を進めるほか、浸水や土砂災害等の災害リスクを低減するため河川整備、土砂災害対策工、雨水流出抑制対策等、計画的かつ着実な防災・減災対策を推進する必要がある。

【公園の整備】＜関市アクションプラン　通番３９＞

・公園は災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備を図る。

【公共下水道（雨水渠）の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４０（重点施策）＞

・市街地の浸水防止を促進するため、公共下水道の一つである雨水渠の堆積土の撤去など、適正な維持管理を行い機能確保に努める。

【水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４１（重点施策）＞

・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、耐震対策が必要な水源地、配水池、加圧施設、管路について優先的に耐震化を促進する。

・岐阜県が指定する地域災害拠点病院や、関市が指定する避難所等の重要設備につながる管路を重要給水路線基幹に設定する。

・老朽化対策として更新・修繕を計画的に行うため、アセットマネジメント計画に基づき、機能確保を計画的に進める。

【下水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４２（重点施策）＞

・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。
　耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める。

・公共下水道、特環公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等各施設の老朽化対策として更新・修繕をストックマネジメント計画に基づき更新を行う。また、岐阜県汚水処理事業広域化共同化計画に基づき、し尿処理場と公共下水道の統合を実施する。

・管路及びマンホール点検の結果を基に、計画的な修繕を実施し機能保全を図る。

・すべての施設の対策が完了するには時間を要することから、被災した際に早期復旧するため、関係機関と協定締結することにより応援体制の確保、緊急時対応マニュアル（下水道 BCP）の見直しなどのソフト対策も進める。

・河川や内水の氾濫の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。

・関係団体による被害状況の調査や応急復旧活動への協力について、協定書を締結し下水道の早期復旧に努める。

【内水の防災対策（新規）】＜関市アクションプラン　通番４３＞

・令和５年８月の局地的豪雨により記録的短時間大雨情報が「中之保、武芸川」に発表された。この時避難所は市内小中学校を開設したが、武儀中学校と下有知中学校の敷地の一部で浸水被害が見受けられたため、急遽ふれあいセンターを避難所として開設した。
　このため、市民、自治会などへ局地的豪雨による内水氾濫のリスクを示したハザードマップを作成し、避難先の安全確認や内水氾濫から身を守る行動を周知する。

・水防法第１４条の２で定める計画規模の降雨を対象とした内水による「雨水出水浸水想定区域図」を作成するとともに、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難行動に繋げる。

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】＜関市アクションプラン　通番４４＞

・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

【給水体制の構築】＜関市アクションプラン　通番４５＞

・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時には日本水道協会と連携を図り、緊急時の給水復旧体制を構築する。

【応急危険度判定士育成】＜関市アクションプラン　通番４６＞

・令和 6 年 9 月 25 日現在、市職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は 38 人、被災宅地危険度判定士の有資格者は 10 人であり、不足する場合は県へ要請することとしているが、市において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入、チーム編成、判定結果の取りまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る。

【文化財保護対策の推進】＜関市アクションプラン　通番４７＞

・市内に存する文化財については、永く後世に伝え継承するため、耐震補強や免震補強等の災害予防対策、災害時における防災措置の指導等の保護対策等を推進するように努める。

【公共施設の総合的な管理計画】＜関市アクションプラン　通番該当なし（重点施策）＞

・施設の立地に関しては、公共施設等総合管理計画に関連する関市公共施設再配置計画や関市立地適正化計画などと連携を図り、市民ニーズや地域特性、施設の役割などを踏まえながら、施設の適正配置を進める。

(3) 保健医療・福祉

【福祉施設の耐震化】＜関市アクションプラン　通番４８＞
・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
【福祉防災体制整備】＜関市アクションプラン　通番４９＞
・高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児・病弱者などの要配慮者が指定避難所において生活に支障をきたす場合、市と協定を締結している施設に、福祉避難所の開設を要請する。要支援者の避難所運営を円滑に行うため、福祉避難所の要配慮者受け入れマニュアルを見直す。
【医療救護体制の充実】＜関市アクションプラン　通番５０＞
・災害時活動マニュアルの更新や、総合病院（中濃厚生病院、関中央病院）、三師会（武儀医師会、関歯科医師会、関薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
・特に、被災後１週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、関市と三師会等関係団体との連携を進める。
【医療・介護人材の育成】＜関市アクションプラン　通番５１＞
・災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、武儀・郡上地域災害医療コーディネートチームによる研修及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を進める。
・市内に就職した言語聴覚士、社会福祉士、精神保健士等を対象に就職奨励金を交付する。
【感染症対策】＜関市アクションプラン　通番５２＞
・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄している。必要とする施設への配布方法や不足する消毒液の確保体制について検討する。
・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む。
【被害認定調査の効率化】＜関市アクションプラン　通番５３＞
・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、令和６年に「関市罹災証明書等交付要綱」及び「関市罹災証明等事務取扱要領」を策定し、当該要綱・要領に則り罹災証明書等を円滑に発行するためのフローチャートを作成した。更なる発行体制の強化を図るため、定期的に職員がフローチャートを確認し、発行手順を確認するとともに、必要に応じて要綱等の見直しを行う。
【避難行動要支援者支援】＜関市アクションプラン　通番５４（重点施策）＞
・定期的な避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく。
・災害時外国人支援マニュアルを更新し、外国人への支援体制を確保していく。

(4) 産業

【観光施設等の整備・促進】＜関市アクションプラン　通番５５＞
・多くの観光客が訪れる観光施設の安全面の確保を図るため、整備・改修を実施する。また IoT サービスの利用が拡大している中、災害時でも電波の能率的利用ができるように、観光施設の Wi-Fi 等の多様な無線局の活用促進を行うことで、観光客の生命・身体・財産を保護できるように努める。
【農業施設の用排水機能確保及び長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番５６＞
・農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的

に施設の長寿命化や耐震化等、更新を図る。

【企業の事業継続支援】＜関市アクションプラン　通番５７（重点施策）＞

・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、災害や大事故などの非常事態が生じた際に用いる「非常時対応マニュアル（BCP)」を策定しようとする中小企業を、商工会議所、商工会との共同により支援する。

【企業誘致の推進】＜関市アクションプラン　通番５８＞

・市内産業の生産力と競争力を向上させるため、工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める。また、中小企業者等が行う工場の共同化・協業化・集団化を支援する。

【農村資源の保全・推進】＜関市アクションプラン　通番５９＞

・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。
・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める。
・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う。
・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。

【農道の維持、長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番６０＞

・農道施設（橋梁等の長寿命化・耐震化含）における各種点検の実施及び結果に基づき計画的な整備を図る。

【ため池の防災対策】＜関市アクションプラン　通番６１＞

・防災重点ため池に指定されているため池について、堤体の耐震、老朽化調査を実施する。
・令和２年１０月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和３年３月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。市は岐阜県と連携してこの計画に基づく防災工事や廃止工事対策を推進する。
・農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強や補修、耐震補強等の対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し市民への周知に努める。

【災害に強い森林づくり】＜関市アクションプラン　通番６２（重点施策）＞

・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備の計画的な推進や、適切な経営管理が行われていない森林について、森林譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し森林整備を促進する。
・植樹活動や下刈りなど企業との協働による森林づくりを推進する。

【治山・林道施設の整備】＜関市アクションプラン　通番６３（重点施策）＞

・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、治山施設の適切な維持管理や林道施設（橋梁・トンネル等の長寿命化・耐震化含）の計画的な整備を図る。

(5) 国土保全・交通

【河川・水路施設等の整備】＜関市アクションプラン　通番６４（重点施策）＞

・雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。
そのため、地域特性を踏まえた防災・減災対策として、岐阜県と連携しながら、河川浚渫工事を中心に、浸水対策とともに、被害対象を減少させる対策や早期の復旧・復興のための対策を流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を推進していく。
・令和６年に設置した「関市流域治水協議会」で水害を軽減させる流域の治水対策を検討し全庁的に推進していく。
・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】＜関市アクションプラン　通番６５＞
・土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進する。
・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある土地について、県と連携しながら土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定し、急傾斜地の崩壊、土石流や地すべりによる土砂災害防止対策を計画的に実施していく。
・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面対策工事を被害実績などから必要性を十分検討し、計画的に進めていく。
【物資輸送体制の構築】＜関市アクションプラン　通番６６＞
・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うため、輸送関係の企業及び団体との協定書に基づき、物資輸送体制の構築に努めているが、平常時から情報交換や訓練参加により、確実に活動できるよう実効性を高めていく。
【道路ネットワークの確保】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞
・南海トラフ巨大地震が、この 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。
【道路整備・狭あい道路解消】＜関市アクションプラン　通番６８＞
・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、関市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。
【幹線道路ネットワークの整備】＜関市アクションプラン　通番６９（重点施策）＞
・都市の防災性を高めるため、インターチェンジ等へのアクセス向上や良好な市街地の形成、道路ネットワークの向上につながる都市計画道路の整備を進める。
【地籍調査】＜関市アクションプラン　通番７０＞
・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する。
【地域交通網の確保】＜関市アクションプラン　通番７１＞
・地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。
【TEC-FORCE との連携強化】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞
・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）について、受入れに係る体制の確立、連携の強化を図り、応急復旧を迅速に行う体制の充実に努める。
【孤立・大雪対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞
・地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、近隣市町村と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組を進める。
・板取、上之保地域等において積雪が多く、大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪作業に使用する除雪機材の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。
【河川構造物等の維持管理対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞
・市が管理する河川構造物について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。
【道路ネットワークの整備・橋梁耐震化・斜面対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、関係機関と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組を進める。

【道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・山間部においては、河川沿いの狭隘部等に社会、経済、行政等の中枢機能や交通が集中しているが、このような山間狭隘部においては毎年のように水害、土砂災害による集落の孤立が発生しており、大規模災害発生時にも道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を推進する。

(6) 環境

【合併処理浄化槽への転換促進】＜関市アクションプラン　通番７２＞

・みなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進している。また、老朽化の進んでいるみなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽は、災害時の破損等も想定されるため、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止時においても、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への早期な切り替えを補助金や啓発活動を通じて促進する。

【火葬体制の確立】＜関市アクションプラン　通番７３＞

・災害時の遺体の取扱い、広域火葬及び埋葬を的確に遅滞なく行うため、体制の充実を図る。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】＜関市アクションプラン　通番７４＞

・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、平成30年3月に関市災害廃棄物処理計画を策定し、令和4年1月に更新した。仮置場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、必要に応じて計画を更新するなど、引き続き処理体制の充実を図る。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】＜関市アクションプラン　通番７５＞

・平時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止・周知対策が取れるよう、関係機関との連携の強化に努める。

【逸走動物対策】＜関市アクションプラン　通番７６＞

・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる。

(7) 横断的分野 1　リスクコミュニケーション

【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化】＜関市アクションプラン通番４＞

・緊急地震速報及び南海トラフ地震臨時情報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報等を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が高まっていると評価された場合には、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表され、さ

らに、南海トラフ地震では、離れた場所でも揺れ続ける長周期地震動の発生も予測されている。このため各種情報か発表された場合に身を守る適切な行動がとれるよう啓発を行う。

【地域の防災力の向上】＜関市アクションプラン　通番１１（重点施策）＞

・住民主体での避難行動を促進するため、自主防災組織の防災訓練では、実施してほしい身近な地域で助け合う共助の取組や、自らのことは自ら守る自助の取組を分かりやすく示し個人備蓄や、適正な避難行動について周知広報を進める。

【避難行動要支援者支援】＜関市アクションプラン　通番５４（重点施策）＞

・民生委員児童委員の協力により、定期的な避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく。

【自助、共助の推進（新規）】＜関市アクションプラン　通番７７（重点施策）＞

・自分の命は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」をより推進するため、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、実効性のある啓発運動となるよう関係者が一丸となって取り組む。

・自助、共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ周知する。

【家具固定の推進】＜関市アクションプラン　通番７８（重点施策）＞

・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】＜関市アクションプラン　通番７９（重点施策）＞

・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、令和３年に水防法、平成２９年に土砂災害防止法の改正が行われ、要配慮者が利用する施設に義務付けられた避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する。

【適切な避難行動の周知啓発】＜関市アクションプラン　通番８０（重点施策）＞

・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅の安全が確保される場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は安全な地域に住む親戚、知人宅への避難など、避難所以外の安全な場所への避難やその他の適切な避難行動について周知啓発を進める。

・浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し水害リスクと併せて、早め早めの避難行動について周知する。また、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、災害避難カード作成事業を進める。

・出水時の避難行動は、河川が氾濫するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる河川水位が分かる危機管理型水位計や監視カメラの見方について周知啓発する。

・土砂災害特別警戒区域は、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、一層の周知啓発を災害避難カード作成事業と共に進める。

・土砂災害が発生するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる土砂災害警戒情報の見方について周知啓発する必要がある。

【ハザードマップの活用】＜関市アクションプラン　通番８１（重点施策）＞

・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや関市防災ガイドブック、災害避難カード作成事業により、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】＜関市アクションプラン　通番８２（重点施策）＞

・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携

した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

【外国人への情報伝達】＜関市アクションプラン　通番８３（重点施策）＞

・災害時の避難施設を外国人にも分かりやすくするため、避難場所表示看板の多言語化や、日本産業規格及び国土地理院で定めるピクトグラムの活用を進める。

・外国人被災者へ災害情報を多言語で発信するほか避難所における外国人の避難状況や必要な支援の確認を行う。また、広域支援が必要と見込まれる場合は、岐阜県災害時多言語支援センター及び協力団体へ通訳等の派遣を依頼し、災害情報を多言語で発信するほか、避難所を巡回して外国人被災者及び避難所運営者を支援するなど、引き続き支援体制の充実を図る。

【個人備蓄の推進】＜関市アクションプラン　通番８４（重点施策）＞

・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料や生活物資の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における３日分以上、できれば１週間以上の備蓄の促進に向けた啓発を、出前講座・防災教育・災害避難カード作成事業と併せて引き続き取り組む。

【防災士育成】＜関市アクションプラン　通番８５（重点施策）＞

・地域の防災対策を推進するためには、地域の特性を把握した防災士と連携する。

・防災士に災害から命を守るための防災対策に関する知識を向上させるため研修会等を行う。

・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る。

【防犯ボランティア団体の育成強化】＜関市アクションプラン　通番８６＞

・地域の防犯団体等の活動は、災害時等の治安維持にも寄与することから、防犯パトロールや世帯訪問等を行っている関市自治防犯防災会の活動を支援する。

【自主防災組織育成】＜関市アクションプラン　通番８７（重点施策）＞

・市内18の地域で自主防災会が組織され、消火器を用いた初期消火の訓練や、安否確認の訓練、防災資機材の取扱い訓練等の積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、関市防災資機材整備事業補助金や関市防災訓練補助金等の活動支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに、市職員地区支部要員と連携し避難所運営訓練等を行いさらなる地域防災力向上を図っていく。

・地域の特性を踏まえた家庭（自助）や地域（共助）での防災活動や地域に根付いた防災対策、住民主体での避難行動を促進するため、防災士等地域の防災リーダーと連携した体制を構築する。

・高齢化や過疎化が進む地域を中心に「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合い避難行動をとることができるよう、地域が主体的に取り組む防災計画の作成など住民の自発的な防災活動に対して支援する。

【地域コミュニティ活動支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番８８＞

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持、発展に向けた対策を行う。

・災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体の取組を支援する。

・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

(8) 横断的分野 2　官民連携

【協定締結の促進】＜関市アクションプラン　通番２１＞

・民間企業等と生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結してお

り、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時に確実に活動できるよう、平常時から協定締結先と支援に係る一連の手順について確認に努める。

【災害時協力事業所の登録等（新規）】＜関市アクションプラン　通番８９＞

・令和６年度から開始した災害時協力事業所登録制度を開始した。災害時に従業員、観光客など帰宅困難となる者や地域住民が身の安全を確保するため、一時的に退避できる場所の提供や従業員による救助救活動など地域住民と協力した共助の取組を行うため登録事業所を増やす。また、各事業所で従業員や観光客など帰宅困難となる人が待機できるよう、事業所における備蓄を促進する。

(9) 横断的分野 3　老朽化対策

【道路施設の維持・長寿命化対策】＜関市アクションプラン　通番９０＞

・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

・災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のＬＥＤ化を推進する。

【農業水利施設の老朽化対策】＜関市アクションプラン　通番９１＞

・老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

3　事業主体が市以外の団体であるなど、市のみでは対応が困難な課題

脆弱性評価で明らかにした課題のうち、以下に示す内容は、市以外の団体が主体となって行う事業に関係する内容である。これらの課題については、国、県及び関係団体との議論、協力、事業主体への要望活動等を通じて、市の強靭化を推進する。

【消防力の強化】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・効果的な消防活動を行うため、中濃消防組合災害対応計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・消防隊の強化として、中濃消防組合受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・常備消防の庁舎整備については、中濃消防組合施設整備計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく。

・常備消防の車両については、緊急消防援助隊に登録することにより、国庫補助の対象施設となり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持していく。

【出火防止対策】＜関市アクションプラン　通番７（重点施策）＞

・平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う。

・また、防火対象物の立入検査を 1～4 年に 1 回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、消防用設備等未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を行う。

【救命救急体制の充実】＜関市アクションプラン　通番１６＞

・大規模災害時の発生直後は、道路の陥没や亀裂、橋の段差、マンホールの浮上がりなどにより

緊急車両の通行が困難となることや、行政職員も被災することから多数の重症者の救急活動が遅れる恐れがある。このような場合に、消防団又は自主防災会等の協力により救護や搬送する必要があるため、各種団体への救命講習の実施を引き続き実施していく。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】＜関市アクションプラン　通番２５＞

・消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める。

【避難行動要支援者支援】＜関市アクションプラン　通番５４（重点施策）＞

・音声による１１９番通報が困難な聴覚･言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Ｎｅｔ１１９緊急通報システム」の積極的な活用を進めていく。

【河川・水路施設等の整備】＜関市アクションプラン　通番６４（重点施策）＞

・雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。
そのため、地域特性を踏まえた防災・減災対策として、岐阜県と連携しながら、河川浚渫工事を中心に、浸水対策とともに、被害対象を減少させる対策や早期の復旧・復興のための対策を流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を推進していく。

・令和６年に設置した「関市流域治水協議会」で水害を軽減させる流域の治水対策を検討し全庁的に推進していく。

・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】＜関市アクションプラン　通番６５＞

・山腹斜面等からの土砂流出は、下流の市街地や道路等の公共施設に甚大な被害をもたらす。そのため、急傾斜地の崩壊による災害防止や、岐阜県と連携した計画的な事業実施や土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を行う。

【幹線道路ネットワークの整備】＜関市アクションプラン　通番６９（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるが、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道、国道１５６号岐阜東バイパス及び国道２４８号バイパスの整備促進を図る。

【流木対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大量の流木が河川の流れを阻害するなどし、広範囲での氾濫や橋梁・家屋の破損などの被害をもたらす場合がある。そのため、大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための透過型砂防堰堤など砂防事業の促進を図る。

【孤立・大雪対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める。

【主要鉄道駅の耐震化等の促進】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐久化や防災対策の強化を事業者とともに努める。

【鉄道の避難対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・鉄道利用者の安全確保について、事業者等において、避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。

【鉄道施設の防災・減災対策の強化】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組を推進する。

第 6 章 計画の推進

1　施策の重点化

(1)プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靭化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。このため、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、本市での関連災害種別の発生確率や、影響の大きさの観点から、優先的に取り組むべきプログラムを 25 から 11 に絞り込んだ。

(2)個別施策の重点化

また、本市の現状を踏まえて、「本市での発生度」「市民生活への影響の大きさ」「経済社会への緊急度」「被害回復の緊急度」「平常時からの活用」などを考慮して、特に重点化すべき 39 施策を設定した。

【関市の重点化施策】

リスクシナリオ（11 項目）		重点施策（39 施策）
番号	最悪の事態	
1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	・消防力の強化 ・民間建築物の耐震化 ・立地適正化計画の推進 ・家具固定の推進 ・公共施設の総合的な管理計画 ・出火防止対策 ・空き家対策 ・道路ネットワークの確保
1-2	集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生　（ため池の損壊、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	・公共下水道（雨水渠）の機能確保 ・河川、水路施設等の整備 ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進
1-3	大規模な土砂災害による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生	・要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ・適切な避難行動の周知啓発
1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	・情報伝達ツールの多重化 ・避難行動要支援者支援 ・防災教育の推進 ・地域の防災力の向上 ・ハザードマップの活用 ・外国人への情報伝達
2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・公的備蓄の充実 ・水道施設の機能確保 ・個人備蓄の推進 ・受援体制の整備 ・道路ネットワークの確保
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・業務継続体制の強化（職員参集等） ・避難所機能、環境整備の充実 ・自助、共助の推進
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	・企業の事業継続支援
4-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	・災害に強い森林づくり ・治山、林道施設の整備

5-1	ライフライン（電気・ガス・石油・上下水道等）の長期間にわたる機能停止	・ライフライン事業者との協力連携の強化 ・水道施設の機能確保 ・下水道施設の機能確保
5-2	幹線道路が分断される等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	・治山、林道施設の整備 ・道路ネットワークの確保 ・幹線道路ネットワークの整備
6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・地域コミュニティの強化 ・防災士育成 ・自主防災組織育成

2　毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靭化推進のための主要施策を「関市強靭化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3　計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靭化施策の推進状況などを考慮し、概ね５年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靭化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

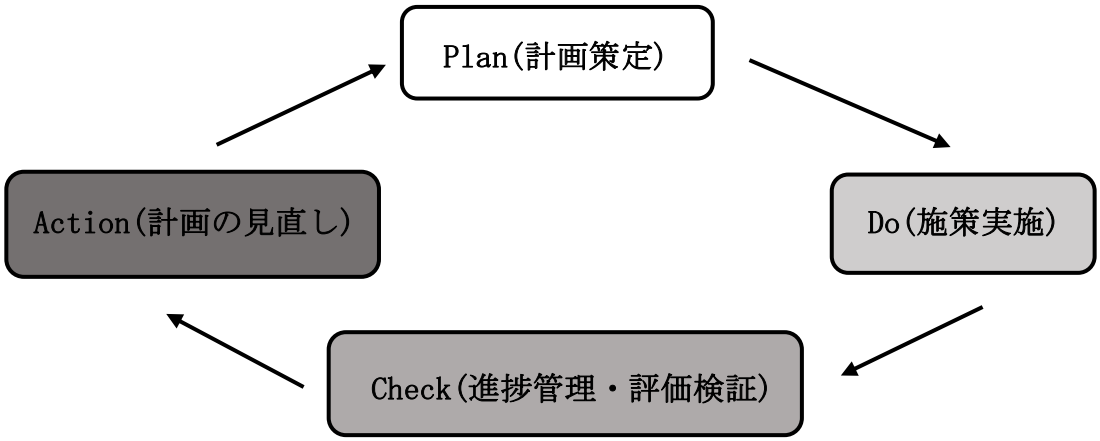

別紙　1

リスクシナリオごとの脆弱性評価

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1）巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【市有建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番１＞

・市有建築物の耐震化はほぼ完了している。未実施の２施設は、建て替えや廃止を進める。天井材や外壁などの非構造部材の耐震化を順次実施中であり、早期に完了させる必要がある。

【市有建築物の長寿命化】＜関市アクションプラン　通番２＞

・令和２年度に策定した関市学校施設長寿命化計画に基づき施工し、長期的に施設の安全確保を図る必要がある。

【避難施設の確保】＜関市アクションプラン　通番３＞

・災害に備え、指定緊急避難場所323施設を指定している。民間施設との協定を推進しながら、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、関市防災ガイドブックの配布及び市ホームページによる判りやすい広報、災害避難カード作成事業等により、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。

【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化】＜関市アクションプラン　通番４＞

・緊急地震速報訓練を防災行政無線・関市あんしんメールを用いて市民に周知し、年１回実施している。引き続き、適切な維持管理に努める必要がある。

・緊急地震速報及び南海トラフ地震臨時情報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報等を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う必要がある。また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が高まっていると評価された場合には、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表され、さらに、南海トラフ地震では、離れた場所でも揺れ続ける長周期地震動の発生も予測されている。このため各種情報か発表された場合に身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う必要がある。

【消防力の強化】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める必要がある。

・消防隊の強化として、中濃消防組合受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しており、必要に応じて計画の見直しを行う必要がある。

・効果的な消防活動を行うため、中濃消防組合災害対応計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う必要がある。

・常備消防の庁舎整備については、中濃消防組合施設整備計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う必要がある。

・消防団再編計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める必要がある。

・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う必要がある。

・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく必要がある。

・常備消防の車両については、緊急消防援助隊に登録することにより、国庫補助の対象施設となり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持していく必要がある。

【初期消火対策】＜関市アクションプラン　通番６＞

・初期消火対策では、火災が発生した際に地域住民が初期消火できるよう、各自主防災会が整備する防災資機材の購入に係る経費に対し補助を実施する必要がある。

・大規火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し排水ポンプ車またはミキサー車からの消火活動

が展開できるよう、給水訓練及び放水訓練を実施する必要がある。

【出火防止対策】＜関市アクションプラン　通番７（重点施策）＞

・地震発生時には、火災の初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や防炎品などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を行う必要がある。

・平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う必要がある。

・防火対象物の立入検査を1～4年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、消防用設備等未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を行う必要がある。

【民間建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番３３（重点施策）＞

・平成30年度の住宅の耐震化率（推計）は81%、多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は95%となっており、公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。出前講座や防災冊子の配布などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震改修及び除却に対する補助、部分的な耐震補強（耐震シェルター）補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進する必要がある。

・老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等による支援を行う必要がある。

・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要がある。

・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。

【盛土対策】＜関市アクションプラン　通番３４＞

・令和４年５月に盛土規制法が公布され、令和3年に県による盛土総点検が実施された。その結果、市内において直ちに崩落等の危険のある箇所はない。その他、崩落等の危険のある箇所のパトロールを実施した結果、不適正事案はない。

・市内の大規模盛土造成地の調査を進めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には、庁内の関係機関が連携し適切な対応を行い被害の軽減を図る必要がある。

【空き家対策】＜関市アクションプラン　通番３５（重点施策）＞

・令和2 年度の空家等実態調査の結果1,475 件の空き家を確認し、そのうち272 件が不良物件である。大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、平成30 年3 月に策定した空家等対策計画に基づき、空き家の利活用や、除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備、空き家対策総合支援事業を活用するなど、各種施策を実施していく必要がある。

【ブロック塀等の除却推進】＜関市アクションプラン　通番３６＞

・ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を取り壊す方を対象に関市ブロック塀等撤去費補助金交付制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、通学路、避難路、緊急輸送路に面するブロック塀等を中心に除却推進に努める必要がある。

【土地区画整理事業の促進】＜関市アクションプラン　通番３７＞

・災害発生時における避難路や一時避難地を確保するため、土地区画整理事業を促進し良好な市街地形成を図る必要がある。

【立地適正化計画の推進】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、平成２９年度に策定し、令和５年度に「防災指針」の追加を含め改定した関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る必要がある。居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、防災指針に基づき、災害リスクの低い地域への居住誘導や災害の危険性が高い箇所への新たな開発抑制を進めるほか、浸水や土砂災害等の災害リスクを低減するため河川整備、土砂災害対策工、雨水流出抑制対策等、

計画的かつ着実な防災・減災対策を推進する必要がある。

【公園の整備】＜関市アクションプラン　通番３９＞

・公園は災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備を図る必要がある。

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】＜関市アクションプラン　通番４４＞

・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る必要がある。

【文化財保護対策の推進】＜関市アクションプラン　通番４７＞

・市内に存する文化財については、永く後世に伝え継承するため、耐震補強や免震補強等の災害予防対策、災害時における防災措置の指導等の保護対策等を推進するように努める必要がある。

【観光施設等の整備・促進】＜関市アクションプラン　通番５５＞

・多くの観光客が訪れる観光施設の安全面の確保を図るため、整備・改修を実施する。また IoT サービスの利用が拡大している中、災害時でも電波の能率的利用ができるように、観光施設の Wi-Fi 等の多様な無線局の活用促進を行うことで、観光客の生命・身体・財産を保護できるように努める必要がある。

【農村資源の保全・推進】＜関市アクションプラン　通番５９＞

・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める必要がある。

・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う必要がある。

・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。

【道路ネットワークの確保】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める必要がある。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める必要がある。

【道路整備・狭あい道路解消】＜関市アクションプラン　通番６８＞

・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、関市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

【家具固定の推進】＜関市アクションプラン　通番７８（重点施策）＞

・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。

【災害時協力事業所の登録等（新規）】＜関市アクションプラン　通番８９＞

・令和６年度から開始した災害時協力事業所登録制度を開始した。災害時に従業員、観光客など帰宅困難となる者や地域住民が身の安全を確保するため、一時的に退避できる場所の提供や従業員による救助救出活動など地域住民と協力した共助の取組を行うため登録事業所を増やす必要がある。また、各事業所で従業員や観光客など帰宅困難となる人が待機できるよう、事業所における備蓄を促進する必要がある。

【公共施設の総合的な管理計画】＜関市アクションプラン　通番該当なし（重点施策）＞

・施設の立地に関しては、公共施設等総合管理計画に関連する関市公共施設再配置計画や関市立地適正化計画などと連携を図り、市民ニーズや地域特性、施設の役割などを踏まえながら、施設の適正配置を進める必要がある。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【市有建築物の耐震化（№1）】	耐震化未実施公民センターの残存率	50%	0%
【市有建築物の長寿命化率（№2）】	学校施設の長寿命化率	12%	64%
	市営住宅の長寿命化率	24%	79%

【避難施設の確保（№3）】	指定緊急避難場所数	323施設	－
	指定避難所数（福祉避難所を除く） （※R6年度　スフィア基準に見直し）	41施設(18,995人)	—
【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化№4】緊急地震速報訓練		年1回以上	年1回以上
【消防力の強化（№5）】	消防団車両の適正配置（削減）	66.7%	100%(R9)
【初期消火対策（№6）】	防災資機材購入補助（消火器）受付件数	34件	35件
【出火防止対策（№7）】	住宅用火災警報器の設置率	80%	100%
	中濃消防組合火災予防査察規程に基づく立入検査	91.7%	100%
【民間建築物の耐震化（№33）】			
	住宅の耐震化率（推計）	81%	95%
	多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率（推計）	95%	98%
	木造戸建て住宅の無料耐震診断件数	78件	78件
	木造住宅の耐震改修補助件数	8件	8件
	木造住宅の除却補助件数	1件	1件
	耐震にかかる相談件数	5件	5件
【盛土対策（№34）】	大規模盛土造成地の調査	15箇所	随時
	がけ等擁壁工事補助金交付件数	－	－
【土地区画整理事業の促進（№37）】	土地区画整理事業整備率	34%	100%
【公園の整備（№39）】	市民一人当たりの都市公園面積	20.8㎡/人	維持

1-2）集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生　（ため池の損壊、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【立地適正化計画の推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、平成２９年度に策定し、令和５年度に「防災指針」の追加を含め改定した関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る必要がある。居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、防災指針に基づき、災害リスクの低い地域への居住誘導や災害の危険性が高い箇所への新たな開発抑制を進めるほか、浸水や土砂災害等の災害リスクを低減するため河川整備、土砂災害対策工、雨水流出抑制対策等、計画的かつ着実な防災・減災対策を推進する必要がある。

【公共下水道（雨水渠）の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４０（重点施策）＞

・市街地の浸水防止を促進するため、公共下水道の一つである雨水渠の堆積土の撤去など、適正な維持管理を行い機能確保に努める必要がある。

【内水の防災対策（新規）】＜関市アクションプラン　通番４３＞

・令和５年８月の局地的豪雨により記録的短時間大雨情報が「中之保、武芸川」に発表された。この時避難所は市内小中学校を開設したが、武芸川中学校と下有知中学校の敷地の一部で浸水被害が見受けられたため、急遽ふれあいセンターを避難所として開設した。
このため、市民、自治会などへ局地的豪雨による内水氾濫のリスクを示したハザードマップを作成し、避難先の安全確認や内水氾濫から身を守る行動を周知する必要がある。

・水防法第１４条の２で定める計画規模の降雨を対象とした内水による「雨水出水浸水想定区域図」を作成するとともに、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難行動に繋げる必要がある。

【農業施設の用排水機能確保及び長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番５６＞

・農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や耐震化等、更新を図る必要がある。

【ため池の防災対策】＜関市アクションプラン　通番６１＞

・防災重点ため池に指定されているため池について、堤体の耐震、老朽化調査を実施する必要がある。
・令和２年１０月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和３年３月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。市は岐阜県と連携してこの計画に基づく防災工事や廃止工事対策を推進する必要がある。
・農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強や補修、耐震補強等の対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し市民への周知に努める必要がある。

【河川・水路施設等の整備】＜関市アクションプラン　通番６４（重点施策）＞

・雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。
そのため、地域特性を踏まえた防災・減災対策として、岐阜県と連携しながら、河川浚渫工事を中心に、浸水対策とともに、被害対象を減少させる対策や早期の復旧・復興のための対策を流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を推進していく必要がある。
・令和６年に設置した「関市流域治水協議会」で水害を軽減させる流域の治水対策を検討し全庁的に推進していく必要がある。
・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】＜関市アクションプラン　通番７９（重点施策）＞

・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、令和３年に水防法、平成２９年に土砂災害防止法の改正が行われ、要配慮者が利用する施設に義務付けられた避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。

【適切な避難行動の周知啓発】＜関市アクションプラン　通番８０（重点施策）＞

・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅の安全が確保される場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は安全な地域に住む親戚、知人宅への避難など、避難所以外の安全な場所への避難やその他の適切な避難行動について周知啓発を進める必要がある。
・浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し水害リスクと併せて、早め早めの避難行動について周知する必要がある。また、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、災害避難カード作成事業を進める必要がある。
・出水時の避難行動は、河川が氾濫するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる河川水位が分かる危機管理型水位計や監視カメラの見方について周知啓発する必要がある。
・土砂災害特別警戒区域は、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、一層の周知啓発を災害避難カード作成事業と共に進める必要がある。

【河川構造物等の維持管理対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・市が管理する河川構造物について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

【越境避難体制の充実】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・本市は西ウイングに板取川・武儀川、東ウイングに津保川、市街地に津保川・長良川が流れており、浸水想定区域図では河川沿いの大半が浸水する。市内で避難を完結させようとすると、増水した河川の対岸へ避難するケースも想定されることから、周辺市町村と円滑な越境避難について協議しておく必要がある。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【ため池の防災対策（№61）】	**ため池ハザードマップ作成率**	100%	100%
	老朽化調査率（調査済み／ため池）	86%	100%
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進（№79）】			

浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率 避難確保計画策定施設の避難訓練（訓練実施施設／対象施設）	93.4% 90.0%	100% 100%

1-3）大規模な土砂災害による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【立地適正化計画の推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る必要がある。

【災害に強い森林づくり】＜関市アクションプラン　通番６２（重点施策）＞

・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備の計画的な推進や、適切な経営管理が行われていない森林について、森林譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し森林整備を促進する必要がある。

・植樹活動や下刈りなど企業との協働による森林づくりを推進する必要がある。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】＜関市アクションプラン　通番６５＞

・土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進する必要がある。

・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある土地について、県と連携しながら土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定し、急傾斜地の崩壊、土石流や地すべりによる土砂災害防止対策を計画的に実施していく必要がある。

・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面対策工事を被害実績などから必要性を十分検討し、計画的に進めていく必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７９（重点施策）＞

・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、令和３年に水防法、平成２９年に土砂災害防止法の改正が行われ、要配慮者が利用する施設に義務付けられた避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する必要がある。

【適切な避難行動の周知啓発（再掲）】＜関市アクションプラン　通番８０（重点施策）＞

・避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅の安全が確保される場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は安全な地域に住む親戚、知人宅への避難など避難所以外の安全な場所への避難やその他の適切な避難行動について周知啓発を進める必要がある（再掲）

・土砂災害特別警戒区域は、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、災害避難カード作成事業を進める必要がある。

・土砂災害が発生するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる土砂災害警戒情報の見方について周知啓発する必要がある。

【流木対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大量の流木が河川の流れを阻害するなどし、広範囲での氾濫や橋梁・家屋の破損などの被害をもたらす場合がある。そのため、大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための透過型砂防堰堤など砂防事業の促進を図る必要がある。

（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【要配慮者施設の避難確保計画策定推進（No.79）】		
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画策定率	94.9%	100%
避難確保計画策定施設の避難訓練（訓練実施施設／対象施設）	90.0%	100%
【適切な避難行動の周知啓発（No.80）】		

災害避難カード作成事業の実施済みの地区（参加者数）	3地区(289人)	18地区
出前講座実施回数（参加者数）	32回(1512人)	30回(1500人)
防災フェア参加者（ｽﾀﾝﾌﾟﾗﾘｰ、講演会・講座、起震車体験者）	1300人	1300人
避難先を決定していない市民の割合（市民アンケート）	―	―

1-4)避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災行政無線】＜関市アクションプラン　通番８＞

・防災行政無線屋外子局を令和６年度で305基を整備している。災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める。また、難聴地域については、戸別受信機の購入補助事業により解消を図る必要がある。

・移動式無線（車載型、携帯型、半固定型）について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約300機を配備している。適切な維持管理を行うとともに、配備先の使用者が操作方法を把握しておく必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】＜関市アクションプラン　通番９（重点施策）＞

・災害時の避難指示等の避難情報は、防災無線のほか、関市あんしんメール、緊急速報メールやSNS等の手段で市民に伝達することとしており、各伝達手段に関し、維持管理、体制確認を的確に行うともに、複数の伝達ツールに一括に配信できるシステムを導入するなど、情報配信の効率化にも努める必要がある。

・防災行政無線は、気象条件や地形、住宅の遮音性、救助ヘリコプターの飛行音など聞き取りにくい場合があるため、新技術・デジタル技術を用いた代替手段による効率的な情報伝達について研究する必要がある。

【気象河川情報収集システムの維持・更新】＜関市アクションプラン　通番１０＞

・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、必要に応じ気象河川情報収集システム改修をするとともに、HPの表示等をわかりやすく変更する必要がある。

【地域の防災力の向上】＜関市アクションプラン　通番１１（重点施策）＞

・出前講座や補助金の交付等により、自主防災組織の取組を支援する必要がある。

・住民主体での避難行動を促進するため、自主防災組織の防災訓練では、実施してほしい身近な地域で助け合う共助の取組や、自らのことは自ら守る自助の取組を分かりやすく示し個人備蓄や、適正な避難行動について周知広報を進める必要がある。

【特設公衆電話の配備】＜関市アクションプラン　通番２０＞

・大規模災害時に被災地の通信手段を確保できるように、特設公衆電話の設置や利用を、関係機関と協力して円滑に行えるように努めるとともに、特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法の普及に努める。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的に実施する必要がある。

【地域コミュニティの強化】＜関市アクションプラン　通番２７（重点施策）＞

・災害からの早期の立ち直りを阻む要因の一つとして、地域コミュニティの崩壊があげられる。それを防ぐために、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく必要がある。地域が特色を活かした活動をすることは、地域間の絆を強めることにつながる。早期復旧に対する不安要因を取り除き、災害からの早期の立ち直りのため、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく必要がある。

【避難行動要支援者支援】＜関市アクションプラン　通番５４（重点施策）＞

・民生委員児童委員の協力により、定期的な避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく必要がある。

・災害時外国人支援マニュアルを更新し、外国人への支援体制を確保していく必要がある。

・音声による１１９番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Ｎｅｔ１１９緊急通報システム」の積極的な活用を進めていく必要がある。

【ハザードマップの活用】＜関市アクションプラン　通番８１（重点施策）＞

・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各

種ハザードマップや関市防災ガイドブック、災害避難カード作成事業により、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する必要がある。

【防災教育の推進】＜関市アクションプラン　通番８２（重点施策）＞

・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める必要がある。

【外国人への情報伝達】＜関市アクションプラン　通番８３（重点施策）＞

・災害時の避難施設を外国人にも分かりやすくするため、避難場所表示看板の多言語化や、日本産業規格及び国土地理院で定めるピクトグラムの活用を進める必要がある。

・外国人被災者へ災害情報を多言語で発信するほか避難所における外国人の避難状況や必要な支援の確認を行う。また、広域支援が必要と見込まれる場合は、岐阜県災害時多言語支援センター及び協力団体へ通訳等の派遣を依頼し、災害情報を多言語で発信するほか、避難所を巡回して外国人被災者及び避難所運営者を支援するなど、引き続き支援体制の充実を図る必要がある。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【防災行政無線（№8）】	防災行政無線設備更新	検討	調査・設計・更新
【情報伝達ツールの多重化（№9）】	避難勧告等を伝達可能なツール数	8種	8[維持]
	一括配信可能な伝達ツール数	6種	6[維持]
	あんしんメール（メール、SNS）登録者数	41.9%(35,248)	45%(36,000)
【気象河川情報収集システムの維持・更新(№10)】			
	気象河川情報収集システム改修	随時	随時
【地域の防災力の向上（№11）】			
市内の防災士数		210人	250人
関市総合防災訓練に参加した自主防災会（参加者）、補助金交付団体数		170団体(6,427人)	200団体(6500人)
		25団体	30団体
関市防災資機材購入補助金交付団体数		52団体	60団体
【特設公衆電話の配備（№20）】	特設公衆電話配線施設数	26施設	―
【避難行動要支援者支援（№54）】	避難行動要支援者名簿登載率	14.27% (1,572/11,016)	更新
【ハザードマップの活用（№81）】災害避難カード作成事業(実施地区)		3地区(289人)	18地区
【防災教育の推進（№82）】学校等の防災教育の実施数（うち防災キャンプ）		27回（4回）	―
【外国人への情報伝達（№83）】災害時外国人支援マニュアルの更新		更新	随時

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1）被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【公的備蓄の充実】＜関市アクションプラン　通番１２（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震の想定避難者数は5,643人、帰宅困難者数が567人。揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の想定避難者数は26,682人である。（南海トラフの巨大地震等被害想定調査について：平成25年岐阜県発表）

・このため、被害が最も甚大である揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の被害を想定し、孤立予想集落地域の人口、非孤立予想集落地域の人口に応じて非常食約76,000食の食料を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

・市内69の標準型防災備蓄倉庫に発動発電機を各1台備蓄しているほか、30の避難所型防災備蓄倉庫にも発動発電機を各1台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する必要がある。

【受援体制の整備】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和５年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む必要がある。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する必要がある。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める必要がある。

【水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４１（重点施策）＞

・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、耐震対策が必要な水源地、配水池、加圧施設、管路について優先的に耐震化を促進する必要がある。

・岐阜県が指定する地域災害拠点病院や、関市が指定する避難所等の重要設備につながる管路を重要給水路線基幹に設定する必要がある。

・老朽化対策として更新・修繕を計画的に行うため、アセットマネジメント計画に基づき、機能確保を計画的に進める必要がある。

【給水体制の構築】＜関市アクションプラン　通番４５＞

・・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時には日本水道協会と連携を図り、緊急時の給水復旧体制を構築する必要がある。

【物資輸送体制の構築】＜関市アクションプラン　通番６６＞

・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うため、輸送関係の企業及び団体との協定書に基づき、物資輸送体制の構築に努めているが、平常時から情報交換や訓練参加により、確実に活動できるよう実効性を高めていく必要がある。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この30年以内に発生する確率は70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める必要がある。

【個人備蓄の推進】＜関市アクションプラン　通番８４（重点施策）＞

・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料や生活物資の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における３日分以上、できれば一週間以上の備蓄の促進に向けた啓発を、出前講座・防災教育・災害避難カード作成事業と併せて引き続き取り組む必要がある。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【公的備蓄の充実（№12）】	避難者に対する食料の備蓄	75,950食分	59,750食分
【水道施設の機能確保（№41）】	水源施設の耐震化率（浄水施設能力ベース）	98%	98%
	配水池の耐震化率（容量ベース）	43%	43%
	加圧施設の耐震化率	71%	73%
	管路の耐震化率	17.7%	20.8%

2-2）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助･救急活動の遅れ及び重大な不足

【消防力の強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める必要がある。

・消防隊の強化として、中濃消防組合受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しており、必要に応じて計画の見直しを行う必要がある。

・効果的な消防活動を行うため、中濃消防組合災害対応計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う必要がある。
・常備消防の庁舎整備については、中濃消防組合施設整備計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う必要がある。
・消防団再編計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める必要がある。
・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う必要がある。
・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく必要がある。
・常備消防の車両については、緊急消防援助隊に登録することにより、国庫補助の対象施設となり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持していく必要がある。

【受援体制の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和５年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援・支援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。
・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する必要がある。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める必要がある。

【消防人材・消防団員の確保・育成】＜関市アクションプラン　通番１４＞

・大規模災害時には、市内の広範囲において倒木や家屋倒壊が発生するため、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴のある消防団が地域防災の中心となり、対応する必要性が出てくると予想される。
・消防活動では、幅広い知識、技術を習得し、安全かつ的確に実施するため、定期的な救助資機材の取り扱い訓練や救助訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。
・消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見等を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりと並行して各種インセンティブ制度など、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充を行う必要がある。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この30年以内に発生する確率は70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める必要がある。

【道路整備・狭あい道路解消（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６８＞

・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、関市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

【幹線道路ネットワークの整備】＜関市アクションプラン　通番６９＞

・都市の防災性を高めるため、インターチェンジ等へのアクセス向上や良好な市街地の形成、道路ネットワークの向上につながる都市計画道路の整備を進める必要がある。

【主要鉄道駅の耐震化等の促進】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐久化や防災対策の強化を事業者とともに努める必要がある。

【鉄道の避難対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・鉄道利用者の安全確保について、事業者等において、避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく必要がある。

(指標)		<見込み値(R6)>	<目標値(R11)>
【消防力の強化（№5）】	消防団車両の適正配置（削減）	66.7% (24台中16台)	100% (24台中24台)
【消防人材・消防団員の確保・育成（№14）】	消防団員の充足率	89.7%(915人)	100%(1020人)
	認定消防団協力事業所数	50事業所	55事業所

2-3）医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【救命救急体制の充実】＜関市アクションプラン　通番１６＞

・大規模災害時の発生直後は、道路の陥没や亀裂、橋の段差、マンホールの浮上がりなどにより緊急車両の通行が困難となることや、行政職員も被災することから多数の重症者の救急活動が遅れる恐れがある。このような場合に、消防団又は自主防災会等の協力により救護や搬送する必要があるため、各種団体への救命講習の実施を引き続き実施していく必要がある。

【福祉施設の耐震化】＜関市アクションプラン　通番４８＞

・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。

【医療救護体制の充実】＜関市アクションプラン　通番５０＞

・災害時活動マニュアルの更新や、総合病院（中濃厚生病院、関中央病院）、三師会（武儀医師会、関歯科医師会、関薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める必要がある。

・特に、被災後１週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、関市と三師会等関係団体との連携を進める必要がある。

【医療・介護人材の育成】＜関市アクションプラン　通番５１＞

・災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、武儀・郡上地域災害医療コーディネートチームによる研修及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を進める必要がある。

・市内に就職した言語聴覚士、社会福祉士、精神保健士等を対象に就職奨励金を交付する必要がある。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める必要がある。

(指標)		<見込み値(R6)>	<目標値(R11)>
【救命救急体制の充実（№16）】	救命講習実施状況（受講者数）	3,493(R6)	―

2-4）想定を超える大量かつ長期の避難者や帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

【帰宅困難者対策】＜関市アクションプラン　通番１５＞

・南海トラフ巨大地震などの広範囲で大規模な災害が発生した場合、通勤、通学者などにおいて帰宅困難となる人は、相当数発生すると見込まれる。帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルを定期的に見直し実効性を高める必要がある。

・災害発生後の混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、幹線道路の結束点では渋滞が発生し応急救助活動の妨げになると考えられるため、「むやみに移動を開始しない」よう周知する必要がある。

・岐阜県は、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、災害時には「徒歩帰宅支援ステーション」として「水道水の提供、トイレの使用」などが受けられる取組を行っている。市は県と協力してこの制度の取組を周知する必要がある。

【災害時協力事業所の登録等(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番８９＞

・令和６年度から開始した災害時協力事業所登録制度を開始した。従業員や観光客など帰宅困難となる人が災害時に一時的に退避できる場所の提供や従業員による救助救活動など地域住民と協力した共助の取組を推進するため、災害時協力事業所を増やす必要がある。また、事業所において従業員や観光客など帰宅困難となる者が待機することで必要となる物資の備蓄を促進する必要がある。

(指標)	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【帰宅困難者対策（No.15）】　（再掲）指定避難所における受け入れ可能人数（福祉避難所を除く）	41施設(18,995人)	維持(R11)

2-5）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレ対策】＜関市アクションプラン　通番１７＞

・災害時にトイレが不足する事態に備え、標準型備蓄倉庫に組立式トイレ・組立式簡易トイレ、避難所型備蓄倉庫に組立式簡易トイレ、一部避難所にマンホールトイレやダンボールトイレ等の災害用トイレの備蓄を行っている。必要に応じ、備蓄数の見直しを検討する必要がある。

・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、出前講座での啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても推進する必要がある。

【下水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４２（重点施策）＞

・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。
耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める。

・公共下水道、特環公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等各施設の老朽化対策として更新・修繕をストックマネジメント計画に基づき更新を行う。また、岐阜県汚水処理事業広域化共同化計画に基づき、し尿処理場と公共下水道の統合を実施する。

・管路及びマンホール点検の結果を基に、計画的な修繕を実施し機能保全を図る。

・すべての施設の対策が完了するには時間を要することから、被災した際に早期復旧するため、関係機関と協定締結することにより応援体制の確保、緊急時対応マニュアル（下水道BCP）の見直しなどのソフト対策も進める。

・河川や内水の氾濫の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。

・関係団体による被害状況の調査や応急復旧活動への協力について、協定書を締結し下水道の早期復旧に努める。

【感染症対策】＜関市アクションプラン　通番５２＞

・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄している。必要とする施設への配布方法や不足する消毒液の確保体制について検討する必要がある。

・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

【合併処理浄化槽への転換促進】＜関市アクションプラン　通番７２＞

・みなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進している。また、老朽化の進んでいるみなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽は、災害時の破損等も想定されるため、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止時においても、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への早期な切り替えを補助金や啓発活動を通じて促進する必要がある。

【火葬体制の確立】＜関市アクションプラン　通番７３＞

・災害時の遺体の取扱い、広域火葬及び埋葬を的確に遅滞なく行うため、体制の充実を図る必要がある。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】＜関市アクションプラン　通番７４＞

・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、平成30年３月に関市災害廃棄物処理計画を策定し、令和４年３月に更新した。仮置場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、必要に応じて計画を更新するなど、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【災害用トイレ対策（№17）】	出前講座実施回数（参加者数）	34回（1,712人）	35回（1,700人）
【下水道施設の機能確保（№42）】	下水道施設の復旧土木・設備団体との協定	6団体	維持
【感染症対策（№52）】	手指用消毒剤備蓄率	100%	100%
【合併処理浄化槽への転換促進（№72）】	合併処理浄化槽の転換促進	3基/年	5基/年

2-6）長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

【避難所機能・環境整備の充実】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞

・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める必要がある。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する必要がある。

・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく必要がある。

・避難者が安心して避難生活を送ることができるようにするため、スフィア基準の考え方に加え、これまでの大規模災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルを適宜改定する必要がある。

・避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源の整備など防災機能の強化を推進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な避難者に配慮した環境改善に取り組む必要がある。

・避難所機能を向上させるため、小中学校体育館に計画的にエアコンを設置する必要がある。

【被災住宅への支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２９＞

・被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する必要がある。

【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給（新規）】＜関市アクションプラン　通番３０＞

・建設型応急住宅については、必要個数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る必要がある。

【福祉防災体制整備】＜関市アクションプラン　通番４９＞

・高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児・病弱者などの要配慮者が指定避難所において生活に支障をきたす場合、市と協定を締結している施設に、福祉避難所の開設を要請する。要支援者の避難所運営を円滑に行うため、福祉避難所の要配慮者受け入れマニュアルを見直す必要がある。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【避難所機能・環境整備の充実（№19）】	避難所に必要な環境整備	随時	随時
【被災住宅への支援（№29）】		－	－
【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給（№30）】		－	－
【災害廃棄物処理体制の充実強化（№74）】	災害廃棄物処理計画の更新	随時	随時

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1）市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【受援体制の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和５年度にこの支援を受けるための受援体制を、「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む必要がある。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する必要がある。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める必要がある。

【業務継続体制の強化（職員参集等）】＜関市アクションプラン　通番１８（重点施策）＞

・関市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、非常参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態に備え、防災体制及び避難所の運営体制を確立する必要がある。

・職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の確保は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める必要がある。

・令和３年度にＩＣＴ部門の情報行政事業継続計画を策定し災害に備えている。必要に応じ更新する必要がある。

・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の災害対応マニュアルを更新する必要がある。

【避難所機能・環境整備の充実（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞

・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める必要がある。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する必要がある。

・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく必要がある。

・避難者が安心して避難生活を送ることができるようにするため、スフィア基準の考え方に加え、これまでの大規模災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルを適宜改定する必要がある。

・避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源の整備など防災機能の強化を推進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な避難者に配慮した環境改善に取り組む必要がある。

・避難所機能を向上させるため、小中学校体育館に計画的にエアコンを設置する必要がある。

【被災者生活再建支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２８＞

・被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめた情報を作成しホームページなどにより幅広く周知する必要がある。

・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられ、被災者が抱える様々な課題に応えられるよう「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、関係者との間で支援の在り方について議論し災害時に機能する体制を構築していく必要がある。

【観光施設等の整備・促進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５５＞

・多くの観光客が訪れる観光施設の安全面の確保を図るため、整備・改修を実施する。また IoT サービスの利用が拡大している中、災害時でも電波の能率的利用ができるように、観光施設の Wi-Fi 等の多様な無線局の活用促進を行うことで、観光客の生命・身体・財産を保護できるように努める必要がある。

【自助、共助の推進（新規）】＜関市アクションプラン　通番７７（重点施策）＞

・自分の命は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」をより推進するため、消防、警察、自衛隊、医療、福

社などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、実効性のある啓発運動となるよう関係者が一丸となって取り組む必要がある。
・自助、共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、周知する必要がある。

(指標)	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【受援体制の整備（№13）】　関市災害時受援計画の見直し	随時	随時
【業務継続体制の強化（職員参集等）（№18）】 職員向け防災研修・訓練の実施	5回/年	6回/年
業務継続計画の見直し	—	—
ＢＣＰ計画に沿った訓練・研修	―	―
【被災者生活再建支援（№28）】	—	—

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】＜関市アクションプラン　通番５７（重点施策）＞
・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、災害や大事故などの非常事態が生じた際に用いる「非常時対応マニュアル（BCP）」を策定しようとする中小企業を、商工会議所、商工会との共同により支援する必要がある。

【企業誘致の推進】＜関市アクションプラン　通番５８＞
・市内産業の生産力と競争力を向上させるため、工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める。また、中小企業者等が行う工場の共同化・協業化・集団化を支援する必要がある。

(指標)	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【企業誘致の推進（№58）】　関市企業立地奨励金の交付件数	29件	―

4-2）有害物質の大規模拡散・流出

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】＜関市アクションプラン　通番２５＞
・消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める必要がある。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】＜関市アクションプラン　通番７５＞
・平時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止・周知対策が取れるよう、関係機関との連携の強化に努める必要がある。

(指標)	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査（№25）】 中濃消防組合火災予防査察規程等に基づく立入検査率	91.7%	100%

4-3）食料や生活物資の安定供給の停滞

【協定締結の促進】＜関市アクションプラン　通番２１＞
・民間企業等と生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時に確実に活動できるよう、平常時から協定締結先と支援に係る一連の手順について確認に努める必要がある。

【農村資源の保全・推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５９＞
・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要があ

る。
・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める必要がある。
・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う必要がある。
・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。
【農業水利施設の老朽化対策】＜関市アクションプラン　通番９１＞
・老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【協定締結の促進（№21）】　民間企業、団体等との協定数	102件	維持
防災フェアの参加等で連携した協定先等	12団体	15団体

4-4）異常渇水等による用水の供給の途絶

【給水体制の構築（再掲）】＜関市アクションプラン　通番４５＞
・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時には日本水道協会と連携を図り、緊急時の給水復旧体制を構築する必要がある。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【給水体制の構築（№45）】　安定供給に向けた給水体制の検討	－	－

4-5）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農村資源の保全・推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５９＞
・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。
・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める必要がある。
・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う必要がある。
・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。
【農道の維持、長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番６０＞
・農道施設（橋梁等の長寿命化・耐震化含）における各種点検の実施及び結果に基づき計画的な整備を図る必要がある。
【災害に強い森林づくり（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６２（重点施策）＞
・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備の計画的な推進や、適切な経営管理が行われていない森林について、森林譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し森林整備を促進する必要がある。
・植樹活動や下刈りなど企業との協働による森林づくりを推進する必要がある。
【治山・林道施設の整備】＜関市アクションプラン　通番６３（重点施策）＞
・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、治山施設の適切な維持管理や林道施設（橋梁・トンネル等の長寿命化・耐震化含）の計画的な整備を図る必要がある。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【農村資源の保全・推進（№59）】　多面的機能支払交付金組織の統合（組織数）	48 組織	49 組織

5 情報通信サービス、電力、燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1）ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【公的備蓄の充実（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１２（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震の想定避難者数は5,643人、帰宅困難者数が567人。揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の想定避難者数は26,682人である。（南海トラフの巨大地震等被害想定調査について：平成25年岐阜県発表）

・このため、被害が最も甚大である揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の被害を想定し、孤立予想集落地域の人口、非孤立予想集落地域の人口に応じて非常食約76,000食の食料を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

・市内69の標準型防災備蓄倉庫に発動発電機を各1台備蓄しているほか、30の避難所型防災備蓄倉庫にも発動発電機を各1台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する必要がある。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞

・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する必要がある。

【災害時における燃料の確保（新規）】＜関市アクションプラン　通番２３＞

・災害時に燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実行性を高めるよう平時から連携を図る必要がある。

【再生可能エネルギーの導入拡大（新規）】＜関市アクションプラン　通番３２＞

・災害時には再生可能エネルギーを最大限活用するため、避難所等を含む公共施設や住宅、事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入する必要がある。

・本市は、国の「2050年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえ、令和４年２月に【関市「ゼロカーボンシティ」宣言】を行い、令和５年３月に、2050年までに脱炭素化を見据えた再生可能エネルギー導入目標と目標達成に向けた施策を検討するため「関市地域再生可能エネルギー導入構想」を策定した。

今後、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電設備の導入や、森林や河川を活用した小水力発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの可能性について検討する必要がある。

また、こうした再生可能エネルギーを災害時の公共施設で非常電源として活用することや、孤立予想地域での電源の確保にも有効活用できるよう整備する必要がある。

【水道施設の機能確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番４１（重点施策）＞

・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、耐震対策が必要な水源地、配水池、加圧施設、管路について優先的に耐震化を促進する必要がある。

・岐阜県が指定する地域災害拠点病院や、関市が指定する避難所等の重要設備につながる管路を重要給水路線基幹に設定する必要がある。

・老朽化対策として更新・修繕を計画的に行うため、アセットマネジメント計画に基づき、機能確保を計画的に進める必要がある。

【下水道施設の機能確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番４２（重点施策）＞

・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。

耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める。

・公共下水道、特環公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等各施設の老朽化対策として更新・修繕をストックマネジメント計画に基づき更新を行う。また、岐阜県汚水処理事業広域化共同化計画に基づき、し尿処理場と公共下水道の統合を実施する。

・管路及びマンホール点検の結果を基に、計画的な修繕を実施し機能保全を図る。

・すべての施設の対策が完了するには時間を要することから、被災した際に早期復旧するため、関係機関と協定締結することにより応援体制の確保、緊急時対応マニュアル（下水道BCP）の見直しなどのソフト対策も進める。

・河川や内水の氾濫の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。

・関係団体による被害状況の調査や応急復旧活動への協力について、協定書を締結し下水道の早期復旧に努める。

【合併処理浄化槽への転換促進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７２＞

・みなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、

下水道の整備が見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進している。また、老朽化の進んでいるみなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽は、災害時の破損等も想定されるため、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止時においても、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への早期な切り替えを補助金や啓発活動を通じて促進する必要がある。

(指標)	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【ライフライン事業者との協力連携の強化（№22）】	1路線	―
ライフライン保全対策事業対策実施路線	(580m、3,255㎡)	
せき市民防災フェアに参加するライフライン事業者	5機関	5機関
【災害時における燃料の確保（№23）】　総合防災訓練に参加する燃料供給事業者	―	1事業者
【再生可能エネルギーの導入拡大（№32）】	―	―
【下水道施設の機能確保(再掲)(№42)】下水道施設の復旧土木・設備団体との協定	6団体	維持

5-2）幹線道路が分断される等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協力連携の強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞

・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練への参加など、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する必要がある。

【道路等の復旧に係る協定締結】＜関市アクションプラン　通番２４＞

・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、締結先の拡大に努めるほか、平時から相手方との連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】＜関市アクションプラン　通番４４＞

・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る必要がある。

【治山・林道施設の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６３（重点施策）＞

・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、治山施設の適切な維持管理や林道施設（橋梁・トンネル等の長寿命化・耐震化含）の計画的な整備を図る必要がある。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この30年以内に発生する確率は70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める必要がある。

【幹線道路ネットワークの整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６９＞

・都市の防災性を高めるため、インターチェンジ等へのアクセス向上や良好な市街地の形成、道路ネットワークの向上につながる都市計画道路の整備を進める必要がある。

【地域交通網の確保】＜関市アクションプラン　通番７１＞

・地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】＜関市アクションプラン　通番９０＞

・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

・災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のＬＥＤ化を推進する必要がある。

【主要鉄道駅の耐震化等の促進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐久化や防災対策の強化を事業者とともに努める必要がある。

【鉄道の避難対策（再掲）】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・鉄道利用者の安全確保について、事業者等において、避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく必要がある。

【道路ネットワークの整備・橋梁耐震化・斜面対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、関係機関と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組を進める必要がある。

【道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・山間部においては、河川沿いの狭隘部等に社会、経済、行政等の中枢機能や交通が集中しているが、このような山間狭隘部においては毎年のように水害、土砂災害による集落の孤立が発生しており、大規模災害発生時にも道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を推進する必要がある。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【道路等の復旧に係る協定締結（№24）】 公共施設復旧に資する土木・建築関連団体との協定数	17件	維持
【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策（№44）】	―	―
【道路ネットワークの確保（№67）】	―	―

6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７４＞

・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、平成30年３月に関市災害廃棄物処理計画を策定し、令和４年１月に更新した。仮置場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、必要に応じて計画を更新するなど、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【災害廃棄物処理体制の充実強化（再掲）№74】　災害廃棄物処理計画の更新	随時	随時

6-2）人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【業務継続体制の強化（職員参集等）（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１８（重点施策）＞

・関市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、非常参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態に備え、防災体制及び避難所の運営体制を確立する必要がある。

・職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の確保は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める必要がある。

・令和３年度にＩＣＴ部門の情報行政事業継続計画を策定し災害に備えている。必要に応じ更新する必要がある。

・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の災害対応マニュアルを更新する必要がある。

【ボランティア対策】＜関市アクションプラン　通番２６＞

・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、関市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、関市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する必要がある。

・「関市災害ボランティア連絡調整協議会」を設置し、行政・社協・NPO等と、それぞれを支える中間支援組織といった関係団体と連携し、災害発生時に速やかに被災者支援に係る災害ボランティアの総合調整、情報発信などの支援訓練及び運営訓練を継続的に実施する必要がある。
・必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する必要がある。
・被災者が必要としている困りごとを支援するため、関市社会福祉協議会と連携しボランティア活動に参加できる団体や個人の事前登録者を増やす必要がある。
・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の「災害対応マニュアルを更新する必要がある。

【応急危険度判定士育成】＜関市アクションプラン　通番４６＞

・令和6年9月25日現在、市職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は38人、被災宅地危険度判定士の有資格者は10人であり、不足する場合は県へ要請することとしているが、市において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入、チーム編成、判定結果の取りまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る必要がある。

【被害認定調査の効率化】＜関市アクションプラン　通番５３＞

・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、令和６年に「関市罹災証明書等交付要綱」及び「関市罹災証明等事務取扱要領」を策定し、当該要綱・要領に則り罹災証明書等を円滑に発行するためのフローチャートを作成した。更なる発行体制の強化を図るため、定期的に職員がフローチャートを確認し、発行手順を確認するとともに、必要に応じて要綱等の見直しを行う必要がある。

【地域コミュニティ活動支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番８８＞

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持、発展に向けた対策を行う必要がある。
・災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体の取組を支援する必要がある。
・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

【TEC-FORCE との連携強化】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策対策派遣隊）やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）について、派遣や受入れに係る体制の確立、連携の強化を図り、応急復旧を迅速に行う体制の充実に努める必要がある。

（指標）		〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【業務継続体制の強化(職員参集等)(№18)】			
	職員向け防災研修・訓練の実施	5回/年	6回/年
	業務継続計画の見直し状況	－	－
	ＢＣＰ計画に沿った訓練・研修の実施回数	－	－
【ボランティア対策（№26）】	関市災害ボランティア連絡調整会議の開催	1回	1回
	ボランティアセンター事前登録団体（登録者）	14団体（199人）	15団体（200人）

6-3）鉄道、道路等の基幹インフラの損壊や広域的地盤沈下等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地籍調査】＜関市アクションプラン　通番７０＞

・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する必要がある。

【鉄道施設の防災・減災対策の強化】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組を推進する必要がある。

（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【地籍調査（№70）】　地籍調査実施率	9%	10%

6-4）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域コミュニティの強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番２７（重点施策）＞

・災害からの早期の立ち直りを阻む要因の一つとして、地域コミュニティの崩壊があげられる。それを防ぐために、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく必要がある。地域が特色を活かした活動をすることは、地域間の絆を強めることにつながる。早期復旧に対する不安要因を取り除き、災害からの早期の立ち直りのため、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく必要がある。

【逸走動物対策】＜関市アクションプラン　通番７６＞

・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

【防災士育成】＜関市アクションプラン　通番８５（重点施策）＞

・地域の防災対策を推進するためには、地域の特性を把握した防災士と連携する必要がある。
・防災士に災害から命を守るための防災対策に関する知識を向上させるため研修会等を行う必要がある。
・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る必要がある。

【防犯ボランティア団体の育成強化】＜関市アクションプラン　通番８６＞

・地域の防犯団体等の活動は、災害時等の治安維持にも寄与することから、防犯パトロールや世帯訪問等を行っている関市自治防犯防災会の活動を支援する必要がある。

【自主防災組織育成】＜関市アクションプラン　通番８７（重点施策）＞

・市内18の地域で自主防災会が組織され、消火器を用いた初期消火の訓練や、安否確認の訓練、防災資機材の取扱い訓練等の積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、関市防災資機材整備事業補助金や関市防災訓練補助金等の活動支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに、市職員地区支部要員と連携し避難所運営訓練等を行いさらなる地域防災力向上を図っていく必要がある。
・地域の特性を踏まえた家庭（自助）や地域（共助）での防災活動や地域に根付いた防災対策、住民主体での避難行動を促進するため、防災士等地域の防災リーダーと連携した体制を構築する必要がある。
・高齢化や過疎化が進む地域を中心に「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合い避難行動をとることができるよう、地域が主体的に取り組む防災計画の作成など住民の自発的な防災活動に対して支援する必要がある。

【地域コミュニティ活動支援(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番８８＞

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持、発展に向けた対策を行う必要がある。
・災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体の取組を支援する必要がある。
・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【地域コミュニティの強化（№27）】地域委員会イベントの開催数 ①洞戸地域、②板取地域、③武芸川地域、 ④武儀地域、⑤上之保地域、⑥旧関地域	①20回、②40回 ③30回、④20回 ⑤30回、⑥300回	―
【防災士育成（№85）】　防災士育成補助金交付件数	3人	5人

市内の防災士数（再掲） 【自主防災組織育成（№87）】 関市総合防災訓練合計参加者数（再掲） 市と協力し避難所運営訓練を実施した地区（学校）数 地区防災計画の策定団体（地域防災計画掲載団体数／支援団体数）	210人 6,427人 2地区（4学校） 0自治会／0地区	250人 6,500人 1地区（2学校） 10自治会／2地区

6-5）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
【被災住宅への支援(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番２９＞ ・被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。 【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番３０＞ ・建設型応急住宅については、必要個数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る必要がある。 【地籍調査（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７０＞ ・土地の境界等を明確にすることにより、発災後の円滑な境界確認が可能となり、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する必要がある。

（指標） 【地籍調査（再掲）（№70）】　地籍調査の実施率	＜見込み値(R6)＞ 9%	＜目標値(R11)＞ 10%

6-6）復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等より、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
【復興事前準備（新規）】＜関市アクションプラン　通番３１＞ ・被災後には早期の復興まちづくりが求められるため、被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組を進めておく必要がある。大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討しておくことが必要である。

（指標） 【復興事前準備（№31）】　防災訓練の実施	＜見込み値(R6)＞ －	＜目標値(R11)＞ 1回/年以上

7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1）孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
【消防力の強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞ ・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める。 ・消防団活性化計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める。 ・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う。 【受援体制の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和５年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める必要がある。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む必要がある。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する必要がある。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める必要がある。

【避難所機能・環境整備の充実（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞

・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める必要がある。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する必要がある。

【ライフライン事業者との協力連携の強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞

・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練への参加など、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する必要がある。

【自助、共助の推進(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番７７（重点施策）＞

・自分の命は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」をより推進するため、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、実効性のある啓発運動となるよう関係者が一丸となって取り組む必要がある。

・自助、共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、周知する必要がある。

【個人備蓄の推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番８４（重点施策）＞

・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料や生活物資の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における３日分以上、できれば一週間以上の備蓄の促進に向けた啓発を、出前講座・防災教育・災害避難カード作成事業と併せて引き続き取り組む必要がある。

別紙　２

施策分野ごとの脆弱性評価結果

①　行政機能

【市有建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番１＞

・市有建築物の耐震化はほぼ完了している。未実施の2施設は、建て替えや廃止を進める。天井材や外壁などの非構造部材の耐震化を順次実施中であり、早期に完了させる。

【市有建築物の長寿命化】＜関市アクションプラン　通番２＞

・令和２年度に策定した関市学校施設長寿命化計画に基づき施工し、長期的に施設の安全確保を図る。

【避難施設の確保】＜関市アクションプラン　通番３＞

・災害に備え、指定緊急避難場所323施設を指定している。民間施設との協定を推進しながら、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、関市防災ガイドブックの配布及び市ホームページによる判りやすい広報、災害避難カード作成事業等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化】＜関市アクションプラン通番４＞

・緊急地震速報訓練を防災行政無線・関市あんしんメールを用いて市民に周知し、年１回実施している。引き続き、適切な維持管理に努める。

・緊急地震速報及び南海トラフ地震臨時情報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報等を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう啓発を行う。また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が高まっていると評価された場合には、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表され、さらに、南海トラフ地震では、離れた場所でも揺れ続ける長周期地震動の発生も予測されている。このため各種情報か発表された場合に身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【消防力の強化】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める。

・消防団活性化計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める。

・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う。

・効果的な消防活動を行うため、中濃消防組合災害対応計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・消防隊の強化として、中濃消防組合受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・常備消防の庁舎整備については、中濃消防組合施設整備計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく。

・常備消防の車両については、緊急消防援助隊に登録することにより、国庫補助の対象施設となり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持していく。

【初期消火対策】＜関市アクションプラン　通番６＞

・初期消火対策では、火災が発生した際に地域住民が初期消火できるよう、各自主防災会が整備する防災資機材の購入に係る経費に対し補助を実施する。

・大規火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し排水ポンプ車またはミキサー車からの消火活動

が展開できるよう、給水訓練及び放水訓練を実施する必要がある。

【出火防止対策】＜関市アクションプラン　通番７（重点施策）＞

・平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う。

・また、防火対象物の立入検査を1～4年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、消防用設備等未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を行う。

・地震発生時には、火災の初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や防炎品などの普及を推進する。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を行う。

【防災行政無線】＜関市アクションプラン　通番８＞

・防災行政無線屋外子局を令和6年度で305基を整備している。災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める。また、難聴地域については、戸別受信機の購入補助事業により解消を図る。

・移動式無線（車載型、携帯型、半固定型）について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約300機を配備している。適切な維持管理を行うとともに、配備先の使用者が操作方法を把握しておく。

【情報伝達ツールの多重化】＜関市アクションプラン　通番９（重点施策）＞

・災害時の避難指示等の避難情報は、防災無線のほか、関市あんしんメール、緊急速報メールやSNS等の手段で市民に伝達することとしており、各伝達手段に関し、維持管理、体制確認を的確に行うともに、複数の伝達ツールに一括に配信できるシステムを導入するなど、情報配信の効率化にも努める。

・防災行政無線は、気象条件や地形、住宅の遮音性、救助ヘリコプターの飛行音など聞き取りにくい場合があるため、新技術・デジタル技術を用いた代替手段による効率的な情報伝達について研究する。

【気象河川情報収集システムの維持・更新】＜関市アクションプラン　通番１０＞

・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、必要に応じ気象河川情報収集システム改修をするとともに、HPの表示等をわかりやすく変更する。

【公的備蓄の充実】＜関市アクションプラン　通番１２（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震の想定避難者数は5,643人、帰宅困難者数が567人。揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の想定避難者数は26,682人である。（南海トラフの巨大地震等被害想定調査について：平成25年岐阜県発表）

・このため、被害が最も甚大である揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の被害を想定し、孤立予想集落地域の人口、非孤立予想集落地域の人口に応じて非常食約76,000食の食料を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

・市内69の標準型防災備蓄倉庫に発動発電機を各1台備蓄しているほか、30の避難所型防災備蓄倉庫にも発動発電機を各1台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する。

【受援体制の整備】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和5年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める。

【消防人材・消防団員の確保・育成】＜関市アクションプラン　通番１４＞

・大規模災害時には、市内の広範囲において倒木や家屋倒壊が発生するため、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴のある消防団が地域防災の中心となり、対応する必要性が出てくると予想される。

・消防活動では、幅広い知識、技術を習得し、安全かつ的確に実施するため、定期的な救助資機材の取り扱い訓練や救助訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する

・消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見等を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりと並行して各種インセンティブ制度など、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充を行う。

【帰宅困難者対策】＜関市アクションプラン　通番１５＞

・南海トラフ巨大地震などの広範囲で大規模な災害が発生した場合、通勤、通学者などにおいて帰宅困難となる人は、相当数発生すると見込まれる。帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルを定期的に見直し実効性を高める。

・災害発生後の混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、幹線道路の結束点では渋滞が発生し応急救助活動の妨げになると考えられるため、「むやみに移動を開始しない」よう周知する。

・岐阜県は、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、災害時には「徒歩帰宅支援ステーション」として「水道水の提供、トイレの使用」などが受けられる取組を行っている。市は県と協力してこの制度の取組を周知する。

【救命救急体制の充実】＜関市アクションプラン　通番１６＞

・大規模災害時の発生直後は、道路の陥没や亀裂、橋の段差、マンホールの浮上がりなどにより緊急車両の通行が困難となることや、行政職員も被災することから多数の重症者の救急活動が遅れる恐れがある。このような場合に、消防団又は自主防災会等の協力により救護や搬送する必要があるため、各種団体への救命講習の実施を引き続き実施していく。

【災害用トイレ対策】＜関市アクションプラン　通番１７＞

・災害時にトイレが不足する事態に備え、標準型備蓄倉庫に組立式トイレ・組立式簡易トイレ、避難所型備蓄倉庫に組立式簡易トイレ、一部避難所にマンホールトイレやダンボールトイレ等の災害用トイレの備蓄を行っている。必要に応じ、備蓄数の見直しを検討する。

・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、出前講座での啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても推進する。

【業務継続体制の強化（職員参集等）】＜関市アクションプラン　通番１８（重点施策）＞

・関市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、非常参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、職員の防災意識、自助実践率を高めるとともに、防災体制及び避難所の運営体制を確立する。

・職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の確保は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める。

・令和３年度にＩＣＴ部門の情報行政事業継続計画を策定し災害に備えている。必要に応じ更新する。

・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の災害対応マニュアルを更新する。

【避難所機能・環境整備の充実】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞

・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する。

・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく。

・避難者が安心して避難生活を送ることができるようにするため、スフィア基準の考え方に加え、これまでの大規模災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルを適宜改定する。
・避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源の整備など防災機能の強化を推進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な避難者に配慮した環境改善に取り組む。
・避難所機能を向上させるため、小中学校体育館に計画的にエアコンを設置する。

【特設公衆電話の配備】＜関市アクションプラン　通番２０＞

・大規模災害時に被災地の通信手段を確保できるように、特設公衆電話の設置や利用を、関係機関と協力して円滑に行えるように努めるとともに、特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法の普及に努める。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的に実施する。

【協定締結の促進】＜関市アクションプラン　通番２１＞

・民間企業等と生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時に確実に活動できるよう、平常時から協定締結先と支援に係る一連の手順について確認に努める。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞

・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する。

【災害時における燃料の確保（新規）】＜関市アクションプラン　通番２３＞

・災害時に燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実行性を高めるよう平時から連携を図る。

【道路等の復旧に係る協定締結】＜関市アクションプラン　通番２４＞

・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、締結先の拡大に努めるほか、平時から相手方との連絡を密にし、連携の強化に努める。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】＜関市アクションプラン　通番２５＞

・消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める。

【ボランティア対策】＜関市アクションプラン　通番２６＞

・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、関市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、関市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。
・「関市災害ボランティア連絡調整協議会」を設置し、行政・社協・NPO等と、それぞれを支える中間支援組織といった関係団体と連携し、災害発生時に速やかに被災者支援に係る災害ボランティアの総合調整、情報発信などの支援訓練及び運営訓練を継続的に実施する。
・必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。
・被災者が必要としている困りごとを支援するため、関市社会福祉協議会と連携しボランティア活動に参加できる団体や個人の事前登録者を増やす。
・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の「災害対応マニュアルを更新する。

【地域コミュニティの強化】＜関市アクションプラン　通番２７（重点施策）＞

・災害からの早期の立ち直りを阻む要因の一つとして、地域コミュニティの崩壊があげられる。それを防ぐために、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。地域が特色を活かした活動をすることは、地域間の絆を強めることに

つながる。早期復旧に対する不安要因を取り除き、災害からの早期の立ち直りのため、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。

【越境避難体制の充実】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・本市は西ウイングに板取川・武儀川、東ウイングに津保川、市街地に津保川・長良川が流れており、浸水想定区域図では河川沿いの大半が浸水する。市内で避難を完結させようとすると、増水した河川の対岸へ避難するケースも想定されることから、周辺市町村と円滑な越境避難について協議しておく。

【被災者生活再建支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２８＞

・被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめた情報を作成しホームページなどにより幅広く周知する。

・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられ、被災者が抱える様々な課題に応えられるよう「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、関係者との間で支援の在り方について議論し災害時に機能する体制を構築していく。

【被災住宅への支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２９＞

・被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。

【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給（新規）】＜関市アクションプラン　通番３０＞

・建設型応急住宅については、必要個数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る。

【復興事前準備（新規）】＜関市アクションプラン　通番３１＞

・被災後には早期の復興まちづくりが求められるため、被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組を進めておく。大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討しておく。

【再生可能エネルギーの導入拡大（新規）】＜関市アクションプラン　通番３２＞

・災害時には再生可能エネルギーを最大限活用するため、避難所等を含む公共施設や住宅、事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入する。

・本市は、国の「2050年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえ、令和４年２月に【関市「ゼロカーボンシティ」宣言】を行い、令和５年３月に、2050年までに脱炭素化を見据えた再生可能エネルギー導入目標と目標達成に向けた施策を検討するため「関市地域再生可能エネルギー導入構想」を策定した。

今後、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電設備の導入や、森林や河川を活用した小水力発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの可能性について検討する。

また、こうした再生可能エネルギーを災害時の公共施設で非常電源として活用することや、孤立予想地域での電源の確保にも有効活用できるよう整備する。

② 都市・住宅・土地利用

【民間建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番３３（重点施策）＞

・平成30年度の住宅の耐震化率（推計）は81%、多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は95%となっており、公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。出前講座や防災冊子の配布などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震改修及び除却に対する補助、部分的な耐震補強（耐震シェルター）補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進する。

・老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等による支援を行う。

・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【盛土対策】＜関市アクションプラン　通番３４＞

・令和４年５月に盛土規制法が公布され、令和3年に県による盛土総点検が実施された。その結果、市内において直ちに崩落等の危険のある箇所はない。その他、崩落等の危険のある箇所のパトロールを実施した結果、不適正事案はない。
・市内の大規模盛土造成地の調査を進めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には、庁内の関係機関が連携し適切な対応を行い被害の軽減を図る。

【空き家対策】＜関市アクションプラン　通番３５（重点施策）＞

・令和２年度の空家等実態調査の結果1,475件の空き家を確認し、そのうち272件が不良物件である。大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、平成30年３月に策定した空家等対策計画に基づき、空き家の利活用や、除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備、空き家対策総合支援事業を活用するなど、各種施策を実施していく。

【ブロック塀等の除却推進】＜関市アクションプラン　通番３６＞

・ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を取り壊す方を対象に関市ブロック塀等撤去費補助金交付制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、通学路、避難路、緊急輸送路に面するブロック塀等を中心に除却推進に努める。

【土地区画整理事業の促進】＜関市アクションプラン　通番３７＞

・災害発生時における避難路や一時避難地を確保するため、土地区画整理事業を促進し良好な市街地形成を図る。

【立地適正化計画の推進】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、平成２９年度に策定し、令和５年度に「防災指針」の追加を含め改定した関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る必要がある。居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、防災指針に基づき、災害リスクの低い地域への居住誘導や災害の危険性が高い箇所への新たな開発抑制を進めるほか、浸水や土砂災害等の災害リスクを低減するため河川整備、土砂災害対策工、雨水流出抑制対策等、計画的かつ着実な防災・減災対策を推進する必要がある。

【公園の整備】＜関市アクションプラン　通番３９＞

・公園は災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備を図る。

【公共下水道（雨水渠）の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４０（重点施策）＞

・市街地の浸水防止を促進するため、公共下水道の一つである雨水渠の堆積土の撤去など、適正な維持管理を行い機能確保に努める。

【水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４１（重点施策）＞

・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、耐震対策が必要な水源地、配水池、加圧施設、管路について優先的に耐震化を促進する。
・岐阜県が指定する地域災害拠点病院や、関市が指定する避難所等の重要設備につながる管路を重要給水路線基幹に設定する。
・老朽化対策として更新・修繕を計画的に行うため、アセットマネジメント計画に基づき、機能確保を計画的に進める。

【下水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４２（重点施策）＞

・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。
　耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める。
・公共下水道、特環公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等各施設の老朽化対策として更新・修繕をストッ

クマネジメント計画に基づき更新を行う。また、岐阜県汚水処理事業広域化共同化計画に基づき、し尿処理場と公共下水道の統合を実施する。

・管路及びマンホール点検の結果を基に、計画的な修繕を実施し機能保全を図る。

・すべての施設の対策が完了するには時間を要することから、被災した際に早期復旧するため、関係機関と協定締結することにより応援体制の確保、緊急時対応マニュアル（下水道BCP）の見直しなどのソフト対策も進める。

・河川や内水の氾濫の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。

・関係団体による被害状況の調査や応急復旧活動への協力について、協定書を締結し下水道の早期復旧に努める。

【内水の防災対策（新規）】＜関市アクションプラン　通番４３＞

・令和５年８月の局地的豪雨により記録的短時間大雨情報が「中之保、武芸川」に発表された。この時避難所は市内小中学校を開設したが、武儀中学校と下有知中学校の敷地の一部で浸水被害が見受けられたため、急遽ふれあいセンターを避難所として開設した。

このため、市民、自治会などへ局地的豪雨による内水氾濫のリスクを示したハザードマップを作成し、避難先の安全確認や内水氾濫から身を守る行動を周知する。

・水防法第１４条の２で定める計画規模の降雨を対象とした内水による「雨水出水浸水想定区域図」を作成するとともに、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難行動に繋げる。

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】＜関市アクションプラン　通番４４＞

・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

【給水体制の構築】＜関市アクションプラン　通番４５＞

・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時には日本水道協会と連携を図り、緊急時の給水復旧体制を構築する。

【応急危険度判定士育成】＜関市アクションプラン　通番４６＞

・令和6年9月25日現在、市職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は38人、被災宅地危険度判定士の有資格者は10人であり、不足する場合は県へ要請することとしているが、市において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入、チーム編成、判定結果の取りまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る。

【文化財保護対策の推進】＜関市アクションプラン　通番４７＞

・市内に存する文化財については、永く後世に伝え継承するため、耐震補強や免震補強等の災害予防対策、災害時における防災措置の指導等の保護対策等を推進するように努める。

【公共施設の総合的な管理計画】＜関市アクションプラン　通番該当なし（重点施策）＞

・施設の立地に関しては、公共施設等総合管理計画に関連する関市公共施設再配置計画や関市立地適正化計画などと連携を図り、市民ニーズや地域特性、施設の役割などを踏まえながら、施設の適正配置を進める。

③　保健医療・福祉

【福祉施設の耐震化】＜関市アクションプラン　通番４８＞

・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【福祉防災体制整備】＜関市アクションプラン　通番４９＞

・高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児・病弱者などの要配慮者が指定避難所において生活に支障をきたす場合、市と協定を締結している施設に、福祉避難所の開設を要請する。要支援者の避難所運営を円滑に行うため、福祉避難所の要配慮者受け入れマニュアルを見直す。

【医療救護体制の充実】＜関市アクションプラン　通番５０＞

・災害時活動マニュアルの更新や、総合病院（中濃厚生病院、関中央病院）、三師会（武儀医師会、関歯科医師会、関薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。

・特に、被災後１週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、関市と三師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】＜関市アクションプラン　通番５１＞

・災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、武儀・郡上地域災害医療コーディネートチームによる研修及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を進める。

・市内に就職した言語聴覚士、社会福祉士、精神保健士等を対象に就職奨励金を交付する。

【感染症対策】＜関市アクションプラン　通番５２＞

・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄している。必要とする施設への配布方法や不足する消毒液の確保体制について検討する。

・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む。

【被害認定調査の効率化】＜関市アクションプラン　通番５３＞

・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、令和６年に「関市罹災証明書等交付要綱」及び「関市罹災証明等事務取扱要領」を策定し、当該要綱・要領に則り罹災証明書等を円滑に発行するためのフローチャートを作成した。更なる発行体制の強化を図るため、定期的に職員がフローチャートを確認し、発行手順を確認するとともに、必要に応じて要綱等の見直しを行う。

【避難行動要支援者支援】＜関市アクションプラン　通番５４（重点施策）＞

・定期的な避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく。

・災害時外国人支援マニュアルを更新し、外国人への支援体制を確保していく。

・音声による１１９番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Ｎｅｔ１１９緊急通報システム」の積極的な活用を進めていく。

④　産業

【観光施設等の整備・促進】＜関市アクションプラン　通番５５＞

・多くの観光客が訪れる観光施設の安全面の確保を図るため、整備・改修を実施する。またIoTサービスの利用が拡大している中、災害時でも電波の能率的利用ができるように、観光施設のWi-Fi等の多様な無線局の活用促進を行うことで、観光客の生命・身体・財産を保護できるように努める。

【農業施設の用排水機能確保及び長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番５６＞

・農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や耐震化等、更新を図る。

【企業の事業継続支援】＜関市アクションプラン　通番５７（重点施策）＞

・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、災害や大事故などの非常事態が生じた際に用いる「非常時対応マニュアル（BCP）」を策定しようとする中小企業を、商工会議所、商工会との共同により支援する。

【企業誘致の推進】＜関市アクションプラン　通番５８＞

・市内産業の生産力と競争力を向上させるため、工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める。また、中小企業者等が行う工場の共同化・協業化・集団化を支援する。

【農村資源の保全・推進】＜関市アクションプラン　通番５９＞

・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める。

・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う。

・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。

【農道の維持、長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番６０＞

・農道施設（橋梁等の長寿命化・耐震化含）における各種点検の実施及び結果に基づき計画的な整備を図る。

【ため池の防災対策】＜関市アクションプラン　通番６１＞

・防災重点ため池に指定されているため池について、堤体の耐震、老朽化調査を実施する。

・令和２年１０月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和３年３月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。市は岐阜県と連携してこの計画に基づく防災工事や廃止工事対策を推進する。

・農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強や補修、耐震補強等の対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し市民への周知に努める。

【災害に強い森林づくり】＜関市アクションプラン　通番６２（重点施策）＞

・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備の計画的な推進や、適切な経営管理が行われていない森林について、森林譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し森林整備を促進する。

・植樹活動や下刈りなど企業との協働による森林づくりを推進する。

【治山・林道施設の整備】＜関市アクションプラン　通番６３（重点施策）＞

・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、治山施設の適切な維持管理や林道施設（橋梁・トンネル等の長寿命化・耐震化含）の計画的な整備を図る。

④　国土保全・交通

【河川・水路施設等の整備】＜関市アクションプラン　通番６４（重点施策）＞

・雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。
そのため、地域特性を踏まえた防災・減災対策として、岐阜県と連携しながら、河川浚渫工事を中心に、浸水対策とともに、被害対象を減少させる対策や早期の復旧・復興のための対策を流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を推進していく。

・令和６年に設置した「関市流域治水協議会」で水害を軽減させる流域の治水対策を検討し全庁的に推進していく。

・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】＜関市アクションプラン　通番６５＞

・土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を推

進する。

・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある土地について、県と連携しながら土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定し、急傾斜地の崩壊、土石流や地すべりによる土砂災害防止対策を計画的に実施していく。

・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面対策工事を被害実績などから必要性を十分検討し、計画的に進めていく。

・山腹斜面等からの土砂流出は、下流の市街地や道路等の公共施設に甚大な被害をもたらす。そのため、急傾斜地の崩壊による災害防止や、岐阜県と連携した計画的な事業実施や土砂災害発生の危険度をより詳細に示したメッシュ情報等の提供など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を行う。

【物資輸送体制の構築】＜関市アクションプラン　通番６６＞

・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うため、輸送関係の企業及び団体との協定書に基づき、物資輸送体制の構築に努めているが、平常時から情報交換や訓練参加により、確実に活動できるよう実効性を高めていく。

【道路ネットワークの確保】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。

【道路整備・狭あい道路解消】＜関市アクションプラン　通番６８＞

・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、関市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

【幹線道路ネットワークの整備】＜関市アクションプラン　通番６９（重点施策）＞

・都市の防災性を高めるため、インターチェンジ等へのアクセス向上や良好な市街地の形成、道路ネットワークの向上につながる都市計画道路の整備を進める。

・南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるが、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道、国道１５６号岐阜東バイパス及び国道２４８号バイパスの整備促進を図る。

【地籍調査】＜関市アクションプラン　通番７０＞

・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する。

【地域交通網の確保】＜関市アクションプラン　通番７１＞

・地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。

【TEC-FORCE との連携】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）について、受入れに係る体制の確立、連携の強化を図り、応急復旧を迅速に行う体制の充実に努める。

【孤立・大雪対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、近隣市町村と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組を進める。

・板取、上之保地域等において積雪が多く、大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、除雪作業に使用する除雪機材の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。

・豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める。

【河川構造物等の維持管理対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・市が管理する河川構造物について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

【道路ネットワークの整備・橋梁耐震化・斜面対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、関係機関と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組を進める。

【道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・山間部においては、河川沿いの狭隘部等に社会、経済、行政等の中枢機能や交通が集中しているが、このような山間狭隘部においては毎年のように水害、土砂災害による集落の孤立が発生しており、大規模災害発生時にも道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を推進する。

【流木対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大量の流木が河川の流れを阻害するなどし、広範囲での氾濫や橋梁・家屋の破損などの被害をもたらす場合がある。そのため、大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための透過型砂防堰堤など砂防事業の促進を図る。

【主要鉄道駅の耐震化等の促進】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐久化や防災対策の強化を事業者とともに努める。

【鉄道の避難対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・鉄道利用者の安全確保について、事業者等において、避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。

【鉄道施設の防災・減災対策の強化】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組を推進する。

⑤　環境

【合併処理浄化槽への転換促進】＜関市アクションプラン　通番７２＞

・みなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進している。また、老朽化の進んでいるみなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽は、災害時の破損等も想定されるため、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止時においても、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への早期な切り替えを補助金や啓発活動を通じて促進する。

【火葬体制の確立】＜関市アクションプラン　通番７３＞

・災害時の遺体の取扱い、広域火葬及び埋葬を的確に遅滞なく行うため、体制の充実を図る。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】＜関市アクションプラン　通番７４＞

・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、平成30年3月に関市災害廃棄物処理計画を策定し、令和4年1月に更新した。仮置場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、必要に応じて計画を更新するなど、引き続き処理体制の充実を図る。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】＜関市アクションプラン　通番７５＞

・平時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止・周知対策が取れるよう、関係機関との連携の強化に努める。

【逸走動物対策】＜関市アクションプラン　通番７６＞

・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる。

横断的分野１　リスクコミュニケーション

【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化】＜関市アクションプラン通番４＞

・緊急地震速報及び南海トラフ地震臨時情報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報等を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が高まっていると評価された場合には、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表され、さらに、南海トラフ地震では、離れた場所でも揺れ続ける長周期地震動の発生も予測されている。このため各種情報か発表された場合に身を守る適切な行動がとれるよう啓発を行う。

【地域の防災力の向上】＜関市アクションプラン　通番１１（重点施策）＞

・住民主体での避難行動を促進するため、自主防災組織の防災訓練では、実施してほしい身近な地域で助け合う共助の取組や、自らのことは自ら守る自助の取組を分かりやすく示し個人備蓄や、適正な避難行動について周知広報を進める。

【避難行動要支援者支援】＜関市アクションプラン　通番５４（重点施策）＞

・民生委員児童委員の協力により、定期的な避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく。

【自助、共助の推進（新規）】＜関市アクションプラン　通番７７（重点施策）＞

・自分の命は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」をより推進するため、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、実効性のある啓発運動となるよう関係者が一丸となって取り組む。

・自助、共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ周知する。

【家具固定の推進】＜関市アクションプラン　通番７８（重点施策）＞

・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】＜関市アクションプラン　通番７９（重点施策）＞

・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、令和３年に水防法、平成２９年に土砂災害防止法の改正が行われ、要配慮者が利用する施設に義務付けられた避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する。

【適切な避難行動の周知啓発】＜関市アクションプラン　通番８０（重点施策）＞

・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅の安全が確保される場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は安全な地域に住む親戚、知人宅への避難など、避難所以外の安全な場所への避難やその他の適切な避難行動について周知啓発を進める。

・浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し水害リスクと併せて、早め早めの避難行動について周知する。また、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、災害避難カード作成事業を進める。

・出水時の避難行動は、河川が氾濫するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる河川水位が分かる危機管理型水位計や監視カメラの見方について周知啓発する。

・土砂災害特別警戒区域は、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、一層の周知啓発を災害避難カード作成事業と共に進める。

・土砂災害が発生するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる土砂災害警戒情報の見方について周知啓発する必要がある。

【ハザードマップの活用】＜関市アクションプラン　通番８１（重点施策）＞

・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや関市防災ガイドブック、災害避難カード作成事業により、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】＜関市アクションプラン　通番８２（重点施策）＞

・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

【外国人への情報伝達】＜関市アクションプラン　通番８３（重点施策）＞

・災害時の避難施設を外国人にも分かりやすくするため、避難場所表示看板の多言語化や、日本産業規格及び国土地理院で定めるピクトグラムの活用を進める。

・外国人被災者へ災害情報を多言語で発信するほか避難所における外国人の避難状況や必要な支援の確認を行う。また、広域支援が必要と見込まれる場合は、岐阜県災害時多言語支援センター及び協力団体へ通訳等の派遣を依頼し、災害情報を多言語で発信するほか、避難所を巡回して外国人被災者及び避難所運営者を支援するなど、引き続き支援体制の充実を図る。

【個人備蓄の推進】＜関市アクションプラン　通番８４（重点施策）＞

・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料や生活物資の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における３日分以上、できれば１週間以上の備蓄の促進に向けた啓発を、出前講座・防災教育・災害避難カード作成事業と併せて引き続き取り組む。

【防災士育成】＜関市アクションプラン　通番８５（重点施策）＞

・地域の防災対策を推進するためには、地域の特性を把握した防災士と連携する。

・防災士に災害から命を守るための防災対策に関する知識を向上させるため研修会等を行う。

・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る。

【防犯ボランティア団体の育成強化】＜関市アクションプラン　通番８６＞

・地域の防犯団体等の活動は、災害時等の治安維持にも寄与することから、防犯パトロールや世帯訪問等を行っている関市自治防犯防災会の活動を支援する。

【自主防災組織育成】＜関市アクションプラン　通番８７（重点施策）＞

・市内18の地域で自主防災会が組織され、消火器を用いた初期消火の訓練や、安否確認の訓練、防災資機材の取扱い訓練等の積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、関市防災資機材整備事業補助金や関市防災訓練補助金等の活動支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに、市職員地区支部要員と連携し避難所運営訓練等を行いさらなる地域防災力向上を図っていく。

・地域の特性を踏まえた家庭（自助）や地域（共助）での防災活動や地域に根付いた防災対策、住民主体での避難行動を促進するため、防災士等地域の防災リーダーと連携した体制を構築する。

・高齢化や過疎化が進む地域を中心に「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合い避難行動をとることができるよう、地域が主体的に取り組む防災計

画の作成など住民の自発的な防災活動に対して支援する。

【地域コミュニティ活動支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番８８＞

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持、発展に向けた対策を行う。

・災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体の取組を支援する。

・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

横断的分野２　官民連携

【協定締結の促進】＜関市アクションプラン　通番２１＞

・民間企業等と生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時に確実に活動できるよう、平常時から協定締結先と支援に係る一連の手順について確認に努める。

【災害時協力事業所の登録等（新規）】＜関市アクションプラン　通番８９＞

・令和６年度から開始した災害時協力事業所登録制度を開始した。災害時に従業員、観光客など帰宅困難となる者や地域住民が身の安全を確保するため、一時的に退避できる場所の提供や従業員による救助救活動など地域住民と協力した共助の取組を行うため登録事業所を増やす。また、各事業所で従業員や観光客など帰宅困難となる人が待機できるよう、事業所における備蓄を促進する。

横断的分野３~~２~~　老朽化対策

【道路施設の維持・長寿命化対策】＜関市アクションプラン　通番９０＞

・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

・災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のＬＥＤ化を推進する。

【農業水利施設の老朽化対策】＜関市アクションプラン　通番９１＞

・老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

別紙　３

リスクシナリオごとの推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1）巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【市有建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番１＞

・市有建築物の耐震化はほぼ完了している。未実施の 2 施設は、建て替えや廃止を進める。天井材や外壁などの非構造部材の耐震化を順次実施中であり、早期に完了させる。

【市有建築物の長寿命化】＜関市アクションプラン　通番２＞

・令和２年度に策定した関市学校施設長寿命化計画に基づき施工し、長期的に施設の安全確保を図る。

【避難施設の確保】＜関市アクションプラン　通番３＞

・災害に備え、指定緊急避難場所 323 施設を指定している。民間施設との協定を推進しながら、引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、関市防災ガイドブックの配布及び市ホームページによる判りやすい広報、災害避難カード作成事業等により、避難施設の位置について周知強化に努める。

【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化】＜関市アクションプラン　通番４＞

・緊急地震速報訓練を防災行政無線・関市あんしんメールを用いて市民に周知し、年１回実施している。引き続き、適切な維持管理に努める。

・緊急地震速報及び南海トラフ地震臨時情報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報等を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が高まっていると評価された場合には、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表され、さらに、南海トラフ地震では、離れた場所でも揺れ続ける長周期地震動の発生も予測されている。このため各種情報か発表された場合に身を守る適切な行動がとれるよう、啓発を行う。

【消防力の強化】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める。

・消防隊の強化として、中濃消防組合受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・効果的な消防活動を行うため、中濃消防組合災害対応計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・常備消防の庁舎整備については、中濃消防組合施設整備計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・消防団再編計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める。

・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う。

・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく。

・常備消防の車両については、緊急消防援助隊に登録することにより、国庫補助の対象施設となり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持していく。

【初期消火対策】＜関市アクションプラン　通番６＞

・初期消火対策では、火災が発生した際に地域住民が初期消火できるよう、各自主防災会が整備する防災資機材の購入に係る経費に対し補助を実施する。

・大規火災発生時等の消防水利を確保するため、関係機関と連携し排水ポンプ車またはミキサー車からの消火活動が展開できるよう、給水訓練及び放水訓練を実施する。

【出火防止対策】＜関市アクションプラン　通番７（重点施策）＞

・地震発生時には、火災の初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や防炎品などの普及を推進する。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を行う。

・平素の消防同意事務を通じて、消防用設備等、防火及び避難施設の設置、維持について技術上の基準に適合するよう指導しているが、随時法令改正の対応を行う。

・防火対象物の立入検査を1～4年に1回の頻度で実施し、消防法令の違反について随時指導を行っている。なお、消防用設備等未設置など重大な違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、対応を行う。

【民間建築物の耐震化】＜関市アクションプラン　通番３３（重点施策）＞

平成30年度の住宅の耐震化率（推計）は81%、多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は95%となっており、公共建築物と比較すると耐震化が進んでいない状況にある。出前講座や防災冊子の配布などによる耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、無料耐震診断や耐震改修及び除却に対する補助、部分的な耐震補強（耐震シェルター）補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進する。

・老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等による支援を行う。

・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【盛土対策】＜関市アクションプラン　通番３４＞

・令和４年５月に盛土規制法が公布され、令和3年に県による盛土総点検が実施された。その結果、市内において直ちに崩落等の危険のある箇所はない。その他、崩落等の危険のある箇所のパトロールを実施した結果、不適正事案はない。

・市内の大規模盛土造成地の調査を進めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には、庁内の関係機関が連携し適切な対応を行い被害の軽減を図る。

【空き家対策】＜関市アクションプラン　通番３５（重点施策）＞

・令和2 年度の空家等実態調査の結果1,475 件の空き家を確認し、そのうち272 件が不良物件である。大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、平成30 年3 月に策定した空家等対策計画に基づき、空き家の利活用や、除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備、空き家対策総合支援事業を活用するなど、各種施策を実施していく。

【ブロック塀等の除却推進】＜関市アクションプラン　通番３６＞

・ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀を取り壊す方を対象に関市ブロック塀等撤去費補助金交付制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、通学路、避難路、緊急輸送路に面するブロック塀等を中心に除却推進に努める。

【土地区画整理事業の促進】＜関市アクションプラン　通番３７＞

・災害発生時における避難路や一時避難地を確保するため、土地区画整理事業を促進し良好な市街地形成を図る。

【立地適正化計画の推進】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、平成２９年度に策定し、令和５年度に「防災指針」の追加を含め改定した関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る。居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、防災指針に基づき、災害リスクの低い地域への居住誘導や災害の危険性が高い箇所への新たな開発抑制を進めるほか、浸水や土砂災害等の災害リスクを低減するため河川整備、土砂災害対策工、雨水流出抑制対策

等、計画的かつ着実な防災・減災対策を推進する。

【公園の整備】＜関市アクションプラン　通番３９＞

・公園は災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備を図る。

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】＜関市アクションプラン　通番４４＞

・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

【文化財保護対策の推進】＜関市アクションプラン　通番４７＞

・市内に存する文化財については、永く後世に伝え継承するため、耐震補強や免震補強等の災害予防対策、災害時における防災措置の指導等の保護対策等を推進するように努める。

【観光施設等の整備・促進】＜関市アクションプラン　通番５５＞

・多くの観光客が訪れる観光施設の安全面の確保を図るため、整備・改修を実施する。また IoT サービスの利用が拡大している中、災害時でも電波の能率的利用ができるように、観光施設の Wi-Fi 等の多様な無線局の活用促進を行うことで、観光客の生命・身体・財産を保護できるように努める。

【農村資源の保全・推進】＜関市アクションプラン　通番５９＞

・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める。

・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う。

・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。

【道路ネットワークの確保】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。

【道路整備・狭あい道路解消】＜関市アクションプラン　通番６８＞

・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、関市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

【家具固定の推進】＜関市アクションプラン　通番７８（重点施策）＞

・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。

【災害時協力事業所の登録等（新規）】＜関市アクションプラン　通番８９＞

・令和６年度から開始した災害時協力事業所登録制度を開始した。災害時に従業員、観光客など帰宅困難となる者や地域住民が身の安全を確保するため、一時的に退避できる場所の提供や従業員による救助救出活動など地域住民と協力した共助の取組を行うため登録事業所を増やす。また、各事業所で従業員や観光客など帰宅困難となる人が待機できるよう、事業所における備蓄を促進する。

【公共施設の総合的な管理計画】＜関市アクションプラン　通番該当なし（重点施策）＞

・施設の立地に関しては、公共施設等総合管理計画に関連する関市公共施設再配置計画や関市立地適正化計画などと連携を図り、市民ニーズや地域特性、施設の役割などを踏まえながら、施設の適正配置を進める。

（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【市有建築物の耐震化（№1）】　耐震化未実施公民センターの残存率	50%	0%

【市有建築物の長寿命化率（№2）】	学校施設の長寿命化率	12%	64%
	市営住宅の長寿命化率	24%	79%
【避難施設の確保（№3）】	指定緊急避難場所数	323施設	－
	指定避難所数（福祉避難所を除く）	41施設	－
	（※R6年度　スフィア基準に見直し）	（18,995人）	
【緊急地震速報時及び南海トラフ地震臨時情報時の対応強化（№4）】			
	緊急地震速報訓練	年1回以上	年1回以上
【消防力の強化（№5）】	団車庫の解体撤去・譲渡数	66.7%	100%(R9)
【初期消火対策（№6）】	防災資機材購入補助（消火器）受付件数	34件	35件
【出火防止対策（№7）】	住宅用火災警報器の設置率	80%	100%
	中濃消防組合火災予防査察規程に基づく立入検査	91.7%	100%
【民間建築物の耐震化（№33）】			
	住宅の耐震化率（推計）	81%	95%
	多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率（推計）	95%	98%
	木造戸建て住宅の無料耐震診断件数	78件	78件
	木造住宅の耐震改修補助件数	8件	8件
	木造住宅の除却補助件数	1件	1件
	耐震にかかる相談件数	5件	5件
【盛土対策（№34）】	大規模盛土造成地の調査	78箇所	随時
	がけ等擁壁工事補助金交付件数	－	－
【土地区画整理事業の促進（№37）】	土地区画整理事業整備率	34%	100%
【公園の整備（№39）】	市民一人当たりの都市公園面積	20.8㎡/人	維持

1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【立地適正化計画の推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、平成２９年度に策定し、令和５年度に「防災指針」の追加を含め改定した関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る。居住誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、防災指針に基づき、災害リスクの低い地域への居住誘導や災害の危険性が高い箇所への新たな開発抑制を進めるほか、浸水や土砂災害等の災害リスクを低減するため河川整備、土砂災害対策工、雨水流出抑制対策等、計画的かつ着実な防災・減災対策を推進する。

【公共下水道（雨水渠）の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４０（重点施策）＞

・市街地の浸水防止を促進するため、公共下水道の一つである雨水渠の堆積土の撤去など、適正な維持管理を行い機能確保に努める。

【内水の防災対策（新規）】＜関市アクションプラン　通番４３＞

・令和５年８月の局地的豪雨により記録的短時間大雨情報が「中之保、武芸川」に発表された。この時避難所は市内小中学校を開設したが、武芸川中学校と下有知中学校の敷地の一部で浸水被害が見受けられたため、急遽ふれあいセンターを避難所として開設した。

このため、市民、自治会などへ局地的豪雨による内水氾濫のリスクを示したハザードマップを作成し、避難先の安全確認や内水氾濫から身を守る行動を周知する。

・水防法第１４条の２で定める計画規模の降雨を対象とした内水による「雨水出水浸水想定区域図」を作成するととも

に、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難行動に繋げる。

【農業施設の用排水機能確保及び長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番５６＞

・農業用施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や耐震化等、更新を図る。

【ため池の防災対策】＜関市アクションプラン　通番６１＞

・防災重点ため池に指定されているため池について、堤体の耐震、老朽化調査を実施する。

・令和２年１０月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和３年３月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。市は岐阜県と連携してこの計画に基づく防災工事や廃止工事対策を推進する。

・農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強や補修、耐震補強等の対策を順次進める。また、危険箇所周知のため、ため池ハザードマップを作成し市民への周知に努める。

【河川・水路施設等の整備】＜関市アクションプラン　通番６４（重点施策）＞

・雨の降り方が、局地化・集中化（ゲリラ豪雨、台風の大型化等）するなどし、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、さらに、今後、地球温暖化に伴い災害リスクが高まることが予想される。
そのため、地域特性を踏まえた防災・減災対策として、岐阜県と連携しながら、河川浚渫工事を中心に、浸水対策とともに、被害対象を減少させる対策や早期の復旧・復興のための対策を流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を推進していく。

・令和６年に設置した「関市流域治水協議会」で水害を軽減させる流域の治水対策を検討し全庁的に推進していく。

・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】＜関市アクションプラン　通番７９（重点施策）＞

・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、令和３年に水防法、平成２９年に土砂災害防止法の改正が行われ、要配慮者が利用する施設に義務付けられた避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する。

【適切な避難行動の周知啓発】＜関市アクションプラン　通番８０（重点施策）＞

・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅の安全が確保される場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は安全な地域に住む親戚、知人宅への避難など、避難所以外の安全な場所への避難やその他の適切な避難行動について周知啓発を進める。

・浸水が始まった段階での避難場所への移動、いわゆる「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し水害リスクと併せて、早め早めの避難行動について周知する。また、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、災害避難カード作成事業を進める。

・出水時の避難行動は、河川が氾濫するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる河川水位が分かる危機管理型水位計や監視カメラの見方について周知啓発する。

・土砂災害特別警戒区域は、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、一層の周知啓発を災害避難カード作成事業と共に進める。

【河川構造物等の維持管理対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・市が管理する河川構造物について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う。

【越境避難体制の充実】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・本市は西ウイングに板取川・武儀川、東ウイングに津保川、市街地に津保川・長良川が流れており、浸水想定区域図

では河川沿いの大半が浸水する。市内で避難を完結させようとすると、増水した河川の対岸へ避難するケースも想定されることから、周辺市町村と円滑な越境避難について協議しておく。

(指標)		〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【ため池の防災対策（№61）】	ため池ハザードマップ作成率	100%	100%
	老朽化調査率（調査済み／ため池）	86%	100%
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進（№79）】			
	浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	93.4%	100%
	避難確保計画策定施設の避難訓練（訓練実施施設／対象施設）	90.0%	100%

1-3）大規模な土砂災害による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【立地適正化計画の推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番３８（重点施策）＞

・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、関市立地適正化計画を推進するとともに、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより都市の防災性の向上等を図る。

【災害に強い森林づくり】＜関市アクションプラン　通番６２（重点施策）＞

・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備の計画的な推進や、適切な経営管理が行われていない森林について、森林譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し森林整備を促進する。

・植樹活動や下刈りなど企業との協働による森林づくりを推進する。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】＜関市アクションプラン　通番６５＞

・土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を推進する。

・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある土地について、県と連携しながら土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定し、急傾斜地の崩壊、土石流や地すべりによる土砂災害防止対策を計画的に実施していく。

・道路法面の落石・崩壊による被害の発生を防ぐため、法面対策工事を被害実績などから必要性を十分検討し、計画的に進めていく。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７９（重点施策）＞

・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、令和３年に水防法、平成２９年に土砂災害防止法の改正が行われ、要配慮者が利用する施設に義務付けられた避難確保計画の策定、避難訓練の実施を支援する。

【適切な避難行動の周知啓発（再掲）】＜関市アクションプラン　通番８０（重点施策）＞

・避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅の安全が確保される場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は安全な地域に住む親戚、知人宅への避難など避難所以外の安全な場所への避難やその他の適切な避難行動について周知啓発を進める。（再掲）

・土砂災害特別警戒区域は、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、ハザードマップや関市防災ガイドブックを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するために、災害避難カード作成事業を進める。

・土砂災害が発生するおそれがある前の避難行動が重要で、避難する際に参考となる土砂災害警戒情報の見方について周知啓発する。

【流木対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大量の流木が河川の流れを阻害するなどし、広範囲での氾濫や橋梁・家屋の破損などの被害をもたらす場合がある。そのため、大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果

を高めるための透過型砂防堰堤など砂防事業の促進を図る。		
（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【要配慮者施設の避難確保計画策定推進（№79）】		
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画策定率	94.9%	100%
避難確保計画策定施設の避難訓練（訓練実施施設／対象施設）	90.0%	100%
【適切な避難行動の周知啓発（№80）】		
災害避難カード作成事業の実施済みの地区（参加者数）	3地区(289人)	18地区
出前講座実施回数（参加者数）	32回(1512人)	30回(1500人)
防災フェア参加者（ｽﾀﾝﾌﾟﾗﾘｰ、講演会・講座、起震車体験者）	1300人	1300人
避難先を決定していない市民の割合（市民アンケート）	―	―

1-4）避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災行政無線】＜関市アクションプラン　通番８＞

・防災行政無線屋外子局を令和６年度で305基を整備している。災害時に確実に機能するよう、雷対策や適切な維持管理を進める。また、難聴地域については、戸別受信機の購入補助事業により解消を図る。

・移動式無線（車載型、携帯型、半固定型）について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約300機を配備している。適切な維持管理を行うとともに、配備先の使用者が操作方法を把握しておく。

【情報伝達ツールの多重化】＜関市アクションプラン　通番９（重点施策）＞

・災害時の避難指示等の避難情報は、防災無線のほか、関市あんしんメール、緊急速報メールやSNS等の手段で市民に伝達することとしており、各伝達手段に関し、維持管理、体制確認を的確に行うともに、複数の伝達ツールに一括に配信できるシステムを導入するなど、情報配信の効率化にも努める。

・防災行政無線は、気象条件や地形、住宅の遮音性、救助ヘリコプターの飛行音など聞き取りにくい場合があるため、新技術・デジタル技術を用いた代替手段による効率的な情報伝達について研究する。

【気象河川情報収集システムの維持・更新】＜関市アクションプラン　通番１０＞

・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、必要に応じ気象河川情報収集システム改修をするとともに、HPの表示等をわかりやすく変更する。

【地域の防災力の向上】＜関市アクションプラン　通番１１（重点施策）＞

・出前講座や補助金の交付等により、自主防災組織の取組を支援する。

・住民主体での避難行動を促進するため、自主防災組織の防災訓練では、実施してほしい身近な地域で助け合う共助の取組や、自らのことは自ら守る自助の取組を分かりやすく示し個人備蓄や、適正な避難行動について周知広報を進める。

【特設公衆電話の配備】＜関市アクションプラン　通番２０＞

・大規模災害時に被災地の通信手段を確保できるように、特設公衆電話の設置や利用を、関係機関と協力して円滑に行えるように努めるとともに、特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法の普及に努める。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的に実施する。

【地域コミュニティの強化】＜関市アクションプラン　通番２７（重点施策）＞

・災害からの早期の立ち直りを阻む要因の一つとして、地域コミュニティの崩壊があげられる。それを防ぐために、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。地域が特色を活かした活動をすることは、地域間の絆を強めることにつながる。早期復旧に対する不安要因を取り除き、災害からの早期の立ち直りのため、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。

【避難行動要支援者支援】＜関市アクションプラン　通番５４（重点施策）＞

・民生委員児童委員の協力により、定期的な避難行動要支援者の把握と名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく。

・災害時外国人支援マニュアルを更新し、外国人への支援体制を確保していく。

・音声による１１９番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Ｎｅｔ１１９緊急通報システム」の積極的な活用を進めていく。

【ハザードマップの活用】＜関市アクションプラン　通番８１（重点施策）＞

・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや関市防災ガイドブック、災害避難カード作成事業により、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

【防災教育の推進】＜関市アクションプラン　通番８２（重点施策）＞

・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組の拡大に努める。

【外国人への情報伝達】＜関市アクションプラン　通番８３（重点施策）＞

・災害時の避難施設を外国人にも分かりやすくするため、避難場所表示看板の多言語化や、日本産業規格及び国土地理院で定めるピクトグラムの活用を進める。

・外国人被災者へ災害情報を多言語で発信するほか避難所における外国人の避難状況や必要な支援の確認を行う。また、広域支援が必要と見込まれる場合は、岐阜県災害時多言語支援センター及び協力団体へ通訳等の派遣を依頼し、災害情報を多言語で発信するほか、避難所を巡回して外国人被災者及び避難所運営者を支援するなど、引き続き支援体制の充実を図る。

（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【防災行政無線（№8）】　防災行政無線設備更新	検討	調査・設計・更新
【情報伝達ツールの多重化（№9）】避難勧告等を伝達可能なツール数	8種	8[維持]
一括配信可能な伝達ツール数	6種	6[維持]
あんしんメール（メール、SNS）登録者数	41.9%(35,248)	45%(36,000)
【気象河川情報収集システムの維持・更新(№10)】		
気象河川情報収集システム改修	維持	維持
【地域の防災力の向上（№11）】		
市内の防災士数	210人	250人
関市総合防災訓練に参加した自主防災会（参加者）、補助金交付団体数	170団体(6,427人)	200団体(6500人)
	25団体	30団体
関市防災資機材購入補助金交付団体数	52団体	60団体
【特設公衆電話の配備（№20）】　特設公衆電話配線施設数	26施設	―
【避難行動要支援者支援（№54）】　避難行動要支援者名簿登載率	14.27%	更新
	(1,572/11,016)	
【ハザードマップの活用（№81）】災害避難カード作成事業(実施地区)	3地区(289人)	18地区
【防災教育の推進（№82）】学校等の防災教育の実施数（うち防災キャンプ）	27回(4回)	―
【外国人への情報伝達（№83）】　災害時外国人支援マニュアルの更新	更新	随時

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1）被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【公的備蓄の充実】＜関市アクションプラン　通番１２（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震の想定避難者数は5,643人、帰宅困難者数が567人。揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の想定避難者数は26,682人である。（南海トラフの巨大地震等被害想定調査について：平成25年岐阜県発表）

・このため、被害が最も甚大である揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の被害を想定し、孤立予想集落地域の人口、非孤立予想集落地域の人口に応じて非常食約76,000食の食料を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。

・市内69の標準型防災備蓄倉庫に発動発電機を各1台備蓄しているほか、30の避難所型防災備蓄倉庫にも発動発電機を各1台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する。

【受援体制の整備】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和5年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める。

【水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４１（重点施策）＞

・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、耐震対策が必要な水源地、配水池、加圧施設、管路について優先的に耐震化を促進する。

・岐阜県が指定する地域災害拠点病院や、関市が指定する避難所等の重要設備につながる管路を重要給水路線基幹に設定する。

・老朽化対策として更新・修繕を計画的に行うため、アセットマネジメント計画に基づき、機能確保を計画的に進める。

【給水体制の構築】＜関市アクションプラン　通番４５＞

・・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時には日本水道協会と連携を図り、緊急時の給水復旧体制を構築する。

【物資輸送体制の構築】＜関市アクションプラン　通番６６＞

・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うため、輸送関係の企業及び団体との協定書に基づき、物資輸送体制の構築に努めているが、平常時から情報交換や訓練参加により、確実に活動できるよう実効性を高めていく。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この30年以内に発生する確率は70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。

【個人備蓄の推進】＜関市アクションプラン　通番８４（重点施策）＞

・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料や生活物資の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における３日分以上、できれば一週間以上の備蓄の促進に向けた啓発を、出前講座・防災教育・災害避難カード作成事業と併せて引き続き取り組む。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【公的備蓄の充実（№12）】	避難者に対する食料の備蓄	75,950食分	59,750食分
【水道施設の機能確保（№41）】	水源施設の耐震化率（浄水施設能力ベース）	98%	98%
	配水池の耐震化率（容量ベース）	43%	43%
	加圧施設の耐震化率	71%	73%
	管路の耐震化率	17.7%	20.8%

2-2）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助･救急活動の遅れ及び重大な不足

【消防力の強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める。

・消防隊の強化として、中濃消防組合受援計画及び岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・効果的な消防活動を行うため、中濃消防組合災害対応計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・常備消防の庁舎整備については、中濃消防組合施設整備計画を定めており、必要に応じて計画の見直しを行う。

・消防団再編計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める。

・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う。

・迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するためには定期的な車両更新が必要であることから、車両更新計画に基づき、引き続き車両を更新していく。

・常備消防の車両については、緊急消防援助隊に登録することにより、国庫補助の対象施設となり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持していく。

【受援体制の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和５年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援・支援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める。

【消防人材・消防団員の確保・育成】＜関市アクションプラン　通番１４＞

・大規模災害時には、市内の広範囲において倒木や家屋倒壊が発生するため、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴のある消防団が地域防災の中心となり、対応する必要性が出てくると予想される。

・消防活動では、幅広い知識、技術を習得し、安全かつ的確に実施するため、定期的な救助資機材の取り扱い訓練や救助訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。

・消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見等を踏まえながら、団員の処遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりと並行して各種インセンティブ制度など、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充を行う。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この30年以内に発生する確率は70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、

防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。

【道路整備・狭あい道路解消（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６８＞

・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。

・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、関市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

【幹線道路ネットワークの整備】＜関市アクションプラン　通番６９＞

・都市の防災性を高めるため、インターチェンジ等へのアクセス向上や良好な市街地の形成、道路ネットワークの向上につながる都市計画道路の整備を進める。

【主要鉄道駅の耐震化等の促進】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐久化や防災対策の強化を事業者とともに努める。

【鉄道の避難対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・鉄道利用者の安全確保について、事業者等において、避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。

（指標）		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【消防力の強化（№5）】	消防団車両の適正配置（削減）	66.7% (24台中16台)	100% (24台中24台)
【消防人材・消防団員の確保・育成（№14）】	消防団員の充足率	89.7%(915人)	100%(1020人)
	認定消防団協力事業所数	50事業所	55事業所

2-3）医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【救命救急体制の充実】＜関市アクションプラン　通番１６＞

・大規模災害時の発生直後は、道路の陥没や亀裂、橋の段差、マンホールの浮上がりなどにより緊急車両の通行が困難となることや、行政職員も被災することから多数の重症者の救急活動が遅れる恐れがある。このような場合に、消防団又は自主防災会等の協力により救護や搬送する必要があるため、各種団体への救命講習の実施を引き続き実施していく。

【福祉施設の耐震化】＜関市アクションプラン　通番４８＞

・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

【医療救護体制の充実】＜関市アクションプラン　通番５０＞

・災害時活動マニュアルの更新や、総合病院（中濃厚生病院、関中央病院）、三師会（武儀医師会、関歯科医師会、関薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。

・特に、被災後１週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、関市と三師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】＜関市アクションプラン　通番５１＞

・災害時に関係者と連携できるよう医療機関・医師会等参加のもと、武儀・郡上地域災害医療コーディネートチームによる研修及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を進める。

・市内に就職した言語聴覚士、社会福祉士、精神保健士等を対象に就職奨励金を交付する。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この 30 年以内に発生する確率は70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【救命救急体制の充実（№16）】　救命講習実施状況（受講者数）	3,493	－

2-4）想定を超える大量かつ長期の避難者や帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

【帰宅困難者対策】＜関市アクションプラン　通番１５＞

・南海トラフ巨大地震などの広範囲で大規模な災害が発生した場合、通勤、通学者などにおいて帰宅困難となる人は、相当数発生すると見込まれる。帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルを定期的に見直し実効性を高める。

・災害発生後の混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、幹線道路の結束点では渋滞が発生し応急救助活動の妨げになると考えられるため、「むやみに移動を開始しない」よう周知する。

・岐阜県は、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどと協定を締結し、災害時には「徒歩帰宅支援ステーション」として「水道水の提供、トイレの使用」などが受けられる取組を行っている。市は県と協力してこの制度の取組を周知する。

【災害時協力事業所の登録等(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番８９＞

・令和６年度から開始した災害時協力事業所登録制度を開始した。従業員や観光客など帰宅困難となる人が災害時に一時的に退避できる場所の提供や従業員による救助救活動など地域住民と協力した共助の取組を推進するため、災害時協力事業所を増やす。また、事業所において従業員や観光客など帰宅困難となる者が待機することで必要となる物資の備蓄を促進する。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【帰宅困難者対策（№15）】　（再掲）指定避難所における受け入れ可能人数（福祉避難所を除く）	41施設(18,995人)	維持

2-5）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレ対策】＜関市アクションプラン　通番１７＞

・災害時にトイレが不足する事態に備え、標準型備蓄倉庫に組立式トイレ・組立式簡易トイレ、避難所型備蓄倉庫に組立式簡易トイレ、一部避難所にマンホールトイレやダンボールトイレ等の災害用トイレの備蓄を行っている。必要に応じ、備蓄数の見直しを検討する。

・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、出前講座での啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄についても推進する。

【下水道施設の機能確保】＜関市アクションプラン　通番４２（重点施策）＞

・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。
耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める。

・公共下水道、特環公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等各施設の老朽化対策として更新・修繕をストックマネジメント計画に基づき更新を行う。また、岐阜県汚水処理事業広域化共同化計画に基づき、し尿処理場と公

共下水道の統合を実施する。
・管路及びマンホール点検の結果を基に、計画的な修繕を実施し機能保全を図る。
・すべての施設の対策が完了するには時間を要することから、被災した際に早期復旧するため、関係機関と協定締結することにより応援体制の確保、緊急時対応マニュアル（下水道 BCP）の見直しなどのソフト対策も進める。
・河川や内水の氾濫の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。
・関係団体による被害状況の調査や応急復旧活動への協力について、協定書を締結し下水道の早期復旧に努める。

【感染症対策】＜関市アクションプラン　通番５２＞
・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄している。必要とする施設への配布方法や不足する消毒液の確保体制について検討する。
・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む。

【合併処理浄化槽への転換促進】＜関市アクションプラン　通番７２＞
・みなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進している。また、老朽化の進んでいるみなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽は、災害時の破損等も想定されるため、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止時においても、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への早期な切り替えを補助金や啓発活動を通じて促進する。

【火葬体制の確立】＜関市アクションプラン　通番７３＞
・災害時の遺体の取扱い、広域火葬及び埋葬を的確に遅滞なく行うため、体制の充実を図る。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】＜関市アクションプラン　通番７４＞
・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、平成30年３月に関市災害廃棄物処理計画を策定し、令和４年３月に更新した。仮置場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、必要に応じて計画を更新するなど、引き続き処理体制の充実を図る。

（指標）		〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【災害用トイレ対策（№17）】	出前講座実施回数（参加者数）	34回（1,712人）	35回（1,700人）
【下水道施設の機能確保（№42）】	下水道施設の復旧土木・設備団体との協定	6団体	維持
【感染症対策（№52）】	手指用消毒剤備蓄率	100%	100%
【合併処理浄化槽への転換促進（№72）】	合併処理浄化槽の転換促進	3基/年	5基/年

2-6）長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

【避難所機能・環境整備の充実】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞
・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する。
・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく。
・避難者が安心して避難生活を送ることができるようにするため、スフィア基準の考え方に加え、これまでの大規模災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルを適宜改定する。
・避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源の整備など防災機能の強化を推進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリア

フリー化、暑さ寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な避難者に配慮した環境改善に取り組む。

・避難所機能を向上させるため、小中学校体育館に計画的にエアコンを設置する。

【被災住宅への支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２９＞

・被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。

【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給（新規）】＜関市アクションプラン　通番３０＞

・建設型応急住宅については、必要個数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る。

【福祉防災体制整備】＜関市アクションプラン　通番４９＞

・高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児・病弱者などの要配慮者が指定避難所において生活に支障をきたす場合、市と協定を締結している施設に、福祉避難所の開設を要請する。要支援者の避難所運営を円滑に行うため、福祉避難所の要配慮者受け入れマニュアルを見直す。

（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【避難所機能・環境整備の充実（No.19）】　避難所に必要な環境整備	随時	随時
【被災住宅への支援（No.29）】	－	－
【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給（No.30）】	－	－
【災害廃棄物処理体制の充実強化（No.74）】　災害廃棄物処理計画の更新	随時	随時

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1）市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【受援体制の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和５年度にこの支援を受けるための受援体制を、「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める。

【業務継続体制の強化（職員参集等）】＜関市アクションプラン　通番１８（重点施策）＞

・関市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、非常参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態に備え、防災体制及び避難所の運営体制を確立する。

・職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の確保は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める。

・令和３年度にＩＣＴ部門の情報行政事業継続計画を策定し災害に備えている。必要に応じ更新する。

・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の災害対応マニュアルを更新する。

【避難所機能・環境整備の充実（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞

・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適

切な更新、維持管理に努める。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する。
・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能を有するかについて、一定の基準に基づき判断していく。
・避難者が安心して避難生活を送ることができるようにするため、スフィア基準の考え方に加え、これまでの大規模災害の教訓等を踏まえ、避難所運営マニュアルを適宜改定する。
・避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源の整備など防災機能の強化を推進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な避難者に配慮した環境改善に取り組む。
・避難所機能を向上させるため、小中学校体育館に計画的にエアコンを設置する。

【被災者生活再建支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番２８＞
・被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、被災者に対する生活支援情報をまとめた情報を作成しホームページなどにより幅広く周知する。
・被災者が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられ、被災者が抱える様々な課題に応えられるよう「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、関係者との間で支援の在り方について議論し災害時に機能する体制を構築していく。

【観光施設等の整備・促進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５５＞
・多くの観光客が訪れる観光施設の安全面の確保を図るため、整備・改修を実施する。また IoT サービスの利用が拡大している中、災害時でも電波の能率的利用ができるように、観光施設の Wi-Fi 等の多様な無線局の活用促進を行うことで、観光客の生命・身体・財産を保護できるように努める。

【自助、共助の推進（新規）】＜関市アクションプラン　通番７７（重点施策）＞
・自分の命は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」をより推進するため、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、実効性のある啓発運動となるよう関係者が一丸となって取り組む。
・自助、共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、周知する。

（指標）	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【受援体制の整備（№13）】　関市災害時受援計画の見直し	随時	随時
【業務継続体制の強化（職員参集等）（№18）】 職員向け防災研修・訓練の実施	5回/年	6回/年
業務継続計画の見直し	―	―
ＢＣＰ計画に沿った訓練・研修	－	－
【被災者生活再建支援（№28）】	―	―

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】＜関市アクションプラン　通番５７（重点施策）＞
・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、災害や大事故などの非常事態が生じた際に用いる「非常時対応マニュアル（BCP）」を策定しようとする中小企業を、商工会議所、商工会との共同により支援する。

【企業誘致の推進】＜関市アクションプラン　通番５８＞
・市内産業の生産力と競争力を向上させるため、工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める。また、中小企業者等が行う工場の共同化・協業化・集団化を支援する。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【企業誘致の推進（№58）】　関市企業立地奨励金の交付件数	29件	―

4-2）有害物質の大規模拡散・流出

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】＜関市アクションプラン　通番２５＞

・消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行い、また、各施設へ定期的に立入検査を行い、拡散、流出がないよう、法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】＜関市アクションプラン　通番７５＞

・平時から大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行っているが、汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止・周知対策が取れるよう、関係機関との連携の強化に努める。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査（№25）】 中濃消防組合火災予防査察規程等に基づく立入検査率	91.7%	100%

4-3）食料や生活物資の安定供給の停滞

【協定締結の促進】＜関市アクションプラン　通番２１＞

・民間企業等と生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時に確実に活動できるよう、平常時から協定締結先と支援に係る一連の手順について確認に努める。

【農村資源の保全・推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５９＞

・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。
・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める。
・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う。
・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。

【農業水利施設の老朽化対策】＜関市アクションプラン　通番９１＞

・老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【協定締結の促進（№21）】　民間企業、団体等との協定数	102件	維持
防災フェアの参加等で連携した協定先等	12団体	15団体

4-4）異常渇水等による用水の供給の途絶

【給水体制の構築（再掲）】＜関市アクションプラン　通番４５＞

・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時には日本水道協会と連携を図り、緊急時の給水復旧体制を構築する。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【給水体制の構築（№45）】　安定供給に向けた給水体制の検討	―	―

4-5）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農村資源の保全・推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番５９＞
・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。
・火災の延焼拡大や保水機能を確保するため、耕作放棄地の適正な管理に努める。
・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う。
・地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する。
【農道の維持、長寿命化等対策】＜関市アクションプラン　通番６０＞
・農道施設（橋梁等の長寿命化・耐震化含）における各種点検の実施及び結果に基づき計画的な整備を図る。
【災害に強い森林づくり（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６２（重点施策）＞
・豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備の計画的な推進や、適切な経営管理が行われていない森林について、森林譲与税の導入と併せて施行された森林経営管理制度を活用し森林整備を促進する。
・植樹活動や下刈りなど企業との協働による森林づくりを推進する。
【治山・林道施設の整備】＜関市アクションプラン　通番６３（重点施策）＞
・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、治山施設の適切な維持管理や林道施設（橋梁・トンネル等の長寿命化・耐震化含）の計画的な整備を図る。

指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【農村資源の保全・推進（№59）】　多面的機能支払交付金組織の統合(組織数)	48組織	49組織

5 情報通信サービス、電力、燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1）ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【公的備蓄の充実（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１２（重点施策）＞
・南海トラフ巨大地震の想定避難者数は5,643 人、帰宅困難者数が 567 人。揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の想定避難者数は26,682 人である。（南海トラフの巨大地震等被害想定調査について：平成25 年岐阜県発表）
・このため、被害が最も甚大である揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯地震の被害を想定し、孤立予想集落地域の人口、非孤立予想集落地域の人口に応じて非常食約 76,000 食の食料を備蓄している。いずれも長期保存が可能な製品ではあるが、定期的かつ効率的な更新に努める。
・市内 69 の標準型防災備蓄倉庫に発動発電機を各 1 台備蓄しているほか、30 の避難所型防災備蓄倉庫にも発動発電機を各 1 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知する。
【ライフライン事業者との協力連携の強化】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞
・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する。
【災害時における燃料の確保（新規）】＜関市アクションプラン　通番２３＞
・災害時に燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実行性を高めるよう平時から連携を図る。
【再生可能エネルギーの導入拡大（新規）】＜関市アクションプラン　通番３２＞
・災害時には再生可能エネルギーを最大限活用するため、避難所等を含む公共施設や住宅、事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入する。
・本市は、国の「2050年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえ、令和４年２月に【関市「ゼロカーボンシティ」宣言】を行い、令和５年３月に、2050年までに脱炭素化を見据えた再生可能エネルギー導入目標と目標達成に向けた施策を検

討するため「関市地域再生可能エネルギー導入構想」を策定した。
今後、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電設備の導入や、森林や河川を活用した小水力発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの可能性について検討する。
また、こうした再生可能エネルギーを災害時の公共施設で非常電源として活用することや、孤立予想地域での電源の確保にも有効活用できるよう整備する。

【水道施設の機能確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番４１（重点施策）＞

・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、耐震対策が必要な水源地、配水池、加圧施設、管路について優先的に耐震化を促進する。
・岐阜県が指定する地域災害拠点病院や、関市が指定する避難所等の重要設備につながる管路を重要給水路線基幹に設定する。
・老朽化対策として更新・修繕を計画的に行うため、アセットマネジメント計画に基づき、機能確保を計画的に進める。

【下水道施設の機能確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番４２（重点施策）＞

・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。
　耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を計画的に進める。
・公共下水道、特環公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等各施設の老朽化対策として更新・修繕をストックマネジメント計画に基づき更新を行う。また、岐阜県汚水処理事業広域化共同化計画に基づき、し尿処理場と公共下水道の統合を実施する。
・管路及びマンホール点検の結果を基に、計画的な修繕を実施し機能保全を図る。
・すべての施設の対策が完了するには時間を要することから、被災した際に早期復旧するため、関係機関と協定締結することにより応援体制の確保、緊急時対応マニュアル（下水道 BCP）の見直しなどのソフト対策も進める。
・河川や内水の氾濫の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。
・関係団体による被害状況の調査や応急復旧活動への協力について、協定書を締結し下水道の早期復旧に努める。

【合併処理浄化槽への転換促進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７２＞

・みなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進している。また、老朽化の進んでいるみなし浄化槽（単独浄化槽）や汲み取り便槽は、災害時の破損等も想定されるため、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止時においても、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併処理浄化槽への早期な切り替えを補助金や啓発活動を通じて促進する。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【ライフライン事業者との協力連携の強化（№22）】		
ライフライン保全対策事業対策実施路線	1路線 (580m、3,255㎡)	－
せき市民防災フェアに参加するライフライン事業者	5機関	5機関以上
【災害時における燃料の確保（№23）】総合防災訓練に参加する燃料供給事業者	－	1事業者
【再生可能エネルギーの導入拡大（№32）】	－	－
【下水道施設の機能確保(再掲)(№42)】下水道施設の復旧土木・設備団体との協定	6団体	維持

5-2）幹線道路が分断される等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協力連携の強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞

・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練への参加など、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する。

【道路等の復旧に係る協定締結】＜関市アクションプラン　通番２４＞

・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、締結先の拡大に努めるほか、平時から相手方との連絡を密にし、連携の強化に努める。

【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】＜関市アクションプラン　通番４４＞

・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあることから、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

【治山・林道施設の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６３（重点施策）＞

・地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、治山施設の適切な維持管理や林道施設（橋梁・トンネル等の長寿命化・耐震化含）の計画的な整備を図る。

【道路ネットワークの確保（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６７（重点施策）＞

・南海トラフ巨大地震が、この30年以内に発生する確率は70～80%とされており、大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能が確保される必要がある。そのために、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路では、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。また、岐阜県の緊急輸送道路に繋がる幹線道路等では、必要性等を勘案し、道路改良、路面整備、橋梁の耐震化・長寿命化等、災害に備えた対策を進める。

【幹線道路ネットワークの整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番６９＞

・都市の防災性を高めるため、インターチェンジ等へのアクセス向上や良好な市街地の形成、道路ネットワークの向上につながる都市計画道路の整備を進める。

【地域交通網の確保】＜関市アクションプラン　通番７１＞

・地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。

【道路施設の維持・長寿命化対策】＜関市アクションプラン　通番９０＞

・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

・災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のＬＥＤ化を推進する。

【主要鉄道駅の耐震化等の促進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐久化や防災対策の強化を事業者とともに努める。

【鉄道の避難対策（再掲）】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・鉄道利用者の安全確保について、事業者等において、避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。

【道路ネットワークの整備・橋梁耐震化・斜面対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、関係機関と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組を進める。

【道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・山間部においては、河川沿いの狭隘部等に社会、経済、行政等の中枢機能や交通が集中しているが、このような山間狭隘部においては毎年のように水害、土砂災害による集落の孤立が発生しており、大規模災害発生時にも道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を推進する。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【道路等の復旧に係る協定締結（№24）】 公共施設復旧に資する土木・建築関連団体との協定数	17件	維持
【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策（№44）】	―	―
【道路ネットワークの確保（№67）】	―	―

6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７４＞

・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、平成30年3月に関市災害廃棄物処理計画を策定し、令和4年1月に更新した。仮置場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、必要に応じて計画を更新するなど、引き続き処理体制の充実を図る。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【災害廃棄物処理体制の充実強化（再掲）№74】　災害廃棄物処理計画の更新	随時	随時

6-2）人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【業務継続体制の強化（職員参集等）（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１８（重点施策）＞

・関市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、非常参集訓練を実施している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態に備え、防災体制及び避難所の運営体制を確立する。

・職員用食料、飲料水、主要庁舎の非常用電源等の確保は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める。

・令和3年度にＩＣＴ部門の情報行政事業継続計画を策定し災害に備えている。必要に応じ更新する。

・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の災害対応マニュアルを更新する。

【ボランティア対策】＜関市アクションプラン　通番２６＞

・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、関市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、関市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。

・「関市災害ボランティア連絡調整協議会」を設置し、行政・社協・NPO等と、それぞれを支える中間支援組織といった関係団体と連携し、災害発生時に速やかに被災者支援に係る災害ボランティアの総合調整、情報発信などの支援訓練及び運営訓練を継続的に実施する。

・必要な資機材を調達・支援する方法等について検討する。

・被災者が必要としている困りごとを支援するため、関市社会福祉協議会と連携しボランティア活動に参加できる団体や個人の事前登録者を増やす。

・応急対策や優先する一般事務が円滑に行われるよう、各種災害の「災害対応マニュアルを更新する。

【応急危険度判定士育成】＜関市アクションプラン　通番４６＞

・令和6年9月25日現在、市職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は38人、被災宅地危険度判定士の有資格者は10人であり、不足する場合は県へ要請することとしているが、市において判定士や、大規模地震発生時に必要となる「判定コーディネーター（他県判定士の受入、チーム編成、判定結果の取りまとめ等）」を育成し、建築物・宅地危険度判定体制の強化を図る。

【被害認定調査の効率化】＜関市アクションプラン　通番５３＞

・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、令和６年に「関市罹災証明書等交付要綱」及び「関市罹災証明等事務取扱要領」を策定し、当該要綱・要領に則り罹災証明書等を円滑に発行するためのフローチャートを作成した。更なる発行体制の強化を図るため、定期的に職員がフローチャートを確認し、発行手順を確認するとともに、必要に応じて要綱等の見直しを行う。

【地域コミュニティ活動支援（新規）】＜関市アクションプラン　通番８８＞

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持、発展に向けた対策を行う。

・災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体の取組を支援する。

・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

【TEC-FORCE との連携強化】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策対策派遣隊）やリエゾン（災害対策現地情報連絡員）について、派遣や受入れに係る体制の確立、連携の強化を図り、応急復旧を迅速に行う体制の充実に努める。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【業務継続体制の強化(職員参集等)(№18)】		
職員向け防災研修・訓練の実施	5回/年	6回/年
業務継続計画の見直し状況	－	－
ＢＣＰ計画に沿った訓練･研修の実施回数	－	－
【ボランティア対策（№26）】　関市災害ボランティア連絡調整会議の開催	1回	1回
ボランティアセンター事前登録団体（登録者）	14団体（199人）	15団体（200人）

6-3）鉄道、道路等の基幹インフラの損壊や広域的地盤沈下等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地籍調査】＜関市アクションプラン　通番７０＞

・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する。

【鉄道施設の防災・減災対策の強化】＜関市アクションプラン　通番該当なし＞

・老朽化した鉄道施設の長寿命化に資する補強・改修を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図るとともに、安全性向上に向けた設備投資の実施など、安全・安定輸送の確保に向けた取組を推進する。

（指標）	〈見込み値(R6)〉	〈目標値(R11)〉
【地籍調査（№70）】　地籍調査実施率	9%	10%

6-4）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域コミュニティの強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番２７（重点施策）＞

・災害からの早期の立ち直りを阻む要因の一つとして、地域コミュニティの崩壊があげられる。それを防ぐために、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。地域が特色を活かした活動をすることは、地域間の絆を強めることにつながる。早期復旧に対する不安要因を取り除き、災害からの早期の立ち直りのため、平常時から良好な地域コミュニティを確立しておく。

【逸走動物対策】＜関市アクションプラン　通番７６＞

・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所の設置・運営に向けた対策を講じる。

【防災士育成】＜関市アクションプラン　通番８５（重点施策）＞

・地域の防災対策を推進するためには、地域の特性を把握した防災士と連携する。

・防災士に災害から命を守るための防災対策に関する知識を向上させるため研修会等を行う。

・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る。

【防犯ボランティア団体の育成強化】＜関市アクションプラン　通番８６＞

・地域の防犯団体等の活動は、災害時等の治安維持にも寄与することから、防犯パトロールや世帯訪問等を行っている関市自治防犯防災会の活動を支援する。

【自主防災組織育成】＜関市アクションプラン　通番８７（重点施策）＞

・市内18の地域で自主防災会が組織され、消火器を用いた初期消火の訓練や、安否確認の訓練、防災資機材の取扱い訓練等の積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、関市防災資機材整備事業補助金や関市防災訓練補助金等の活動支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに、市職員地区支部要員と連携し避難所運営訓練等を行いさらなる地域防災力向上を図っていく。

・地域の特性を踏まえた家庭（自助）や地域（共助）での防災活動や地域に根付いた防災対策、住民主体での避難行動を促進するため、防災士等地域の防災リーダーと連携した体制を構築する。

・高齢化や過疎化が進む地域を中心に「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合い避難行動をとることができるよう、地域が主体的に取り組む防災計画の作成など住民の自発的な防災活動に対して支援する。

【地域コミュニティ活動支援(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番８８＞

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持、発展に向けた対策を行う。

・災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要となることから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体の取組を支援する。

・地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

(指標)		＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【地域コミュニティの強化（№27）】	地域委員会イベントの開催数 ①洞戸地域、②板取地域、③武芸川地域、④武儀地域、⑤上之保地域、⑥旧関地域	①20回、②40回 ③30回、④20回 ⑤30回、⑥300回	―
【防災士育成（№85）】	防災士育成補助金交付件数	3人	5人
	市内の防災士数（再掲）	210人	250人
【自主防災組織育成（№87）】			
	関市総合防災訓練合計参加者数（再掲）	6,427人	6,500人
	市と協力し避難所運営訓練を実施した地区（学校）数	2地区（4学校）	1地区（2学校）
	地区防災計画の策定団体（地域防災計画掲載団体数／支援団体数）	0自治会／0地区	10自治会／2地区

6-5）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【被災住宅への支援(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番２９＞

・被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。

【応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番３０＞

・建設型応急住宅については、必要個数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る。

【地籍調査（再掲）】＜関市アクションプラン　通番７０＞

・土地の境界等を明確にすることにより、発災後の円滑な境界確認が可能となり、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する。

(指標)	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【地籍調査（再掲）（№70）】　地籍調査の実施率	9%	10%

6-6）復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等より、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【復興事前準備（新規）】＜関市アクションプラン　通番３１＞

・被災後には早期の復興まちづくりが求められるため、被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組を進めておく。大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討しておく。

(指標)	＜見込み値(R6)＞	＜目標値(R11)＞
【復興事前準備（№31）】　防災訓練の実施	－	1回/年以上

7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1）孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

【消防力の強化（再掲)】＜関市アクションプラン　通番５（重点施策）＞

・岐阜県広域消防応援基本計画により、近隣の応援体制を構築しているが、市境の火災など相互に支援できる体制強化に努める。

・消防団活性化計画により、施設の適正配置や老朽化対策、耐震対策を図ってきたが、不要になった施設の解体撤去および地域への譲渡を進める。

・消防車両の老朽化による性能低下や故障などにより、迅速な消防活動の妨げとならないよう、車両更新計画に基づき、車両の更新を行う。

【受援体制の整備（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１３（重点施策）＞

・災害時相互応援協定により、他自治体から人的、物的支援を受けることが可能で、令和５年度にこの支援を受けるための受援体制を「関市災害時受援計画」に定めている。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実に努める。また、物資の保有状況や不足物資の要請といった情報をリアルタイムで管理・共有できる国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を円滑に活用できるよう取り組む。

・大規模災害時における自衛隊、警察、消防などの応援部隊の活動拠点（集結場所、炊飯、宿泊、野営場所）や、支援物資の一時集積配分する物資集積拠点を岐阜県は「災害時広域受援計画」、本市は「関市災害時受援・支援計画」で定めている。物資集積拠点から各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保する。また、計画やマニュアルなどの定期的な見直しを行い、実効性を高める。

【避難所機能・環境整備の充実（再掲）】＜関市アクションプラン　通番１９（重点施策）＞

・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。また、近年の大規模災害において避難所で必要となる物資や資機材及び応急対策用資機材を見直しさらに充実する。

【ライフライン事業者との協力連携の強化（再掲）】＜関市アクションプラン　通番２２（重点施策）＞

・平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練への参加など、引き続き連携の強化に努め、強風や豪雪により倒木し、電線の切断や道路交通の遮断により孤立集落にならないための体制を整備する。

【自助、共助の推進(新規)(再掲)】＜関市アクションプラン　通番７７（重点施策）＞

・自分の命は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」をより推進するため、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、実効性のある啓発運動となるよう関係者が一丸となって取り組む。

・自助、共助の意識を高め、災害への備えを負担感なく行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、周知する。

【個人備蓄の推進（再掲）】＜関市アクションプラン　通番８４（重点施策）＞

・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料や生活物資の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における３日分以上、できれば一週間以上の備蓄の促進に向けた啓発を、出前講座・防災教育・災害避難カード作成事業と併せて引き続き取り組む。